

The background features a large, green-outlined circular seal of the Faculty of Law at Osaka University. The seal contains a central illustration of a scale of justice. The text 'OSAKA UNIVERSITY' is written in a serif font around the top and bottom inner edges of the circle. The Japanese characters '大阪大学' are written in a stylized font across the middle of the seal.

令和6年度

学生ハンドブック

2024

大阪大学法学部

令和6(2024)年度 学部行事予定表

(2024年4月1日～2025年3月31日)

	月 日 (曜)	事 項
春 学 期	4月 1日 (月)	新入生・編入学生オリエンテーション
	4月 2日 (火)	入学式 (新入生)
	4月10日 (水)	春学期授業開始
	5月 1日 (水)	大阪大学記念日、いちよう祭準備 (授業休講)
	5月 2日 (木) ～ 5月 3日 (金)	いちよう祭 (授業休講)
	6月 4日 (火) ～ 7日 (金)、11日 (火)	春学期開講科目定期試験実施期間
	6月11日 (火)	春学期授業終了
夏 学 期	6月12日 (水)	夏学期授業開始
	7月31日 (水)～8月2日 (金)、6日 (火)、7日 (水)	春・夏学期開講科目、夏学期開講科目定期試験実施期間
	8月 7日 (水)	夏学期授業終了
	8月 8日 (木) ～ 9月30日 (月)	夏季休業
	8月 下旬 ～ 9月 月上旬	法政導入演習、PSE参加願受付
	9月 下旬	配属決定 (法政導入演習、PSE)
秋 学 期	10月 1日 (火)	秋学期授業開始
	11月 1日 (金)	まちかね祭準備 (授業休講)
	11月 2日 (土) ～ 11月 5日 (火)	まちかね祭 (授業休講)
	11月20日 (水)、21日 (木)、26日 (火)、29日 (金)、12月2日 (月)	秋学期開講科目定期試験実施日
	12月 2日 (月)	秋学期授業終了
冬 学 期	12月 3日 (火)	冬学期授業開始
	12月28日 (土) ～ 1月 5日 (日)	冬季休業
	1月17日 (金)	大学入学共通テストに伴う臨時休業日
	1月28日 (火)～30日 (木)、2月5日 (水)、7日 (金)	秋・冬学期開講科目、冬学期開講科目定期試験実施日
	2月 7日 (金)	冬学期授業終了
	2月 中旬 ～ 3月 月上旬	演習・セミナー参加願受付及び配属決定
	3月25日 (火)	卒業式

令和6（2024）年度 法学部学年暦

○数字は授業回数を示す

月	日	月	火	水	木	金	土
2024年 4月	1	学部別履修指導 履修希望登録	入学式 履修希望登録	履修希望登録 健康診断	履修希望登録 健康診断	健康診断	
	7	抽選結果発表 先着順登録		①①	①①	①①	
	14	①①	①①	②②	②②	②②	
	21	②②	②②	③③	③③	③③	
	28	昭和の日	③③				
	29						
5月	5	こどもの日	振替休日	④④	④④	④④	
	12	③③	⑤⑤	⑤⑤	⑤⑤	⑤⑤	
	19	④④	⑥⑥	⑥⑥	⑥⑥	⑥⑥	
	26	⑤⑤	⑦⑦	⑦⑦	⑦⑦	⑦⑦	
	31						
	1						
6月	2	⑥⑥	⑧⑧	⑧⑧	⑧⑧	⑧⑧	
	9	⑦⑦	⑧⑧	①⑨	①⑨	①⑨	
	16	①⑨	①⑨	②⑩	②⑩	②⑩	
	23	②⑩	②⑩	③⑪	③⑪	③⑪	
	30	6月11日は月曜日の振替授業・試験実施日					
	1						
7月	7	④⑫	④⑫	⑤⑬	⑤⑬	⑤⑬	
	14	海の日	⑤⑬	⑥⑭	⑥⑭	⑥⑭	
	21	⑤⑬	⑥⑭	⑦⑮	⑦⑮	⑦⑮	
	28	⑥⑭	⑦⑮	⑧⑯			
	29						
	30	8月7日は月曜日の振替授業・試験実施日					
8月	4	⑦⑮	⑧⑯	⑧⑯	⑧⑯	⑧⑯	
	11	山の日	振替休日				
	18						
	25						
	31						
	1						
9月	8						
	15	敬老の日					
	22	秋分の日	振替休日				
	29						
	30						
	1						
10月	6						
	13	スポーツの日	③③	③③	③③	③③	
	20	②②	④④	④④	④④	④④	
	27	③③	⑤⑤	⑤⑤	⑤⑤	⑤⑤	
	31						
	1						
11月	3	文化の日 大学祭	振替休日 大学祭	⑥⑥	⑥⑥	⑥⑥	
	10	④④	⑥⑥	⑦⑦	⑦⑦	⑦⑦	
	17	⑤⑤	⑦⑦	⑧⑧	⑧⑧	⑧⑧	
	24	⑥⑥	⑧⑧	⑦⑦		⑧⑧	
	27	11月27日は月曜日の振替授業実施日					
	1	⑧⑧	①⑨	①⑨	①⑨	①⑨	
12月	8	①⑨	②⑩	②⑩	②⑩	②⑩	
	15	②⑩	③⑪	③⑪	③⑪	③⑪	
	22	③⑪	④⑫	④⑫	④⑫	④⑫	
	29						
	31						
	1						
2025年 1月	5	④⑫	⑤⑬	⑤⑬	⑤⑬	⑤⑬	
	12	成人の日	⑥⑭	⑥⑭	⑥⑭	⑥⑭	
	19	共通テスト	⑤⑬	⑦⑮	⑦⑮	⑦⑮	
	26	⑥⑭	⑧⑯	⑧⑯	⑧⑯	⑧⑯	
	31						
	2						
2月	2	⑦⑮		⑧⑯		⑧⑯	
	9		建国記念の日				
	16						
	23	天皇誕生日	振替休日	⑨⑰			
	24						
	1						
3月	2						
	9						
	16						
	23						
	30						
	31						

※他研究科と同時開講している科目の授業の日程については、この学年暦によらない場合がありますので、シラバスや授業内で確認してください。

- ・・・土・日・祝日及び休業日又は授業を行わない日を示す。
- ・・・大学行事又は入試準備のための臨時休業日（予定）を示す。

- 数字はセメスター科目、●数字はターム科目の授業回数を示す。
- “試”はターム科目、“験”はセメスター科目の定期試験期間を示す。

春学期：4月 1日～6月 11日	秋学期：10月 1日～12月 2日
夏学期：6月 12日～9月 30日	冬学期：12月 3日～3月 31日

大阪大学憲章

大阪大学は、開学以来の国立大学という組織を離れて、国立大学法人として新たに出発する。かねて大阪の地に根づいていた懐徳堂・適塾以来の市民精神を受け継ぎつつ、「地域に生き世界に伸びる」ことをモットーとして、それぞれの時代の社会の課題に応じてきた。歴史の大きな転換点をむかえつつあるいま、大阪大学が国立大学法人として新たな出発をするこの機に臨み、将来の豊かな発展を期して、あらためて自らの基本理念を以下のとおり宣言し、大阪大学の全構成員の指針とする。

1. 世界水準の研究の遂行

大阪大学は、人間そのものや人間が構成する様々な社会、及びそれを取り巻く環境や自然のあらゆる分野について、また、それら相互の関係について、その真理を探究し、世界最先端の学術研究の場となることをめざす。

2. 高度な教育の推進

大阪大学は、次代の社会を支え、人類の理想の実現をはかる有能な人材を社会に輩出することを、その目標とする。

3. 社会への貢献

大阪大学は、教育研究活動を通じて、「地域に生き世界に伸びる」をモットーとして、社会の安寧と福祉、世界平和、人類と自然環境の調和に貢献する。

4. 学問の独立性と市民性

大阪大学は、教育研究の両面において、懐徳堂・適塾以来の自由で闊達な市民的性格と批判精神やその市民性を継承し、発展させる。学問の本質を踏まえ、いかなる権力にも権威にもおもねることなく、自主独立の気概のもとに展開する。

5. 基礎的研究の尊重

大阪大学は、すべての分野において基礎的・理論的な研究を重視し、世界水準の研究を自らの課題として、次世代においても研究のリーダーであることを標榜する。

6. 実学の重視

大阪大学は、実学の伝統を生かし、基礎と応用のバランスに配慮して、現実社会の要請に応える教育研究を実践する。

7. 総合性の強化

大阪大学は、総合大学としての特色を追求する。たんなる部局の集合体ではなく、人文科学・社会科学・自然科学・生命科学など、あらゆる学問分野の相互補完性を重視するとともに、新時代に適合する分野融合型の教育研究を推進する。

8. 改革の伝統の継承

大阪大学は、つねに世界に先駆けて新たな学問分野を切り拓き、それに見合った教育研究組織を生み出してきた自己革新の伝統を継承し、絶えざる組織の点検・再編に努める。

9. 人権の擁護

大阪大学は、その活動のあらゆる側面において、人種、民族、宗教、信条、貧富、社会的身分、性別、障がいの有無などに関するすべての差別を排し、基本的人権を擁護する。

10. 対話の促進

大阪大学は、あらゆる意味での対話を重んじ、教職員および学生は、それぞれの立場から、また、その立場を超えて、互いに相手を尊重する。

11. 自律性の堅持

大阪大学は、直面する課題に対し、構成員間の協調をとおして、自らの意思においてその解決を図る。

令和6(2024)年度 学生ハンドブック 目次

行事予定

法学部学年暦

大阪大学憲章

法学部のあゆみ 1

法学部の教育プログラム

学部共通

1. 大阪大学の教育体系 2
2. 教養教育系科目の区分及び履修上の注意 2
3. 国際性涵養教育系科目の区分及び履修上の注意 3
4. 標準修得単位数について 3
5. 履修科目の登録の上限について (CAP 制) 3
6. 早期卒業制度について 4
7. 法曹コースについて 4

I. 法学科

1. 法学科の教育理念とカリキュラムの特徴 4
2. 法学科の教育体系 4
3. 専門教育科目の区分及び履修上の注意 5
4. 法学科の卒業要件単位について (卒業要件単位表) 6

II. 国際公共政策学科

1. 国際公共政策学科の教育理念とカリキュラムの特徴 7
2. 国際公共政策学科の教育体系 7
3. 専門教育科目の区分及び履修上の注意 7
4. 国際公共政策学科の卒業要件単位について (卒業要件単位表) 10

修学について

専門教育科目履修上の注意事項 12

1. 履修手続について 12
2. 講義の録音・録画について 12
3. 試験について 12
4. 授業科目の成績に対する異議申立制度 13
5. 追試験等について 13
6. レポートの提出について 13
7. 演習・セミナー等で配布する資料のコピーについて 14
8. 気象警報の発表時等における授業の取扱いについて 14
9. 学習相談等について 15
10. グレード・ポイント・アベレージ (G P A) 制度について 15
11. 履修についてわからないことは 16

2024年度開講科目及び担当教員

法学科	18
国際公共政策学科	23
学生生活について	28
1. 学生証	28
2. 住所等の変更及び各種届出	28
3. 健康診断及び健康診断証明書	28
4. 学生のみなさんへの連絡方法	28
5. 証明書類の発行	28
6. 集会及び団体	29
7. 掲示及び教室等の使用	29
8. 資料室について	29
9. コンピュータの使用について	31
10. 法学部学生自習室の使用について	31
11. 休学、復学、退学等の申請	31
12. 授業料の納入等について	31
13. 奨学金について	34
14. 学寮について	36
15. 学生教育研究災害傷害保険について	36
16. 海外留学について	38
17. 国際交流・留学生相談室について	39
18. 学生支援室について	40
19. 全学の相談窓口	41
大阪大学法学会の役割と入会のお願い	42
大阪大学国際公共政策学会について	43
大阪大学法学部同窓会「青雲会」について	44
大阪大学法学部規程	45
大阪大学法学部早期卒業制度運用規則	61
大阪大学法学部連携法曹基礎課程（法曹コース）運用規則	62
大阪大学学部学則	64
教育職員免許状の取得について	74
大阪大学法学部教員名簿	75
周辺図・講義室等案内図・豊中地区キャンパスマップ	79

法学部のあゆみ

大阪大学法学部は、第2次世界大戦後の1948年（昭和23年）に設立された旧制大阪大学の法文学部（法・文・経の3学科からなる）の一学科に、その起源を有します。旧制大阪大学は1931年（昭和6年）に、わが国6番目の帝国大学として創設されましたが、戦後すぐの時期に至るまで文科系の学部を持っていませんでした。法文学部設立の翌1949年（昭和24年）に大阪大学が新制大学として出発する際に、法文学部が法経学部と文学部とに分れ、さらに1953年（昭和28年）には法経学部から法学部と経済学部が分離独立しました。このときに、現在の大阪大学法学部が発足したというわけです。同時に新制の大学院である法学研究科が誕生し、高度な研究をもとに法学・政治学の教育を行う基盤が整いました。

当初は小所帯で出発した法学部もしだいに拡大され、研究・教育の拠点として高い評価を得るようになりました。その研究の歩みは、文庫として保存されている佐々木惣一博士、斎藤常三郎博士などの学殖を伝える資料に確認することができます。1999年（平成11年）には大学院重点化によって研究組織が強化され、さらに2004年（平成16年）には法曹養成のための法科大学院として高等司法研究科が新設されました。現在では法学研究科と高等司法研究科及び国際公共政策研究科に属する教員が中心となって、法学部の教育を担っています。近年は国際化に力を入れており、世界の著名な大学と学術交流協定を結び、学生の交換、教員の交流を積極的に行っています。

教員と学生との距離の近さは、大阪大学法学部の伝統です。教員、学生、卒業生が一体となって法学・政治学の研究・教育を進めるため、1951年（昭和26年）に大阪大学法学会が設立されました。大阪大学法学会は、学術誌として『阪大法学』を発行しており、わが国の法学研究をリードする論稿を公表しています。また1954年（昭和29年）に、同窓会である青雲会が設立されました。大阪大学法学部の卒業生は、企業や法曹界において、また公務員、研究者として大きく活躍しています。

2008年（平成20年）4月、大阪大学法学部は、前年10月の大阪大学と大阪外国語大学との統合を契機として、国際公共政策学科を新設して、これまでの1学科制から2学科制に移行しました。

大阪大学法学部は、独立の学部になってから70年を超える歴史を積み重ねてきました。伝統に甘んじることなく、これからもわが国における法学研究、教育をリードする機関でありたいと考えています。

法学部の教育プログラム（2019年度以降入学者）

学 部 共 通

1. 大阪大学の教育体系

大阪大学の教育課程は、教養教育系科目、専門教育系科目、国際性涵養教育系科目から構成されます（詳細は、各学科の教育体系の説明を参照してください）。

全学共通教育科目とは、全学が協力して開設する科目を指し、主として教養教育系科目（学部が開設する高度教養教育科目は除く）と国際性涵養教育系科目（学部が開設する高度国際性涵養教育科目は除く）から構成されます。

2. 教養教育系科目の区分及び履修上の注意

法学部のみなさんが履修する教養教育系科目は次のように分けられ、それぞれについて卒業のために必要な単位数が定められています（詳細については、「大阪大学法学部規程」別表1「教養教育系科目の履修方法」（55頁）及び「全学共通教育科目履修の手引」を参照してください）。

- ①学問への扉（1年次春～夏学期）
- ②基盤教養教育科目（1年次春学期～2年次夏学期）
- ③情報教育科目（1年次春学期）
- ④健康・スポーツ教育科目（1年次春～夏学期および秋～冬学期）
- ⑤高度教養教育科目（2年次秋学期～）

法学部のみなさんは、教養教育科目の履修に際して、特に次の4点に注意してください（高度教養教育科目を除く教養教育系科目の履修一般については、「全学共通教育科目履修の手引」を参照してください）。

(1) 基盤教養教育科目（社会科学系科目）として開講されているもののうち、「**日本国憲法**」は、「教育職員免許法施行規則66条の6に定める科目」であり、教員免許を取得するためには、この単位を修得する必要があります。ただし、**法学部の学生がこの科目を履修しても、卒業要件単位には算入されません**。なお、教員免許の取得については、「教育職員免許状の取得について」（74頁）を参照してください。

(2) 基盤教養教育科目の卒業要件単位は10単位で、それを越えた修得単位については、総合選択科目の卒業要件単位として扱います。ただし、総合選択科目の卒業要件単位として扱われるのは、アドヴァンスト・セミナー、第2外国語上級、グローバル理解科目（要件単位を超える分）と合わせて8単位までとなります。

(3) 高度教養教育科目の卒業要件単位は2単位で、それを越えた修得単位については、総合選択科目の卒業要件単位として扱います。高度教養教育科目の単位を修得していない時点で4単位の高度教養教育科目を履修し、その単位を修得した場合、2単位分は高度教養教育科目の卒業要件単位として扱い、残る2単位分は総合選択科目の卒業要件単位に算入します。

(4) 法学部による法学部生向けの高度教養教育科目として、「ロイヤリング（紛争処理）」（2年次以上対象）、「マスコミと国際公共政策」（3年次以上対象）が開講されています。

3. 国際性涵養教育系科目の区分及び履修上の注意

法学部のみなさんが履修する国際性涵養教育系科目は次のように分けられ、それぞれについて卒業のために必要な単位数が定められています（マルチリンガル教育科目については、「大阪大学法学部規程」別表3「国際性涵養教育系科目の履修方法」（60頁）及び「全学共通教育科目履修の手引」を参照してください）。

- ①マルチリンガル教育科目（1年次春学期～2年次冬学期）
- ②高度国際性涵養教育科目（2年次秋学期～）

法学部のみなさんは、高度国際性涵養教育科目の履修に際して、特に次の点に注意してください。

高度国際性涵養教育科目の卒業要件単位は2単位で、それを超えた履修単位については、総合選択科目の卒業要件単位として扱います。高度国際性涵養教育科目の単位を修得していない時点で4単位の高度国際性涵養教育科目を履修し、その単位を修得した場合、2単位分は高度国際性涵養教育科目の卒業要件単位として扱い、残る2単位分は総合選択科目の卒業要件単位に算入します。

法学部では、法学部の専門教育科目であり、高度国際性涵養教育科目の性質も兼ね備えた、専門教育科目兼高度国際性涵養教育科目を開講しています。専門教育科目兼高度国際性涵養教育科目については、高度国際性涵養教育科目の単位を修得していない時点で最初に単位を修得した科目の単位を、高度国際性涵養教育科目の卒業要件単位として認定します。4単位の専門教育科目兼高度国際性涵養教育科目の単位を修得した場合には、2単位分は高度国際性涵養教育科目の卒業要件単位として扱い、残る2単位分は総合選択科目の卒業要件単位に算入します。高度国際性涵養教育科目2単位を修得した後に、専門教育科目兼高度国際性涵養教育科目の単位を修得した場合、この単位は専門教育科目の卒業要件単位として扱います。

4. 標準修得単位数について

単位修得の目安として、各学年の当初の段階の標準修得単位数が定められています。法学部の標準修得単位数は以下のとおりです。**標準修得単位数は、各学年において最低限修得しておくべき単位の目安です。**各学年で計画的かつ着実に単位を修得していくよう、心がけてください。

標準修得単位数を満たさない場合には、修学状況確認のため呼び出しを行ったり、授業料免除の申請等において、不利に扱われたりする可能性があるほか、保護者等への連絡を行う場合があることに注意してください。

	1年次	2年次	3年次	4年次
一般学生	0	33	66	99
編入学生	—	—	0	46

5. 履修科目の登録の上限について（CAP制）

法学部では、2年次と3年次での履修科目の登録の上限を、春～夏学期24単位、秋～冬学期24単位としています。ただし、編入生、転学部生、交換留学から帰国した学生、教育職員免許状取得希望者については、上限を超えた登録を認めることとしています。また早期卒業候補者に

については、法政基礎演習、セミナーⅡ、演習1及びセミナーⅢに限り、上限を超えた登録を認めることとします。

6. 早期卒業制度について

早期卒業制度とは、所定の要件を満たせば、3年間で大学を卒業することができる制度です。詳細は「大阪大学法学部早期卒業制度運用規則」（61頁）を参照してください。

7. 法曹コースについて

法学部では、2020年度より、2年次生以上を対象に連携法曹基礎課程（法曹コース）を設置しています。詳細については、「大阪大学法学部連携法曹基礎課程（法曹コース）運用規則」（62頁）、法学部のホームページを参照してください。

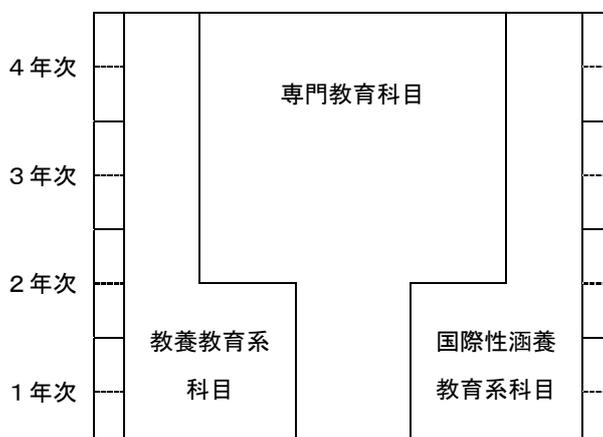
I. 法 学 科

1. 法学科の教育理念とカリキュラムの特徴

法学科では、法学（実定法・基礎法）、政治学に関する知識や論理的思考法及び問題の分析・解決手法を習得し、人間関係や社会生活の土台となる制度とその働きについて、単に現状を理解するだけでなく、歴史を遡り、理念を探究することを通じて、冷静に多面的に分析する力を培ってほしいと考えています。そのために、実定法、基礎法、政治学の各系統において、学年の進行に合わせて、入門から基礎、さらに応用へ、歴史・思想から実態理解、さらに理論分析へと、無理なく深く学んでいけるよう、カリキュラムの編成を工夫しています。法学部で学ぶのに必要な力（文献を読み、答案やレポートを書き、プレゼンテーションをし、相手と議論する力）を身につけるための少人数科目（演習科目）も、1年次から4年次まで用意しています。

2. 法学科の教育体系

法学科の教育課程は、幅広く深い教養と総合的な判断力を培い、豊かな人間性を育むことを目的とする教養教育と、上記1の趣旨に基づき、法学と政治学を専門的に学ぶ専門教育、多様な言語の運用能力および世界の多様な歴史、文化、社会、科学等についてのグローバルな理解に基づく国際性を涵養する国際性涵養教育とで構成されます。これら3つの教育プログラムが、学部初年次から学部卒業まで並行して垂直的に提供されることになります。



3. 専門教育科目の区分及び履修上の注意

1) 専門教育科目の区分

法学科の専門教育科目は次のように分けられています。

① 入門科目

1年次に学ぶ科目で、2年次以降は原則として履修することができません（ただし、1年次に学ぶ科目でも、憲法1と民法1は②に該当し、2年次以降も履修することができます）。それぞれの学問体系の見取り図を示し、これから学んでいくいろいろな科目が相互にどのように関連しているのか、全体のなかでどこに位置づけられるのかについて見通しを与える基礎科目（法学の基礎・政治学の基礎等）と、法学科での学習に必要な、文章を正確に読みとり、論理的な文章を書き、人前でわかりやすく発表する能力を培うための法政導入演習が、これに含まれます。

② コア科目

法学部教育の中心となるもので、1年次秋～冬学期以降に学びます。学年に合わせて、基礎から応用へと順に学んでいけるよう科目が配当されています。講義科目と演習に大別されます。

③ アドバンスト（高度専門）科目

コア科目の学習を踏まえて、次のステップにスムーズに進んでいけるようにするための科目です。特別講義および外国語文献研究がこれに含まれ、大学院と合同で授業が行われることもあります。

2) 専門教育科目の履修上の注意事項

法学科の専門教育科目は、必修科目（4単位）と選択科目（76単位以上）に区別されます。必修科目とは、全員が必ず履修をしなければならない科目です（「演習1a」及び「演習1b」がこれに当たります）。

選択科目については、みなさんが自由に興味のある科目を選択して履修することができます。

専門教育科目の選択科目の卒業要件単位は76単位で、それを超えた履修単位については、総合選択科目の卒業要件単位として扱うことが可能です。

(1) 1年次に開講される科目について

1年次の前半には、法学の基礎、政治学の基礎が、1年次の後半には、法政導入演習、国際関係論入門、法政情報処理が開講されます。これらの科目については、1年次生のみが履修可能です。2年次生以降は原則として履修することはできません（ただし、法学科への転学部学生は希望により、国際関係論入門、法政情報処理を履修することができます）。

法政導入演習には定員があります。開講に先立って、参加願の提出が必要です。希望者が定員を超える場合には、抽選等により受講者を決定します。

(2) 演習について

法政基礎演習は2年次、演習は3、4年次に開講されます。演習1a及び演習1bは、必修科目です。できるだけ3年次に演習1a及び演習1bを履修するようにしてください。法政基礎演習a、法政基礎演習bと、演習2a、演習2bは必修科目ではありませんが、2年次と4年次に、それぞれ履修することが強く望まれます。

演習のaは春～夏学期に、演習のbは秋～冬学期に開講されますが、原則として、同一年度においては、同一教員の演習のa、bを共に履修することとしており、3年次に演習1a、4年次に演習1bといった履修を行うことはできません（ただし留学などの場合には、例外措置をとりま

す。たとえば、3年次秋～冬学期から4年次春～夏学期にかけて留学した場合には、3年次の春～夏学期に演習1aを履修した後、4年次秋～冬学期に演習1bを履修することになります。また2年次秋～冬学期から法学部に入る転学部生については、法政基礎演習bの受講を認めます。)

演習のクラスの定員は、21名です。開講に先立って、演習参加願の提出が必要です。希望者が定員を超える場合には、抽選等により受講者を決定します。3年次編入学生については、他の3年次生の抽選が終了した4月に演習参加願を提出することになります。

(3) その他

年度により開講されない科目もあります。興味のある科目は、早めに履修しておきましょう。

4. 法学科の卒業要件単位について

法学科の卒業要件単位は、以下の表のとおりです。「教職に関する科目」及び「国際交流科目」が卒業要件単位に算入されないことに注意してください。ただし、「国際交流科目」のうち、法学部が高度国際性涵養教育科目として認める一部科目は、卒業要件単位に算入可能です。詳しくは16頁を確認してください。

使用されている科目区分名については、入学年度の法学部規程を参照してください。

法学科卒業要件単位

2019年度以降 入学者 卒業要件単位 132単位	教養教育系科目	全学共通教育科目			専門教育科目	必修科目 2科目4単位 演習1a(2単位)、演習1b(2単位) 選択科目 76単位以上 計 80単位以上 入門科目(法学の基礎、政治学の基礎、国際関係論入門)、「法政導入演習」及び「法政情報処理」は、1年次配当科目のため、「法政基礎演習」は2年次配当科目のため、他の年次の学生の履修は原則として認めない。	
		学問への扉		2			
		基盤教養教育科目	人文科学系				10
			社会科学系				
			自然科学系				
			総合型				
		情報教育科目					2
		健康・スポーツ教育科目					2
	高度教養教育科目 ※			2			
	計 18単位						
	国際性涵養教育系科目	全学共通教育科目			総合選択科目		
		マルチリンガル教育科目	第1外国語科目			8	
			第2外国語科目			4	
			グローバル理解科目			4	
高度国際性涵養教育科目 ※			2				
計 18単位							

※の科目は、法学部にも開講科目があります。

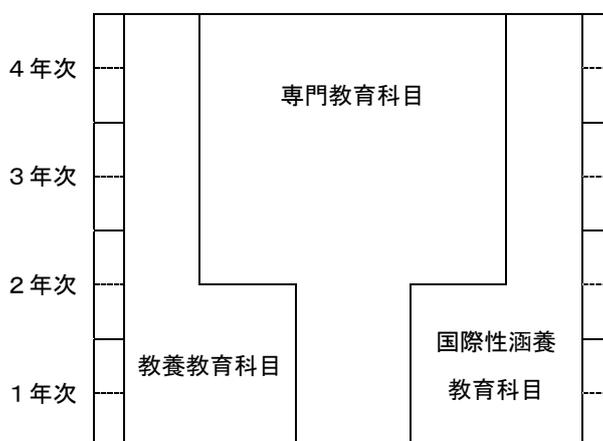
II. 国際公共政策学科

1. 国際公共政策学科の教育理念とカリキュラムの特徴

グローバル化の時代を迎え、世界各国の結びつきはこれまで以上に緊密になり、また、人権や平和、環境、貿易、経済発展などの地球規模の問題群が出現してきました。これらの問題を解決するためには、国際社会で生ずるさまざまな事象を複眼的に検討するとともに、課題の解決に向けて国際的に活躍する人材が必要です。国際公共政策学科は、法学・政治学・経済学を中心に学び、それらの知識や考え方を総動員して、人類全体の公益のために行動する資質と能力を身につける場です。そのため、国際公共政策学科では、法学・政治学・経済学の基礎を学ぶ科目群をまず受講します。その後、各学問分野で応用能力を磨く科目群を受講していきます。また、国際社会で活躍するためには、特に英語運用能力を身につける必要がありますので、そのための科目を設け、留学を促進するとともに、リーダーシップをもって活躍するための表現力・行動力を養成する科目群を用意しています。

2. 国際公共政策学科の教育体系

国際公共政策学科の教育課程は、教養教育科目と、上記1の趣旨に基づき、法学・政治学・経済学を専門的に学ぶ専門教育科目、多様な言語の運用能力および世界の多様な歴史、文化、社会、科学等についてのグローバルな理解に基づく国際性を涵養する国際性涵養教育科目とで構成されています。これら3つの教育プログラムが、学部初年次から学部卒業まで並行して垂直的に提供されることになります。



3. 専門教育科目の区分及び履修上の注意

1) 専門教育科目の区分

国際公共政策学科の専門教育科目は次のように分けられています。

① 入門概説系科目

法学・政治学・経済学の基礎を学ぶための科目です。このうち、「法学の基礎」、「政治学の基礎」、「ミクロ経済入門」、「国際公共政策」は必修科目です。入門概説系科目は、それぞれの学問分野の全体を眺め、これから学んでいくさまざまな科目の相互の関係や全体のなかの位置づけについて見通しを与えるものです。原則として1年次の間に履修することになりますが、法学科の入門科目とは異なり、2年次以降でも履修することができます。

② セミナー系科目

国際社会で活動するための英語運用能力を養成する科目（「Project Seminar in English」）や、法学・政治学・経済学の特定の課題について演習形式で検討するための科目（「セミナーⅡa・Ⅱb、セミナーⅢa・Ⅲb、セミナーⅣa・Ⅳb」）などです。少人数で行われるものがほとんどです。

③ 専門系科目（法学系科目、政治学系科目、経済政策系科目）

入門概説系科目を履修していることを前提として、より高度な知識と能力を得ることを目的とする、国際公共政策学科の中心的な科目です。学年に合わせて、基礎から応用へと順に学んでいけるよう、科目が配当されています。専門系科目のなかには、大学院と合同で授業が行われるものもあります。

④ 応用展開系科目

専門系科目と同様の目的をもつものですが、特に、現代の先端的な政策課題を取り扱ったり、法学・政治学・経済学の学際的な視点を磨く科目、一層の表現力や行動力などを身につける科目などが含まれます。応用展開系科目のなかには、大学院と合同で授業が行われるものもあります。

2) 専門教育科目の履修上の注意事項

国際公共政策学科の専門教育科目には、必修科目（8科目16単位）と選択必修科目（8単位以上）、選択科目（56単位以上）の区別があります。

必修科目とは、全員が必ず履修をしなければならない科目です。選択必修科目は、指定された複数の授業科目のなかから所定の科目数（単位数）を履修しなければならないものです。選択科目については、みなさんが自由に興味のある科目を選択して履修することができます。選択必修科目のうち8単位を超えて修得した単位は、選択科目の卒業要件単位に算入することができます。選択科目の卒業要件単位は56単位で、それを超えた履修単位については、総合選択科目の卒業要件単位として扱うことが可能です。

必修科目は、法学の基礎、政治学の基礎、ミクロ経済入門、国際公共政策、セミナーⅡa、セミナーⅡb、セミナーⅢa、セミナーⅢbの8科目16単位です。

選択必修科目は、次の科目から任意の8単位以上を修得する必要があります（各科目群からそれぞれ8単位以上ということではありません）。入門概説系科目（国際関係論入門、マクロ経済入門）、セミナー系科目（Project Seminar in English）、法学系科目（憲法1、行政法1、行政法2、民法1、国際法1、国際法2、国際法3）、政治学系科目（政治学原論、西洋政治思想史、日本政治史）、経済政策系科目（ミクロ経済学、社会科学のための数学、計量経済学Ⅰ、Data Management）。

選択必修科目には、法学・政治学・経済学のそれぞれの科目が8単位以上配置されているため、特定の専門分野の科目だけを履修することも可能です。しかし、たとえば、法学・政治学を主専攻とするみなさんにとっても、経済学の基礎や統計分析の手法を修得していることが有益な場合があります。経済学の基礎は、必修科目であるミクロ経済入門とともに、マクロ経済入門を履修することによって身につけることができますし、統計学の基礎を理解するためには全学共通教育科目の社会科学のための確率統計を履修する必要があります。逆に、経済学を主専攻とするみなさんにとっても、憲法や民法などの基礎知識が必要になることがあります。法学系科目の高度な専門教育科目を履修する必要はないけれども、それらの基礎は身につけたいという場合には、憲法1や民法1といった科目を履修することが有益です。

国際公共政策学科の教育目的と、みなさんの興味や将来設計とを考慮して、どのような履修の仕方をするのかを決めて下さい。

(1) 1年次及び2年次に開講される科目について

入門概説系科目のすべてとセミナー系科目の多くは1年次及び2年次に開講されます。そのうち約半数が必修科目です。セミナー系科目については、次に改めて説明をしますので、ここでは、入門概説系科目について説明をします。国際公共政策学科では、法学・政治学・経済学の基礎を必ず学ぶことになっていますが、これは、その後の主たる専攻分野を決め、また、2年次以降に開設される専門教育科目を履修するために修得しておくことが必要となることがあるからです。したがって、必修科目とされている科目は、できるだけ1年次の間に履修するようにしてください。

ただし、1年次に開講される科目でも、2年次以降でも履修することができます。これは、たとえば法学を専門として学ぼうと思っていたところ、3年次になって経済学のものの方や手法などが自分にとっては適していることがわかった学生が、経済学に再チャレンジすることを認めるためです。国際公共政策学科では、再チャレンジをすることは決して後ろ向きのこととは考えません。むしろ歓迎します。

(2) セミナーについて

セミナー系科目には、セミナーⅡa、セミナーⅡb、セミナーⅢa、セミナーⅢb、セミナーⅣa、セミナーⅣb、Project Seminar in Englishなどがあります。

これらの科目は、少人数で実施するため、定員があります。定員がある科目については、開講に先立って、セミナー参加願の提出が必要です。希望者が定員を超える場合には、抽選または教員による選抜により受講者を決定します。どのクラスの受講が認められたのかは、開講に先立って、掲示により発表します。

セミナーⅡaとセミナーⅡbは2年次に、セミナーⅢaとセミナーⅢbは3年次に、セミナーⅣaとセミナーⅣbは4年次に開講されます。このうち、セミナーⅡa、セミナーⅡb、セミナーⅢa、セミナーⅢbが必修科目です。セミナーⅡaとセミナーⅡbを3年次に、セミナーⅢaとセミナーⅢbを4年次に履修することもできますが、できるだけ、それぞれの配当年次で履修するようにして下さい。また、セミナーⅣaとセミナーⅣbは必修科目ではありませんが、4年次に履修することが強く望まれます。

それぞれのセミナーのaは春～夏学期に、bは秋～冬学期に開講されます。原則として、同一年度においては、同一教員のセミナーのaとbを共に履修することとしており、たとえば2年次にセミナーⅡaを、3年次にセミナーⅡbといった履修をすることはできません。ただし、留学、休学及び転学部の場合には例外を認めます。たとえば、2年次の秋～冬学期から3年次の春～夏学期にかけて留学した場合には、2年次の春～夏学期にセミナーⅡaを履修した後、3年次の秋～冬学期にセミナーⅡbを履修し、4年次にセミナーⅢa、セミナーⅢbを履修することになります。

なお、セミナーⅡa、セミナーⅡb、セミナーⅢa、セミナーⅢb、セミナーⅣa、セミナーⅣbについては、同一学期に複数のセミナーを履修すること（たとえば3年次の春～夏学期にセミナーⅡaとセミナーⅢaを履修するといったこと）はできません。

Project Seminar in Englishでは、英語により社会科学を学んだり、各専門分野の英語文献を講読したりといったことによって、英語運用能力を磨きます。この科目は選択必修科目で、2年次に開講されます。受講を希望する場合は、2年次以降、できるだけ早い時期に履修して下さい。

(3) その他

- ① 年度によっては、開講されない科目もあります。特に興味のある科目は、早めに履修しておきましょう。
- ② 他学部・他学科の専門教育科目、コミュニケーションデザイン科目、国際交流科目、協定校の授業等の履修については、「専門教育科目履修上の注意 11. 履修についてわからないことは……」(16頁以下)をご覧ください。

4. 国際公共政策学科の卒業要件単位について

国際公共政策学科の卒業要件単位は、以下の表のとおりです。「**教職に関する科目**」及び「**国際交流科目**」が卒業要件単位に算入されないことに注意してください。ただし、「国際交流科目」のうち、法学部が高度国際性涵養教育科目として認める一部科目は、卒業要件単位に算入可能です。詳しくは16頁を確認してください。

使用されている科目区分名については、入学年度の法学部規程を参照してください。

国際公共政策学科卒業要件単位 (2024年度以降入学者 卒業要件単位 132単位)

国際公共政策学科卒業要件単位 (2024年度以降入学者 卒業要件単位 132単位)						
教養教育系科目	全学共通教育科目			専門教育科目	必修科目 8科目16単位 法学の基礎、政治学の基礎、ミクロ経済入門、国際公共政策、セミナーⅡa、セミナーⅡb、セミナーⅢa、セミナーⅢb 選択必修科目 8単位以上 入門概説系科目 国際関係論入門、マクロ経済入門 セミナー系科目 Project Seminar in English 法学系科目 憲法1、民法1、行政法1、行政法2、国際法1、国際法2、国際法3 政治学系科目 政治学原論、西洋政治思想史、日本政治史 経済政策系科目 ミクロ経済学、社会科学のための数学、計量経済学Ⅰ、Data Management 選択科目 56単位以上 計 80単位以上	
	学問への扉	2				
	基盤教養教育科目	人文科学系	10			
		社会科学系				
		自然科学系				
		総合型				
情報教育科目	2					
健康・スポーツ教育科目	2					
高度教養教育科目 ※			2			
計			18単位			
国際性涵養教育系科目	全学共通教育科目			総合選択科目	法学部が、卒業要件として定めている科目のうち、専門教育科目、基盤教養教育科目、アドヴァンスト・セミナー、第2外国語上級、グローバル理解科目(要件単位を超える分)、高度教養教育科目、高度国際性涵養教育科目のうちから16単位以上。ただし、基盤教養教育科目、アドヴァンスト・セミナー、第2外国語上級、グローバル理解科目(要件単位を超える分)の合計は8単位を上限とする。	
	マルチリンガル教育科目	第1外国語科目	8			
		第2外国語科目	4			
		グローバル理解科目	4			
	高度国際性涵養教育科目 ※					2
計			18単位			

国際公共政策学科卒業要件単位 (2019年度～2023年度入学者 卒業要件単位 132単位)

教養教育系科目	全学共通教育科目			専門教育科目	必修科目 8科目16単位 法学の基礎、政治学の基礎、ミクロ経済入門、国際公共政策、セミナーⅡa、セミナーⅡb、セミナーⅢa、セミナーⅢb 選択必修科目 8単位以上 入門概説系科目 国際関係論入門、マクロ経済入門 セミナー系科目 English Certificates I、Project Seminar in English 法学系科目 憲法1、民法1、行政法1、行政法2、国際法1、国際法2、国際法3 政治学系科目 政治学原論、西洋政治思想史、日本政治史 経済政策系科目 ミクロ経済学、社会科学のための数学、計量経済学 I、Data Management 選択科目 56単位以上 計 80単位以上
	学問への扉		2		
	基盤教養教育科目	人文科学系	10		
		社会科学系			
		自然科学系			
		総合型			
情報教育科目		2			
健康・スポーツ教育科目		2			
高度教養教育科目 ※			2		
計 18単位					
国際性涵養教育系科目	全学共通教育科目			総合選択科目	
	マルチリンガル教育科目	第1外国語科目	8		
		第2外国語科目	4		
		グローバル理解科目	4		
	高度国際性涵養教育科目 ※				2
計 18単位					

※の科目は、法学部にも開講科目があります。

専門教育科目履修上の注意事項

1. 履修手続について

科目を履修するには、所定の期間内に履修登録を行う必要があります。履修登録が行われていない科目については、受講することも試験を受けることもできません（受験しても無効となります）。

履修登録は、大阪大学の学務情報システム（「KOAN」といいます。）により行います。皆さん自身が、学内外のパソコン（自宅のパソコンからでも可）、スマートフォン等で大阪大学ポータルサイト「マイハンドアイ」（<https://my.osaka-u.ac.jp/>）へアクセスし、所定の手続きを行ってください。手続きや操作方法の詳細については、掲示や法学部教務係におかれている印刷物を参照してください。

次に、履修の際に特に注意すべきことがらを掲げます。

- (1) 履修登録は学期ごとに行ってください。指定期間内に、当該学期に履修しようとするすべての授業科目を登録してください。
- (2) すでに単位を取得した同一科目について、再び試験を受けることはできません。
- (3) 同一時限の重複受講はできません。
- (4) 演習・セミナー等は、参加する演習・セミナー等が確定してから登録してください。
- (5) 集中講義は、あらかじめ指定された時期に登録してください。
- (6) 登録期間内に、必ず履修科目を確認してください。誤りがある場合には速やかに訂正してください。登録期間内は、訂正可能です。
- (7) 履修取消期間については、登録期間のお知らせと同時にお知らせします。履修取消期間外の履修の取消しはできません。

2. 講義の録音・録画について

講義を録音・録画することは、とくに学部長の許可を得た場合のほかは、認められません。

3. 試験について

試験の厳正な実施のために、次のことに注意してください。

- (1) 受験に際しては、学生証が必要です。学生証は、机上に置いてください。
- (2) 試験開始から30分経過した後の入室・受験は認められません。
- (3) 試験開始から30分経過するまで、退室は認められません。
- (4) 試験時間中、携帯電話、スマートフォンの電源を切ってください。
- (5) 電子辞書等の使用は、原則認められません。
- (6) 答えは、黒又は青のボールペン・万年筆で書いてください。ただし試験科目によっては鉛筆による解答を許可することもあります。
- (7) 答えは、どのような場合でも、必ず提出してください。持ち帰ってはいけません。
- (8) 試験（レポート試験を含む）において、不正行為があったときは、その学期に受験した専門科目全部の成績評価を無効とします。さらに、この措置とは別個に、大阪大学学部学則第33条に基づき、総長の命により学部長が懲戒（戒告、停学又は放学）することがあります。

4. 授業科目の成績に対する異議申立制度

法学部の専門教育科目の成績評価に対して異議のある場合には、所定の期間内に「異議申立書」を法学部教務係に提出してください。申立期間、異議申立書の様式等の詳細は、各学期の成績発表時にKOAN掲示板にてお知らせします。

※ 異議申立制度を公正に運用するため、定期試験終了日から異議申立審査結果回答日までの間、成績評価についての確認や質問等を行う目的で、教員に対して、メール・電話等を通じて直接問い合わせを行ったり、面談を申し込んだりすることを厳に禁止します。

5. 追試験等について

下の①～⑦のいずれかの理由によって正規の試験を受けられなかった（受けられない）場合には、申請に基づき、追試験等を認める場合があります。追試験等の実施を希望する人は、本試験の翌日までに教務係までメール連絡を行ったうえ、試験実施後1週間以内に（⑥の場合は試験実施前に）、理由を証明する書類を添付して申請してください。

- ① 公共交通機関が途絶し、代替的交通手段が存在しなかったとき。
- ② 卒業年次の試験において、試験日が国家公務員試験、地方公務員試験、大学院の入学試験等の施行日と重なるとき。（インターンシップや上記以外の就職活動によるものは除きます。）
- ③ 裁判員候補者または裁判員として裁判所に行ったとき。
- ④ 学校保健安全法施行規則18条に規定する「学校において予防すべき感染症」にかかり、医師から出席停止の指示を受けたとき。
- ⑤ 配偶者、一親等または二親等の親族が死亡したとき。
- ⑥ 海外の大学への留学により正規の試験を受けられないとき。
（ただし、当該科目の授業に3分の2以上の出席が見込める場合に限り。また、語学学校や海外インターンシップは除きます。申請については早めに教務係に相談してください。）
- ⑦ その他、本学部がやむを得ないと認める事情があるとき。

追試験等の対象とするのは本学部が提供する科目のみです。他学部が提供する科目については、その部局の教務係に問い合わせてください。

なお、申請に関する不正行為があったときは、その学期に受験した専門科目全部の成績評価を無効とします。さらに、この措置とは別個に、大阪大学学部学則第33条に基づき、総長が懲戒（戒告、停学又は放学）することがあります。

6. レポートの提出について

担当教員からレポートの提出について指示があった場合には、以下の事項に留意してください。

- (1) レポートの用紙や書き方について、担当教員の指示に従ってください。
- (2) レポートには、学部名、学科名、学年、学籍番号、氏名、授業科目名、担当教員名、課題名、提出年月日を記入してください。
- (3) レポートの提出場所が法学部教務係となっている場合は、教務係入口横各種受付箱（レポートボックス）に入れてください。
- (4) レポートは、必ず所定の期間内（期日）に提出してください。締切時刻は原則午後5時です。期限を過ぎた場合は、受け付けません。

- (5) レポートボックスの開閉希望には応じられません。
- (6) レポート提出が定期試験の方法として指定された場合、レポート作成、提出における不正は、定期試験における不正と同じ扱いになります。「3. 試験について」の(8)を参照してください。

7. 演習・セミナー等で配布する資料のコピーについて

- (1) 演習・セミナー等で配付する資料をコピーする際は、演習・セミナー用のコピー機使用願の書式を教務係で受け取り、担当教員の承認印を受けてから、教務係内学生用コピー機でコピーしてください。コピーカードは教務係で、学生証と引替えで貸与します。
- (2) 使用後は、整理整頓してください。
- (3) コピー機の使用方法がわからないとき、コピー用紙が無くなったときなどは、必ず聞いてください。

8. 気象警報の発表時等における授業の取扱いについて

<ul style="list-style-type: none"> ・ メディア授業（定期試験を含む。以下同じ。）については、この取扱いを適用せず、気象警報の発表時等においても原則として授業を実施します。 ・ ただし、メディア授業の実施が困難な事象が発生した場合は、休講とすることがあります。その場合は、KOAN等でお知らせします。 ・ 居住地域又は通学経路にある地域に暴風警報又は特別警報が発表された場合、震度5強以上の地震が発生した場合において、避難又はその準備をしなければならない等やむを得ない事情により、メディア授業を受講できない場合には、履修上不利益とならないよう配慮しますので教務係に申し出てください。

(1) 気象警報発表時の授業の取扱い

大阪府「豊中市・吹田市・茨木市・箕面市のいずれか又はこれらの市を含む地域」に「暴風警報」又は「特別警報*」が発表された場合、授業を休講とします。

なお、当該発表が授業開始後の場合は、次の時限の授業から休講とします。

* 「特別警報」については内容を限定せず、すべての「特別警報」を対象とします。

(2) 公共交通機関の運休時の取扱い

災害により、通学路線のうち、「阪急電車（宝塚線：大阪梅田-宝塚間）」又は大阪モノレール（全線）のいずれかが運行の休止又は運転の見合わせ（以下、「運休」という。）となった場合（一部区間の運休を含む）、授業を休講とします。

ただし、事故等による一時的な運転見合わせについては、休講とはしません。

(3) 気象警報又は公共交通機関運休の解除時の取扱い

気象警報又は公共交通機関の運休が解除された場合の取扱いは次のとおりとします。

警報・運休解除時刻	授業の取り扱い
午前6時以前に解除された場合	全日授業実施
午前9時以前に解除された場合	午後授業実施
午前9時を経過しても解除されない場合	全日授業休講

〔注意〕 解除の確認は、テレビ・ラジオ・インターネット等の報道によるものとします。

(4) 地震発生時の取扱い

大阪府「豊中市・吹田市・茨木市・箕面市」のいずれかで震度5強以上の地震が発生した場合、その日の授業を休講とします。ただし、地震の発生が午後5時15分以降の場合は、翌日の授業も休講とします。

また、地震が当該地域以外で発生した場合又は震度5強未満の場合は、公共交通機関の運行状況に応じて対応することとし、上記(2)の取扱いに従うこととします。

(5) 災害に伴う避難指示・緊急安全確保発令時の取扱い

災害に伴う避難指示・緊急安全確保（以下「避難指示等」という。）が発令された場合は、授業を休講とすることがあるので、教務係からの連絡に従ってください。

(6) その他

- 1) この取扱いに該当しないため授業を実施する場合であっても、みなさんの居住地又は通学経路にある地域で、上記(1)と同様の気象警報が発表された場合、上記(4)と同様の地震が発生した場合、上記(2)以外の公共交通機関が運休した場合等やむを得ない事情により授業を欠席した場合は、履修上不利とならないよう配慮しますので、教務係に申し出てください。
- 2) 気象警報の発表、公共交通機関の運休又は避難指示等の発令が事前に予想される場合、又は緊急に休講措置の必要が生じた場合は、大学ホームページ又はKOANにおいて通知します。

9. 学習相談等について

学習について心配なことがあれば、クラス担任(1～2年次の場合)や演習・セミナーの担当教員に相談してください。

また、法学部には学生支援室、国際交流・留学生相談室が設置されています。学生支援室は、みなさんが充実した学生生活を送れるように、修学や進路についての相談を受け、担当教員が必要なアドバイスをするところです。国際交流・留学生相談室は、法学部の留学生や、海外留学を希望する日本人学生の相談窓口です。

さらに、全学部の学生を対象とする各種相談窓口もあります。詳細については、41頁を参照してください。

10. グレード・ポイント・アベレージ(GPA)制度について

本学では、平成26年度学部入学者からGPA制度を導入しています。GPA制度については、特に次の2点に注意してください。

第1に、不可・欠席の登録科目もGPAの算出基礎となる点です。この点を考慮して、履修登録を行ってください。

第2に、履修取消制度が存在する点です。学期ごとに履修取消期間が定められます。履修登録を取り消した授業科目については、GPAの算出基礎となりません。履修取消期間については、学期の初めにKOAN掲示にてお知らせします。

本制度の詳細は、「マイハンドイ」及び「KOAN」に掲載の「大阪大学におけるGPA制度の導入について Q&A」で確認してください。

【URL】 https://www.osaka-u.ac.jp/ja/education/academic_reform/gpa

11. 履修についてわからないことは……

まず、この学生ハンドブックや配布物、掲示板を、もう一度確認してください。それでもわからない場合は、教務係に問い合わせてください。

以下によくある質問をまとめました。

(1) 履修に関する質問

【質問】 同一年度内に、法政基礎演習 a と b、演習 1a と 1b / 2a と 2b、セミナー IIa と IIb / IIIa と IIIb で、それぞれ担当教員や科目の異なるものを履修することはできますか。

【答え】 原則的にはできません。演習やセミナーの履修方法の詳細については、各学科の教育プログラムの説明を参照してください。

【質問】 他学科や他学部の科目は履修できますか？ 履修登録はどうすればよいですか？

【答え】 共通科目とされているもの以外の他学科固有の授業科目や、他学部等の授業科目のうち一定の科目は高度教養教育科目や高度国際性涵養教育科目として開講されており、2年次秋～冬学期から履修することができます。それ以外の他学科・他学部等の科目についても、3年次から履修することができます。ただし、高度教養教育科目にも高度国際性涵養教育科目にも指定されていない他学科・他学部等科目については、卒業要件単位に算入されるのは、合わせて4単位までです。それを超えた場合、卒業要件単位に算入することはできませんので注意してください。

また、各「教科教育法」は各学部で開設されていますが、教職科目なので、卒業要件に算入することはできません(教職科目については「教職課程ブックレット」参照)。

他学科・他学部等の科目についても、KOANで履修登録してください。なお、受講可能な人数に制限がある可能性があります。

【質問】 国際交流科目の履修について教えてください。

【答え】 国際交流科目もKOANで履修登録できますが、原則、卒業要件単位には算入できませんので注意してください。ただし、法学部が高度国際性涵養教養科目として認める一部科目については算入可能です。

対象となる科目については、KOAN掲示板にて案内します。

【質問】 コミュニケーションデザイン科目は受講・履修できますか？

【答え】 コミュニケーションデザイン科目はCOデザインセンターで開講しています。具体的な履修方法等については、担当部局に確認してください。

一定の科目については高度教養教育科目として認められています。それ以外の科目については、専門教育科目として他学部・他学科の科目と合わせて4単位を限度として卒業に必要な単位に算入することができます。(3年次以上で修得した場合に限ります)。

【質問】 単位はいらないので、他の演習・セミナーにも参加したいのですが……

【答え】 定員の範囲内であり、担当教員の承認が得られれば、オブザーバーとして演習・セミナーに参加することができます。すでに履修した場合も同様です。

【質問】 留学先で履修・修得した単位は卒業要件単位として認定されますか。

【答え】 大学間交流協定または部局間交流協定に基づき派遣される交換留学先大学で修得した単位は、卒業要件単位として認定されることがあります。

(38 頁 「16. 海外留学について 3) 交換留学先で修得した単位の取扱い」 参照)

【質問】 神戸大学や関西学院大学の講義を受講・履修できる国際プログラムがあると聞きました。

【答え】 3年次以降、EUIJ関西に参加する3大学(神戸大学、関西学院大学、大阪大学)が提供するEUに関する科目(「EUIJ科目」)を受講することができます。他大学が提供するEUIJ科目を受講するときは、事前にかかわらず教務係に問い合わせた上で、所定の履修届を提出してください。

神戸大学、関西学院大学が開講する科目の受講は、法学部が了承したうえでなければ履修を認めることができません。また、大阪大学法学部の科目と内容上重複する他大学の科目を履修する場合は、卒業要件単位への組み入れあるいは後の法学部の科目の履修において、制限が生じる場合がありますので、十分に注意

してください。

一定数のEUIJ科目を履修することにより、学士号とは別に、EU研究修了証(Certificate in European Union Studies)を取得することも可能です。

Certificate を取得するためには、いくつか要件がありますので、EUIJ関西のパンフレットやホームページ (<http://www.iphe.kobe-u.ac.jp/euij-kansai/>)で確認してください。

なお、法学部の方針として、1、2年次生のEUIJ科目の履修を認めないこととしています。

ただし、EUIJ 関西は 2024 年度末をもって事業を終了します。それにともない、修了証プログラムや相互履修、図書館相互利用も同時に終了となります。2024 年度末までにプログラムを修了できない場合、修了証を取得することはできません。

(2)授業に関する質問

【質問】 授業に先生が来ないのですが、いつまで待ったら良いのでしょうか？

【答え】 開始予定時刻の30分が経過しても、何らの指示がない場合は、休講となります。

【質問】 就職活動やクラブ活動で授業を休みます。授業の欠席届を出したいのですが…

また、裁判員候補者や裁判員になったとき、授業を欠席するための特別な手続は必要ですか？

【答え】 授業の欠席に関する届出制度はありません。担当教員の指示にしたがってください。裁判員候補者や裁判員になった場合も同様です。

(3)試験に関する質問

【質問】 試験日に時計や筆記用具を忘れました。貸してもらえませんか？

【答え】 教務係では時計や筆記用具等の貸し出しはできません。

【質問】 試験日に学生証を忘れました。

【答え】 学生証がなければ試験を受けることができません(12 頁「専門教育科目履修上の注意事項 3. 試験について」参照)。速やかに、教務係に申し出てください。

仮受験票を発行します。

【質問】 レポートを受付箱(レポートボックス)に提出しましたが、自分の名前を書き忘れたように思います。確認できますか？

【答え】 いったん提出したレポートを返却することはできませんので、担当教員に申し出てください。

(4)その他

【質問】 講義室に忘れ物をしました。

【答え】 まずは、講義室を確認してください(自分の座席付近と教卓付近)。それでもない場合は、教務係に問い合わせてください。また、法学部内で忘れ物・落とし物を見つけたときには、教務係まで届けてください。

【質問】 ハラスメントを受けました(目撃しました)。どうしたらいいでしょうか。

【答え】 ハラスメントかな？と思うことがあれば、いつでもハラスメント相談室もしくは相談員に相談してください。友達が受けているのでは？という場合でもかまいません。

ハラスメント相談室の開室時間や予約の仕方など詳細については、ハラスメント相談室のホームページ (https://www.osaka-u.ac.jp/ja/campus/life/prevention_sh)を参考にしてください。

相談員は、専門相談員(カウンセラー)と全学相談員(各部局で選出された教職員)がいます。どちらに相談に行ってもかまいません。相談内容については完全に秘密が守られます。

2024年度法学部開講科目及び担当教員
法学科

時間割 コード	分類	授業科目名	単位 数	種別	配当 学年	開講 学期	担当教員	備考
026001	基礎	法学の基礎	2		1	春～夏	坂口 一成 林 智良 福井 康太	
026004	基礎	政治学の基礎	2		1	春～夏	上川 龍之進	
020096	総合・展開	日本の法制度	2		1～	春～夏	宇多 鼓次朗	留学生のみ
026005	基礎	国際関係論入門	2		1	秋～冬	片桐 梓	
別表	基礎	法政導入演習	2		1	秋～冬	(別表)	
021111	基礎	法政情報処理	2		1	秋～冬	養老 真一	
026310	公法	憲法1	4		1～	秋～冬	村西 良太	2コマ/週
026311	私法	民法1	4		1～	秋～冬	武田 直大	2コマ/週
020209	公法	憲法2	4		2～	春～夏	吉川 智志	2コマ/週
020210	公法	行政法1	2		2～	春～夏	長谷川 佳彦	
020218	公法	刑法1	4		2～	春～夏	品田 智史	2コマ/週
020220	公法	国際法1	2		2～	春～夏	和仁 健太郎	
020223	私法	民法2	4		2～	春～夏	中村 瑞穂	2コマ/週
020254	基礎法学	西洋法制史	4		2～	春～夏	的場 かおり	2コマ/週
020232	基礎法学	日本近代法史	4		2～	春～夏	小野 博司	2コマ/週
020063	政治学	政治学原論	4		2～	春～夏	濱本 真輔	2コマ/週
別表	総合・展開	法政基礎演習a	2		2	春～夏	別表	
026006	隣接	ミクロ経済入門	2		2～	春～夏	赤井 伸郎	
020211	公法	行政法2	2		2～	秋～冬	大久保 規子	
020219	公法	刑法2	4		2～	秋～冬	島岡 まな	2コマ/週
020221	公法	国際法2	2		2～	秋～冬	高田 陽奈子	
026456	私法	民法3	4		2～	秋～冬	青竹 美佳 高橋 智也	2コマ/週
026457	私法	商法1(会社法)	4		2～	秋～冬	久保 大作	2コマ/週
020057	基礎法学	法理学	4	※	2～	秋～冬	中山 竜一	2コマ/週
020069	政治学	日本政治史	4		2～	秋～冬	醍醐 龍馬	2コマ/週
020234	政治学	西洋政治思想史	4		2～	秋～冬	乙部 延剛	2コマ/週
020071	政治学	外交史	4	※	2～	秋～冬	高橋 慶吉	2コマ/週
別表	総合・展開	法政基礎演習b	2		2	秋～冬	別表	
020299	総合・展開	法情報学1	2		2～	秋～冬	養老 真一	
020124	総合・展開	特別講義(国際政治経済論)	2		2～	秋～冬	宮野 紗由美	
026007	隣接	マクロ経済入門	2		2～	秋～冬	生藤 昌子	
026316	—	ロイヤリング(紛争処理)	2		2～	秋～冬	法曹実務者	高度教養 教育科目
020212	公法	行政法3	2		3～	春～夏	山本 紗知	
020216	公法	税法1	2		3～	春～夏	田中 啓之	

【種別欄】 ◎は必修科目、国際は高度国際性涵養教育科目を兼ねる科目、※は隔年開講の科目を示す。

時間割コード	分類	授業科目名	単位数	種別	配当学年	開講学期	担当教員	備考
020021	公法	刑事訴訟法	4		3～	春～夏	松田 岳士	2コマ/週
020301	公法	国際法3	2		3～	春～夏	二杉 健斗	
020225	私法	民法4	2		3～	春～夏	大塚 智見	
026458	私法	商法2(総則・商行為)	2		3～	春～夏	清水 真希子	
026312	私法	商法4	2	※	3～	春～夏	津野田 一馬	
020032	私法	経済法	2		3～	春～夏	武田 邦宣	
020141	私法	知的財産法1	2		3～	春～夏	茶園 成樹	
020142	私法	知的財産法2	2		3～	春～夏	青木 大也	
020034	私法	民事訴訟法	4		3～	春～夏	仁木 恒夫	2コマ/週
020257	私法	社会保障法	2		3～	春～夏	水島 郁子	
020231	私法	国際私法	2	国際	3～	春～夏	長田 真里	
020203	基礎法学	法社会学	4		3～	春～夏	福井 康太	2コマ/週
020323	基礎法学	中国法	4		3～	春～夏	坂口 一成	2コマ/週
026313	基礎法学	EU法概論	2	国際	3～	春～夏	西連寺 隆行	
020064	政治学	政治過程論	4		3～	春～夏	上川 龍之進	2コマ/週
020073	政治学	行政学	4		3～	春～夏	北村 亘	2コマ/週
別表	総合・展開	演習1a	2	◎	3～	春～夏	別表	
021024	総合・展開	外国語文献研究1	2	国際	3～	春～夏	高田 篤	
026454	総合・展開	外国語文献研究1	2	国際	3～	春～夏	乙部 延剛	
026455	総合・展開	外国語文献研究2	2	国際	3～	春～夏	乙部 延剛	
026452	総合・展開	外国語文献研究1	2	国際	3～	春～夏	松田 岳士	
020277	総合・展開	特別講義(リーダーシップを考える)	2		3～	春～夏	野村 美明	
020278	総合・展開	特別講義(実践グローバル・リーダーシップ)	2		3～	春～夏	野村 美明	
020631	総合・展開	特別講義(立法学)	2		3～	春～夏	福田 雅樹	
020641	総合・展開	特別講義(英語による法的プレゼンテーションと交渉)	2		3～	春～夏	ジェソン ニコラス ロビン	
020667	総合・展開	特別講義(法と開発)	2		3～	春～夏	名津井 吉裕	
026444	総合・展開	特別講義(中国外交論)	2		3～	春～夏	南 和志	
026446	総合・展開	特別講義(イスラーム家族法)	2		3～	春～夏	エルバルティ ベリーグ	
020686	総合・展開	特別講義(Introduction to Japanese Law)	2		3～	春～夏	エルバルティ ベリーグ	
020685	総合・展開	特別講義(Introduction to Comparative Law)	2		3～	春～夏	エルバルティ ベリーグ	
020694	総合・展開	特別講義(司法通訳・翻訳)	2		3～	春～夏	福井 康太 他	
020615	総合・展開	特別講義(ESGが変える企業戦略)	2		3～	春～夏	星野 俊也 赤井 伸郎 他	
020122	総合・展開	特別講義(国際商事模擬仲裁1)	2		3～	春～夏	小池 未来	
020125	総合・展開	特別講義(Advanced introduction to international human rights law)	2		3～	春～夏	高田 陽奈子	
020624	総合・展開	特別講義(ネゴシエーション基礎)	2		3～	夏	小野木 尚	集中
026253	総合・展開	特別講義(日米比較憲法論)	4		3～	夏	クレイグ マーティン	集中
026317	隣接	社会科学のための数学	2		3～	春	山下 拓郎	2コマ/週

【種別欄】 ◎は必修科目、国際は高度国際性涵養教育科目を兼ねる科目、※は隔年開講の科目を示す。

時間割 コード	分類	授業科目名	単位 数	種別	配当 学年	開講 学期	担当教員	備考
020307	隣接	公共経済学	2	国際	3～	春～夏	赤井 伸郎	
020279	隣接	経済史	4		3～	春～夏	廣田 誠 ばん澤 歩	2コマ/週
026318	隣接	計量経済学 I	2		3～	春～夏	鎌田 拓馬	
020303	隣接	ミクロ経済学	2		3～	夏	石瀬 寛和	2コマ/週
020213	公法	行政法4	2		3～	秋～冬	大久保 規子	
020317	公法	環境法	2	※	3～	秋～冬	松本 和彦	
020217	公法	税法2	2		3～	秋～冬	田中 啓之	
020318	公法	犯罪者処遇法	2		3～	秋～冬	水谷 規男	
020143	私法	知的財産法3	2		3～	秋～冬	茶園 成樹	
020255	私法	民事回収法1	2		3～	秋～冬	高原 知明	
020256	私法	民事回収法2	2		3～	秋～冬	藤本 利一	
020322	私法	裁判学	2		3～	秋～冬	仁木 恒夫	
020111	私法	労働法	4		3～	秋～冬	地神 亮佑	2コマ/週
020047	私法	国際経済法	2	国際	3～	秋～冬	清水 茉莉	
020302	私法	国際取引法	2	国際	3～	秋～冬	小池 未来	
020056	基礎法学	ローマ法	4	※	3～	秋～冬	林 智良	2コマ/週
020068	政治学	西洋政治史	4		3～	秋～冬	安井 宏樹	2コマ/週
020236	政治学	地方行政論	2		3～	秋～冬	北村 亘	
020237	政治学	比較政治	4		3～	秋～冬	鳥飼 将雅	2コマ/週
別表	総合・展開	演習1b	2	◎	3～	秋～冬	別表	
021027	総合・展開	外国語文献研究2	2	国際	3～	秋～冬	高田 篤	
026314	総合・展開	外国語文献研究1	2	国際	3～	秋～冬	上川 龍之進	
026315	総合・展開	外国語文献研究2	2	国際	3～	秋～冬	上川 龍之進	
020081	総合・展開	法医学	2		3～	秋～冬	松本 博志	
020286	総合・展開	特別講義(リーダーシップデザイン)	2		3～	秋～冬	木川田 一榮	
020644	総合・展開	特別講義(損害保険の実務と法)	2		3～	秋～冬	大東 建司	
020661	総合・展開	特別講義(経営者と語るリーダーシップ)	2		3～	秋～冬	野村 美明	
020671	総合・展開	特別講義(比較憲法理論)	2		3～	秋～冬	片桐 直人	
026221	総合・展開	特別講義(Gateway to Europe- Contemporary Dutch Studies)	2		3～	秋～冬	河村 倫哉	
026443	総合・展開	特別講義(私法の体系と原理)	2		3～	秋～冬	大久保 邦彦	
020675	総合・展開	特別講義(公共政策のイノベーションと シンクタンクの役割)	2		3～	秋～冬	沼田 壮人 他	
020682	総合・展開	特別講義(ESGインテグレーションの理 論と実践)	2		3～	秋～冬	星野 俊也 他	
020688	総合・展開	特別講義(Private Law in Japan)	2		3～	秋～冬	エルバルティ ベリーグ	
020689	総合・展開	特別講義(Introduction to Common Law)	2		3～	秋～冬	エルバルティ ベリーグ	
020687	総合・展開	特別講義(Law and Society in the Middle East)	2		3～	秋～冬	エルバルティ ベリーグ	
020123	総合・展開	特別講義(国際商事模擬仲裁2)	2		3～	秋～冬	小池 未来	
020126	総合・展開	特別講義(Advanced introduction to international law)	2		3～	秋～冬	高田 陽奈子	

【種別欄】 ◎は必修科目、国際は高度国際性涵養教育科目を兼ねる科目、※は隔年開講の科目を示す。

時間割コード	分類	授業科目名	単位数	種別	配当学年	開講学期	担当教員	備考
020127	総合・展開	特別講義(Introduction of International Economic Law: Basic issues and cases)	2		3～	秋～冬	清水 茉莉	
026448	総合・展開	特別講義(メディアーション基礎)	2		3～	冬	フォン バウムバッハ クリスティアン	
026449	総合・展開	特別講義(メディアーション応用)	2		3～	冬	フォン バウムバッハ クリスティアン	
020325	隣接	現代紛争論	2	国際	3～	秋～冬	前川 和歌子	
020304	隣接	マクロ経済学	2		3～	秋～冬	生藤 昌子	
020280	隣接	財政	4	※	3～	秋～冬	恩地 一樹	2コマ/週
026319	隣接	Data Management	2		3～	秋～冬	鎌田 拓馬	
020324	—	マスコミと国際公共政策	2		3～	秋～冬	ホーキンス ヴァージル	高度教養 教育科目
別表	総合・展開	演習2a	2		4	春～夏	別表	
別表	総合・展開	演習2b	2		4	秋～冬	別表	
	基礎法学	法思想史	4	※	2～	不開講		2コマ/週
	政治学	国際政治学	4	※	2～	不開講		2コマ/週
	総合・展開	自治体インターンシップ演習基礎	1		2～	不開講		
	総合・展開	自治体インターンシップ演習応用	1		2～	不開講		
	公法	地方自治法	2		3～	不開講		
	私法	商法3	2	※	3～	不開講		
	政治学	アジア政治史	4		3～	不開講		2コマ/週
	総合・展開	法情報学2	2		3～	不開講		

【種別欄】 ◎は必修科目、国際は高度国際性涵養教育科目を兼ねる科目、※は隔年開講の科目を示す。

■ 法政導入演習（1年次配当、秋～冬学期、2単位）時間割コード一覧表

時間割コード	担当教員
026349	大久保 規子
028440	小池 未来
026328	島岡 まな
026464	鳥飼 将雅
026340	中村 瑞穂
026334	野呂 充
026346	福田 雅樹
028441	的場 かおり
028439	水谷 規男
026341	村西 良太
028442	吉川 智志

■演習 時間割コード一覧表

担当教員	配当年次 開講学期	2年		3年		4年	
		春～夏	秋～冬	春～夏	秋～冬	春～夏	秋～冬
		法政基礎演習a	法政基礎演習b	演習1a	演習1b	演習2a	演習2b
青木大也・岡本健太郎				022111	022112	023111	023112
青竹 美佳		026283	026284	022207	022208	023207	023208
大塚 智見				022113	022114	023113	023114
乙部 延剛		026256	026257	022213	022214	023213	023214
片桐 直人				022131	022132	023131	023132
上川 龍之進		026267	026268	022107	022108	023107	023108
北村 亘		026304	026305	022179	022180	023179	023180
小池 未来		021131	021132	021131	021132	021131	021132
坂口 一成				022115	022116	023115	023116
品田 智史		026291	026292	022187	022188	023187	023188
島岡 まな				022195	022196	023195	023196
清水 真希子		026281	026282	022191	022192	023191	023192
高橋 慶吉		026260	026261	022217	022218	023217	023218
高原 知明		026258	026259	022219	022220	023219	023220
武田 直大		026433	026434	022193	022194	023193	023194
地神 亮佑				022197	022198	023197	023198
豊田 兼彦		026295	026296	022209	022210	023209	023210
長田 真里		026289	026290	022133	022134	023133	023134
中村 瑞穂				022164	022165	023164	023165
中山 竜一				022135	022136	023135	023136
名津井 吉裕				022175	022176	023175	023176
仁木 恒夫				022137	022138	023137	023138
二杉 健斗				022163	022162	023163	023162
長谷川 佳彦				022177	022178	023177	023178
濱本 真輔				022189	022190	023189	023190
林 智良				022141	022142	023141	023142
福井 康太		026293	026294	022143	022144	023143	023144
藤本 利一		026308	026309	022119	022120	023119	023120
松尾 健一		026431	026432	022181	022182	023181	023182
松田 岳士		026273	026274	022145	022146	023145	023146
松本 和彦				022147	022148	023147	023148
的場 かおり				022103	022104	023103	023104
村西 良太				022183	022184	023183	023184
山本 紗知				022103	022104	022103	022104
養老 真一				022159	022160	023159	023160
吉川 智志				022103	022104	023103	023104

2024年度法学部開講科目及び担当教員
国際公共政策学科

時間割コード	分類	授業科目名	単位数	種別	配当学年	開講学期	担当教員	備考
026001	入門概説系	法学の基礎	2	◎	1～	春～夏	坂口 一成 林 智良 福井 康太	
026004	入門概説系	政治学の基礎	2	◎	1～	春～夏	上川 龍之進	
026006	入門概説系	ミクロ経済入門	2	◎	1～	春～夏	赤井 伸郎	
020096	法学系	日本の法制度	2		1～	春～夏	宇多 鼓次朗	留学生のみ
026005	入門概説系	国際関係論入門	2	◇	1～	秋～冬	片桐 梓	
026007	入門概説系	マクロ経済入門	2	◇	1～	秋～冬	生藤 昌子	
026009	入門概説系	国際公共政策	2	◎	1～	秋～冬	西連寺 隆行	
026310	法学系	憲法1	4	◇	1～	秋～冬	村西 良太	2コマ/週
026311	法学系	民法1	4	◇	1～	秋～冬	武田 直大	2コマ/週
別表	セミナー系	セミナーⅡa	2	◎	2～	春～夏	別表	
020209	法学系	憲法2	4		2～	春～夏	吉川 智志	2コマ/週
020210	法学系	行政法1	2	◇	2～	春～夏	長谷川 佳彦	
020218	法学系	刑法1	4		2～	春～夏	品田 智史	2コマ/週
020223	法学系	民法2	4		2～	春～夏	中村 瑞穂	2コマ/週
020220	法学系	国際法1	2	◇	2～	春～夏	和仁 健太郎	
020063	政治学系	政治学原論	4	◇	2～	春～夏	濱本 真輔	2コマ/週
026317	経済政策系	社会科学のための数学	2	◇	2～	春	山下 拓郎	2コマ/週
026318	経済政策系	計量経済学Ⅰ	2	◇	2～	春～夏	鎌田 拓馬	
020303	経済政策系	ミクロ経済学	2	◇	2～	夏	石瀬 寛和	2コマ/週
026101	セミナー系	English Certificates I	2	◇	2～	秋～冬	大槻 恒裕	
026102	セミナー系	English Certificates II	2		2～	秋～冬	大槻 恒裕	
別表	セミナー系	セミナーⅡb	2	◎	2～	秋～冬	別表	
別表	セミナー系	Project Seminar in English	2	◇	2～	秋～冬	別表	
020211	法学系	行政法2	2	◇	2～	秋～冬	大久保 規子	
020219	法学系	刑法2	4		2～	秋～冬	島岡 まな	2コマ/週
026456	法学系	民法3	4		2～	秋～冬	青竹 美佳 高橋 智也	2コマ/週
026457	法学系	商法1(会社法)	4		2～	秋～冬	久保 大作	2コマ/週
020221	法学系	国際法2	2	◇	2～	秋～冬	高田 陽奈子	
020234	政治学系	西洋政治思想史	4	◇	2～	秋～冬	乙部 延剛	2コマ/週
020069	政治学系	日本政治史	4	◇	2～	秋～冬	醍醐 龍馬	2コマ/週
020071	政治学系	外交史	4	※	2～	秋～冬	高橋 慶吉	2コマ/週
020325	政治学系	現代紛争論	2	国際	2～	秋～冬	前川 和歌子	
020304	経済政策系	マクロ経済学	2		2～	秋～冬	生藤 昌子	
026322	経済政策系	計量経済学Ⅱ	2		2～	秋～冬	北村 周平	

【種別欄】 ◎は必修科目、◇は選択必修科目、国際は高度国際性涵養教育科目を兼ねる科目、※は隔年開講の科目を示す。

時間割コード	分類	授業科目名	単位数	種別	配当学年	開講学期	担当教員	備考
026319	経済政策系	Data Management	2	◇	2～	秋～冬	鎌田 拓馬	
020124	応用展開系	特別講義(国際政治経済論)	2		2～	秋～冬	宮野 紗由美	
026316	—	ロイヤリング(紛争処理)	2		2～	秋～冬	法曹実務者	高度教養教育科目
別表	セミナー系	セミナーⅢa	2	◎	3～	春～夏	別表	
020212	法学系	行政法3	2		3～	春～夏	山本 紗知	
020216	法学系	税法1	2		3～	春～夏	田中 啓之	
020021	法学系	刑事訴訟法	4		3～	春～夏	松田 岳士	2コマ/週
020225	法学系	民法4	2		3～	春～夏	大塚 智見	
026458	法学系	商法2(総則・商行為)	2		3～	春～夏	清水 真希子	
026312	法学系	商法4	2	※	3～	春～夏	津野田 一馬	
020141	法学系	知的財産法1	2		3～	春～夏	茶園 成樹	
020142	法学系	知的財産法2	2		3～	春～夏	青木 大也	
020034	法学系	民事訴訟法	4		3～	春～夏	仁木 恒夫	2コマ/週
020032	法学系	経済法	2		3～	春～夏	武田 邦宣	
020257	法学系	社会保障法	2		3～	春～夏	水島 郁子	
020301	法学系	国際法3	2	◇	3～	春～夏	二杉 健斗	
020231	法学系	国際私法	2	国際	3～	春～夏	長田 真里	
020323	法学系	中国法	4		3～	春～夏	坂口 一成	2コマ/週
026313	法学系	EU法概論	2	国際	3～	春～夏	西連寺 隆行	
020064	政治学系	政治過程論	4		3～	春～夏	上川 龍之進	2コマ/週
020073	政治学系	行政学	4		3～	春～夏	北村 亘	2コマ/週
026401	政治学系	外交政策論	2	国際	3～	春～夏	中嶋 啓雄	
026504	経済政策系	経済発展	2	国際	3～	春～夏	大槻 恒裕	
020307	経済政策系	公共経済学	2	国際	3～	春～夏	赤井 伸郎	
020279	経済政策系	経済史	4		3～	春～夏	廣田 誠 ばん澤 歩	2コマ/週
026320	経済政策系	国際経済学Ⅰ	2	国際 ※	3～	春～夏	石瀬 寛和	
020277	応用展開系	特別講義(リーダーシップを考える)	2		3～	春～夏	野村 美明	
020278	応用展開系	特別講義(実践グローバル・リーダーシップ)	2		3～	春～夏	野村 美明	
020631	応用展開系	特別講義(立法学)	2		3～	春～夏	福田 雅樹	
020641	応用展開系	特別講義(英語による法的プレゼンテーションと交渉)	2		3～	春～夏	ジェソン ニコラス ロビン	
020667	応用展開系	特別講義(法と開発)	2		3～	春～夏	名津井 吉裕	
026444	応用展開系	特別講義(中国外交論)	2		3～	春～夏	南 和志	
026446	応用展開系	特別講義(イスラーム家族法)	2		3～	春～夏	エルバルティ ベリーグ	
020679	応用展開系	特別講義(Economics of Crime)	2		3～	春～夏	鎌田 拓馬	
020686	応用展開系	特別講義(Introduction to Japanese Law)	2		3～	春～夏	エルバルティ ベリーグ	
020685	応用展開系	特別講義(Introduction to Comparative Law)	2		3～	春～夏	エルバルティ ベリーグ	
020694	応用展開系	特別講義(司法通訳・翻訳)	2		3～	春～夏	福井 康太 他	

【種別欄】 ◎は必修科目、◇は選択必修科目、国際は高度国際性涵養教育科目を兼ねる科目、※は隔年開講の科目を示す。

時間割コード	分類	授業科目名	単位数	種別	配当学年	開講学期	担当教員	備考
020638	応用展開系	特別講義(英語で学ぶ国際問題とグローバル・リーダーシップ)	2		3~	春~夏	藪中 三十二	隔週 2コマ/週
020615	応用展開系	特別講義(ESGが変える企業戦略)	2		3~	春~夏	星野 俊也 赤井 伸郎 他	
020120	応用展開系	特別講義(国際貿易 I)	2		3~	春~夏	加藤 隼人	
020122	応用展開系	特別講義(国際商事模擬仲裁1)	2		3~	春~夏	小池 未来	
020125	応用展開系	特別講義(Advanced introduction to international human rights law)	2		3~	春~夏	高田 陽奈子	
020624	応用展開系	特別講義(ネゴシエーション基礎)	2		3~	夏	小野木 尚	集中
026253	応用展開系	特別講義(日米比較憲法論)	4		3~	夏	クレイグ マーティン	集中
026447	応用展開系	特別講義(Poverty Measurement)	2		3~	夏	大槻 恒裕	
別表	セミナー系	セミナーⅢb	2	◎	3~	秋~冬	別表	
020213	法学系	行政法4	2		3~	秋~冬	大久保 規子	
020317	法学系	環境法	2	※	3~	秋~冬	松本 和彦	
020217	法学系	税法2	2		3~	秋~冬	田中 啓之	
020143	法学系	知的財産法3	2		3~	秋~冬	茶園 成樹	
020255	法学系	民事回収法1	2		3~	秋~冬	高原 知明	
020256	法学系	民事回収法2	2		3~	秋~冬	藤本 利一	
020111	法学系	労働法	4		3~	秋~冬	地神 亮佑	2コマ/週
020047	法学系	国際経済法	2	国際	3~	秋~冬	清水 茉莉	
020302	法学系	国際取引法	2	国際	3~	秋~冬	小池 未来	
020068	政治学系	西洋政治史	4		3~	秋~冬	安井 宏樹	2コマ/週
020236	政治学系	地方行政論	2		3~	秋~冬	北村 亘	
020330	政治学系	市民社会論	2	国際	3~	秋~冬	河村 倫哉	
020237	政治学系	比較政治	4		3~	秋~冬	鳥飼 将雅	2コマ/週
026405	政治学系	国際行動論	2	国際	3~	秋~冬	ホーキンス ヴァージル	
026406	政治学系	国際機構論	2	国際	3~	秋~冬	蓮生 郁代	
020305	経済政策系	ゲーム理論	2		3~	秋~冬	室岡 健志	
020332	経済政策系	環境と開発	2	国際	3~	秋~冬	大槻 恒裕	
020280	経済政策系	財政	4	※	3~	秋~冬	恩地 一樹	2コマ/週
026011	経済政策系	金融	4	※	3~	秋~冬	播磨谷 浩三	2コマ/週
026018	経済政策系	計量経済	4		3~	秋~冬	ポイニャル ベンジャミン	2コマ/週
026021	経済政策系	日本経済史2	2		3~	秋~冬	佐藤 秀昭	
026019	経済政策系	経済学史	4	※	3~	秋~冬	堂目 卓生	2コマ/週
026202	応用展開系	ネゴシエーション	2		3~	秋	久保 大作	集中
026211	応用展開系	特別講義(国際報道論)	2		3~	秋~冬	ホーキンス ヴァージル	
020286	応用展開系	特別講義(リーダーシップデザイン)	2		3~	秋~冬	木川田 一榮	
020644	応用展開系	特別講義(損害保険の実務と法)	2		3~	秋~冬	大東 建司	
020661	応用展開系	特別講義(経営者と語るリーダーシップ)	2		3~	秋~冬	野村 美明	
020671	応用展開系	特別講義(比較憲法理論)	2		3~	秋~冬	片桐 直人	

【種別欄】 ◎は必修科目、◇は選択必修科目、国際は高度国際性涵養教育科目を兼ねる科目、※は隔年開講の科目を示す。

時間割コード	分類	授業科目名	単位数	種別	配当学年	開講学期	担当教員	備考
026221	応用展開系	特別講義(Gateway to Europe – Contemporary Dutch Studies)	2		3～	秋～冬	河村 倫哉	集中
026248	応用展開系	特別講義(Political Economics 1)	2		3～	秋～冬	北村 周平	
026443	応用展開系	特別講義(私法の体系と原理)	2		3～	秋～冬	大久保 邦彦	
020675	応用展開系	特別講義(公共政策のイノベーションとシンクタンクの役割)	2		3～	秋～冬	沼田 壮人 他	
020682	応用展開系	特別講義(ESGインテグレーションの理論と実践)	2		3～	秋～冬	星野 俊也	
020688	応用展開系	特別講義(Private Law in Japan)	2		3～	秋～冬	エルバルティベリーグ	
020689	応用展開系	特別講義(Introduction to Common Law)	2		3～	秋～冬	エルバルティベリーグ	
020687	応用展開系	特別講義(Law and Society in the Middle East)	2		3～	秋～冬	エルバルティベリーグ	
020121	応用展開系	特別講義(国際貿易Ⅱ)	2		3～	秋～冬	加藤 隼人	
020123	応用展開系	特別講義(国際商事模擬仲裁2)	2		3～	秋～冬	小池 未来	
020126	応用展開系	特別講義(Advanced introduction to international law)	2		3～	秋～冬	高田 陽奈子	
020127	応用展開系	特別講義(Introduction of International Economic Law: Basic issues and cases)	2		3～	秋～冬	清水 茉莉	
020324	—	マスコミと国際公共政策	2		3～	秋～冬	ホーキンスヴァーჯル	高度教養教育科目
026448	応用展開系	特別講義(メディアーション基礎)	2		3～	冬	フォン バウムバッハ クリスティアン	
026449	応用展開系	特別講義(メディアーション応用)	2		3～	冬	フォン バウムバッハ クリスティアン	
別表	セミナー系	セミナーⅣa	2		4	春～夏	別表	
別表	セミナー系	セミナーⅣb	2		4	秋～冬	別表	
	応用展開系	インターンシップ	2		2	不開講		
	政治学系	国際政治学	4	※	2～	不開講		2コマ/週
	応用展開系	自治体インターンシップ演習基礎	1		2～	不開講		
	応用展開系	自治体インターンシップ演習応用	1		2～	不開講		
	法学系	商法3	2	※	3～	不開講		
	法学系	国際環境法	2	国際	3～	不開講		
	法学系	国際人権法	2	国際	3～	不開講		
	政治学系	アジア政治史	4		3～	不開講		2コマ/週
	政治学系	平和学	2	国際	3～	不開講		
	政治学系	現代ヨーロッパ政治	2	国際	3～	不開講		
	経済政策系	ヒューマン・キャピタル	2	国際	3～	不開講		
	経済政策系	日本経済史1	2		3～	不開講		
	経済政策系	国際経済学Ⅱ	2	※	3～	不開講		
	応用展開系	人間の安全保障	2	国際	3～	不開講		

【種別欄】 ◎は必修科目、◇は選択必修科目、国際は高度国際性涵養教育科目を兼ねる科目、※は隔年開講の科目を示す。

■セミナー 時間割コード一覧表

担当教員	配当年次 開講学期	2年		3年		4年	
		春～夏	秋～冬	春～夏	秋～冬	春～夏	秋～冬
		セミナーⅡa	セミナーⅡb	セミナーⅢa	セミナーⅢb	セミナーⅣa	セミナーⅣb
赤井 伸郎		026351	026352	027351	027352	028351	028352
生藤 昌子		026367	026368	027367	027368	028367	028368
大久保 邦彦		026353	026354	027353	027354	028353	028354
大槻 恒裕		026415	026416	027421	027422	028421	028422
片桐 梓		026393	026394	027393	027394	028393	028394
河村 倫哉		026419	026420	027425	027426	028425	028426
小池 未来		026470	026471	027470	027471	028470	028471
小原 美紀		026357	026358	027357	027358	028357	028358
西連寺 隆行		026417	026418	027423	027424	028423	028424
高井 裕之				027359	027360	028359	028360
中嶋 啓雄		026369	026370	027369	027370	028369	028370
長田 真里		026429	026430	027415	027416	028415	028416
二杉 健斗		026363	026362	027363	027362	028363	028362
蓮生 郁代		026409	026410	027409	027410	028409	028410
福井 康太		026427	026428	027431	027432	028431	028432
松林 哲也		026421	026422	027427	027428	028427	028428
山下 拓朗		026466	026467	027466	027467	028466	028467
山本 紗知				027468	027469	028468	028469

※法曹コース登録者は以下のセミナーを選択することも可能です。詳しくはKOAN等により確認してください。

担当教員	配当年次 開講学期	2年		3年		4年	
		春～夏	秋～冬	春～夏	秋～冬	春～夏	秋～冬
		セミナーⅡa	セミナーⅡb	セミナーⅢa	セミナーⅢb	セミナーⅣa	セミナーⅣb
品田 智史		026387	026388	027387	027388	028387	028388
松田 岳士		026373	026374	027373	027374	028373	028374
松尾 健一		026381	026382	027381	027382	028381	028382
名津井 吉裕				027419	027420	028419	028420

■Project Seminar in English (2年次以上配当、秋～冬、2単位) 時間割コード一覧表

担当教員	時間割コード
ホーキンス ウォーザル	026599
宮野 紗由美	026607

学生生活について

1. 学生証

学生証は、みなさんが学生としての身分を有することを証明するものですから、通学ならびに受験の際には必ず携帯してください。とくに、**5.**に掲げる証明書類の交付を受けるときは学生証が必要となります。

学生証は卒業、退学、除籍したときは直ちに返付してください。留年等の理由で有効期間が失効する場合は、4月上旬に新たに交付します。なお、紛失等で学生証の再発行を受けようとするときは、学生センターに申し出てください。

2. 住所等の変更及び各種届出

入学時に届け出た住所、電話番号、メールアドレス、保護者(緊急連絡先)等に変更があった場合は、KOANメニューの「学籍」項目から各自で忘れずに修正をして下さい。

また、改姓等があった場合は直ちに教務係に届け出て下さい。

3. 健康診断及び健康診断証明書

学校保健安全法の定めにより、学生のみなさんは毎年指定された時期に、必ず健康診断を受けなければなりません。とくに卒業年次の学生のみなさんは、就職等の際に健康診断証明書の提出を求められることがありますから、受健もれのないよう十分に注意してください。

なお、学生健康診断の受健に際しては、インターネットを利用したWEB問診調査票へ事前入力が必要です。キャンパスライフ健康支援・相談センターホームページのトップ画面からWEB問診ページへアクセスし、画面上の質問にすべて回答してください。

学生健康診断を受健した場合は、健康診断証明書は、各年度の6月中頃から3月中頃の間、自動発行機により無料で発行することができます。

4. 学生のみなさんへの連絡方法

学生のみなさんに知らせる必要のある事項は、掲示板またはKOAN掲示板で周知します。掲示板等で掲示したものは周知したものととして、掲示の見落としによる不利益等は自己責任となりますので十分に注意してください。

また、事情によっては電話、電子メール、郵便等によって行う場合があります。

なお、住所、電話番号、メールアドレスを変更した場合には、KOANにログインの上すぐさま訂正するようにしてください。

5. 証明書類の発行

1) 通学定期乗車券発行控

通学定期乗車券発行控は、正規課程に在学する学生に限り交付します。(教務係で配付)

2) 学生旅客運賃割引証

学校学生生徒旅客運賃割引証の発行枚数は、JR及び文部科学省の定めるところにより、年間1人

当り10枚を限度とします。その発行は、原則として次の目的をもって旅行する必要があると認められる場合に限ります。

- (1) 休暇、所用による帰省
- (2) 実験実習などの正課の教育活動
- (3) 学校が認めた特別教育活動または体育・文化に関する正課外の教育活動
- (4) 就職又は進学のための受験等
- (5) 学校が修学上適当と認めた見学又は行事への参加
- (6) 傷病の治療その他修学上支障となる問題の処理
- (7) 保護者の旅行への随行

3) 発行手続

学校学生生徒旅客運賃割引証、成績証明書、卒業見込証明書など多くの証明書類は、証明書自動発行機を利用して自動発行することができます。自動発行機は、豊中地区には以下の場所に設置されています。(KOANに英語氏名の登録をしている学生については英語版の証明書も発行可)

建物/設置場所	利用時間
豊中学生センター 学生交流棟2階ホール	午前8時30分～午後5時
全学教育推進機構 管理・講義棟A棟2階教務係前	月～金曜日(祝日、年末・年始、夏季休業日を除く)

学生センター休業日は使用できません。

自動発行機を利用できない証明書等が必要な場合は、所定の交付願に使用目的を明確に記入し、少なくとも受領を希望する日の2日前までに教務係に申請してください。

6. 集会及び団体

学部内において集会を催すとき、または課外活動等の団体を結成しようとするときは、所定の集会届又は団体結成届を事前に提出し、学部長の承認を得る必要があります。

なお、全学的な集会の開催または団体等の結成については、すべて学生センターに届け出て、総長の承認を得ることになっています。

7. 掲示及び教室等の使用

授業又は公務に支障のない限り、みなさんは顧問教員の指導のもとで研究その他課外活動等のため本学部所管の教室その他を使用することができます。この場合、責任者は実施期日の3日前までに教務係を通じて、所定の使用願を学部長宛に提出し、その許可を得る必要があります。

教室その他を使用した場合は、特に次の事項について留意してください。

- (1) 研究会又は集会終了後は備品・器具類を整理のうえ、授業等に差支えないようにしておくとともに、責任者は直ちに教務係又は守衛室に連絡すること。
- (2) 火気の取り扱いについては特に注意すること。

8. 資料室について

1) 法学研究科ローライブラリー

法学と政治学の研究・学修に必要な国内外の逐次刊行物を主に所蔵しています。また、データベースを含め、専門的な調査に必要な資料・設備を整えています。

【場所】 法経研究棟2階

【開室時間】 平日 9:30～18:00

臨時の休室日等については別途お知らせします。

【主な所蔵資料】

- ・ ローライブラリー1 : 日本の専門雑誌、日本の判例関係資料、電子資料など
- ・ ローライブラリー2 : 日本・外国の専門雑誌、日本・外国の判例関係資料、記念論文集など

【資料を借りる手続】

- ・ 貸出簿に必要事項を記入してください。
- ・ 学生証を提示してください。
- ・ 貸出冊数は1回10冊までです。
- ・ 資料は当日の開室時間内に返却してください。

【お知らせ】

お知らせは、ローライブラリーの掲示板もしくはウェブサイト(<http://www.law.osaka-u.ac.jp/library/>)をご覧ください。

【問合せ先】

大阪大学大学院法学研究科ローライブラリー TEL : 06-6850-5179

2) 国際公共政策研究科ライブラリー

法学、政治学、経済学の各種学術雑誌を所蔵。

【場所】 国際公共政策研究科棟5階

【開室時間】 午前9時半～午後7時（授業休業期間中は午後5時まで）

【休室日】 土曜日、日曜日、祝日、年末年始。臨時に休室する場合は別途お知らせします。

【主な所蔵資料】

外国雑誌、和雑誌、政府刊行物、大学紀要、日本立法資料全集、スタッフコーナー(教員著作)、平和と安全の人間の安全保障コーナー、Handbook in Economics Series (経済学ハンドブックシリーズ) コーナー

【資料を借りる手続き】

- ・ 貸出票に必要事項を記入してください。
- ・ 学生証を提示してください。
- ・ 貸出冊数は図書:10冊まで、雑誌:制限なしです。
- ・ 貸出期間は図書:2週間、雑誌:当日貸しです。

【お知らせ】

お知らせはライブラリー入口の掲示板、または大阪大学大学院国際公共政策研究科ウェブサイト「お知らせ」欄の「その他の情報」をご覧ください。

<https://www.osipp.osaka-u.ac.jp/ja/category/infomation-ja/>

【問い合わせ先】

大阪大学大学院国際公共政策研究科ライブラリー TEL:06-6850-5650

【ホームページ】

<https://www.osipp.osaka-u.ac.jp/ja/research/osipp-library/>

9. コンピュータの使用について

図書館及びサイバーメディアセンターにある学生用のコンピュータ端末を利用できます。さらに、学内のいくつかの箇所で大学の無線LANサービスが利用できます。利用可能な場所と利用方法については、ウェブサイト (<https://www.cmc.osaka-u.ac.jp/edu/index.html>) を参照してください。

なお、国際公共政策学科の学生については、大学院国際公共政策研究科棟3階のネットワークセンター内にあるコンピュータブースも利用できます。

詳しくは、ネットワークセンターのウェブサイト (<http://www.osipp.osaka-u.ac.jp/NWC/>) をご覧ください。

注意!!

法経研究棟1階に経済学部のコンピュータ室がありますが、法学部学生は、経済学部から許可を受けない限り、利用することができません。不正に利用した場合は、法学部として懲戒手続きにかけることもありますので、不正使用はしないでください。

10. 法学部学生自習室の使用について

法経研究棟3階に学生個人の自学自習を目的とした法学部学生自習室があります（研究会、討議、討論などを目的とした利用はできません）。

開室時間は、平日午前8時から午後7時30分です。ただし、年末年始や大阪大学入学試験の期日等には閉室することがあるほか、臨時に開室時間を変更することもあります。

たとえ大学構内であっても、安全が保障される訳ではありませんので、深夜早朝における帰宅を避けるなど自らしっかりと防犯対策を行ってください。

その他、利用規約については、自習室内に掲示していますので、節度ある利用を心掛けてください。

11. 休学、復学、退学等の申請

休学、復学、退学等に関して願ひ出る場合は、開始希望日の遅くとも1か月前までに、教務係を通じて申請手続を完了する必要があります。

休学は、疾病、留学など、3か月以上修学できない理由がある場合に申請できます。申請に際して、疾病の場合は医師の診断書を、留学の場合は証明書類等の写しを、その他の場合は証明書類（証明書が提出できない理由の場合は理由書）を添付してください。疾病の治癒を理由として復学を申請する場合、疾病を理由として退学を申請する場合も、医師の診断書を添付してください。

なお、留年者が卒業に必要な単位と在学期間を満たした場合、当該年度の3月の卒業日まで休学することが可能です。

いずれにおいても申請後の取り消しは原則としてできません。

12. 授業料の納入等について

I 授業料の納入について

授業料は口座振替により納入してください。

○前期分： 5月27日 ○後期分： 11月27日

※金融機関が休業日の場合は翌営業日となります。

II 令和6年度の授業料免除等について

奨学支援の一環として、本人の申請に基づき選考等のうえ、授業料の免除が認められる制度や、納入期限が猶予される制度等があります。本学の授業料免除制度は、主に学部学生を対象とした高等教育修学支援制度と一部の学部学生や大学院学生を対象とした大阪大学授業料等免除制度があります。各制度で定める申請対象や申請条件等に該当する場合は、これらの制度を申請することにより、授業料等の全部または一部の納入額が免除される（納入期限が猶予される）可能性があります。経済的理由や家庭の事情等により納入が困難な状況にあるときは、本学のホームページに掲載するこれらの制度の案内や情報をよく確認してください。

なお、授業料の免除等制度への申請を希望される場合には、所定の期限までに申請手続を行うようにしてください。

(注) 授業料免除等の申請については、前期（4月から9月まで）分、後期（10月から翌年3月まで）分のそれぞれの期の授業料ごとに免除を決定します。

1. 申請対象・申請条件

(1) 授業料免除

- ▶ 高等教育修学支援制度（「大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号）」）：学部学生が授業料等免除の申請を希望される場合、原則高等教育修学支援制度への申請となります。申請前に、下記 URL または QR コードから、高等教育修学支援制度の支援対象者の要件※に該当するか否かを必ず確認してください。

日本学生支援機構 「進学後（在学採用）の給付奨学金の申込資格」

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/shikaku/zaigaku.html>



※要件とは、国籍・在留資格に関する要件又は大学等に進学するまでの期間に関する要件のことを指します。

制度概要

- ・住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の日本人等※1 学部学生が対象
- ・「給付奨学金（返還を要しない奨学金）」の給付と、「入学料・授業料減免」の認定がセットとなった支援制度※2
- ・「給付奨学金」は日本学生支援機構が実施する制度、「入学料・授業料減免」は本学が実施する制度、とそれぞれの支援は別制度であるため、申請手続は別々に行う必要あり。

※1 日本国籍を有する者、法定特別永住者として本邦に在留する者、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等をもって本邦に在留する者、定住者の在留資格をもって本邦に在留する者で将来永住する意思があると認められた者。

※2 日本学生支援機構給付奨学金に申請し採用され受給される方に対して、大学が入学料・授業料減免を認定する仕組みです。なお、入学料免除は入学時の一度きりの支援となります。

注意事項

高等教育修学支援制度の支援対象者の要件に該当し、支援を受ける権利があるにも関わらず、期限までに所定の申請手続を行っていない場合には、せっかくの支援が受けられず自身の不利益となる可能性がありますので、現時点で支援対象者の要件に該当しない場合であっても、同制度の支援対象者に該当するか否かについては、在籍中の各期において必ず確認を行うようにしてください。

申請方法等

下記 URL または QR コードから Web ページにアクセスし、
申請案内※を確認の上、所定の手続を申請期間内に行ってください。



(※前期：2月末 後期：8月末掲載予定)

<高等教育修学支援制度による授業料等免除の申請方法等（申請案内・申請システム）>

<https://www.osaka-u.ac.jp/ja/campus/tuition/remission/koutou/kotosyugaku-appli>

- ▶ 大阪大学授業料等免除制度：高等教育修学支援制度の支援対象者の要件※を満たさず、本学が申請対象として認める方については、大阪大学独自の支援制度として実施する授業料免除に申請できる可能性があります。詳細は大阪大学ホームページの情報を確認するようにしてください。
※高等教育修学支援制度の申請資格詳細に関しては、前頁 URL『日本学生支援機構「進学後（在学採用）の給付奨学金の申込資格」』をご参照ください。

申請方法等

下記 URL または QR コードから Web ページにアクセスし、
申請要項※を確認の上、所定の手続を申請期間内に行ってください。



(※前期：2月末 後期：8月末掲載予定)

<大阪大学授業料免除等制度の申請方法等（申請要項・申請システム）>

<https://www.osaka-u.ac.jp/ja/campus/tuition/remission/system>

(2) 授業料収納猶予・授業料分納

大阪大学独自の支援制度として実施します。詳細は大阪大学ホームページの情報を確認するようにしてください。

【問合せ先】

吹田学生センター授業料免除担当（開館時間 平日 8:30～17:00）

TEL：06-6879-7088・7161 E-mail：gakusei-sien-en1@office.osaka-u.ac.jp

13. 奨学金について

I 日本学生支援機構奨学金（外国人留学生を除く）について〈貸与・給付〉

日本学生支援機構奨学金は、勉学に励む意欲があり、またそれにふさわしい能力を持った学生が経済的理由により修学をあきらめることのないように支援する制度です。貸与奨学金は返済の義務があり、必ず返済しなければなりません。給付奨学金は原則として返済の義務はありません。

1. 貸与奨学金について

(2023年12月時点)

奨学金の種類	貸与月額	
第一種奨学金 (無利子)	自宅通学	<u>20,000円</u> 、30,000円、45,000円から選択
	自宅外通学	<u>20,000円</u> 、30,000円、 <u>40,000円</u> 、51,000円から選択
第二種奨学金 (有利子)	20,000円～120,000円(10,000円単位)から選択	

(注1) 下線付きの月額、2018年度入学者から新たに選択できるようになった月額です。

2017年度以前入学者は選択できません。

(注2) 第二種奨学金に採用された方は、卒業・修了後、奨学金を返還する際、利子を附加した額を返還することになります。なお、貸与終了時に決定した利率を返還完了まで適用する方式と、貸与終了時から概ね5年ごとに利率を見直す方式のどちらか一方を選択できます。(いずれの方式も利率の上限は年3%)

【募集情報（大阪大学ウェブサイト）】

<https://www.osaka-u.ac.jp/ja/campus/tuition/scholar/jasso/recruit>

2. 給付奨学金について

(2023年12月時点)

奨学金の種類	給付月額(注2)(注3)	
給付奨学金 (2020年度以降採用)	自宅通学	第Ⅰ区分：29,200円(33,300円)、第Ⅱ区分：19,500円(22,200円)、第Ⅲ区分：9,800円(11,100円)
	自宅外通学	第Ⅰ区分：66,700円、第Ⅱ区分：44,500円 第Ⅲ区分：22,300円

(注1) 給付奨学金は、「学部生」のみが対象です。

(注2) 生活保護世帯(受けている扶助の種類を問いません。)で自宅から通学する人及び児童養護施設等から通学する人等は、カッコ内の金額となります。

(注3) 日本学生支援機構が世帯に関する前年の所得情報を確認したうえで、原則として毎年10月に支援区分(第Ⅰ～Ⅲ区分及び支援対象外の4区分のいずれか)の見直しを行います。採用時の支援区分による支援が必ずしも継続されるとは限らないため注意してください。

(注4) 給付奨学金と第一種奨学金(貸与)の両方の奨学生となり、第Ⅰ区分又は第Ⅱ区分で給付奨学金を受ける場合は、第一種奨学金の貸与月額は0円に調整され、貸与を受けることができません。また、第Ⅲ区分で給付奨学金を受ける場合は、第一種奨学金の月額が、自宅通学者は20,300円(25,000円)、自宅外通学者は13,800円に減額調整されます。

(注5) 給付奨学生は奨学金と併せて学費の減免を受けることができます。ただし、学費減免を受けるためには別途、「高等教育修学支援制度による授業料等免除」の申請が必要です。

【募集情報（大阪大学ウェブサイト）】

https://www.osaka-u.ac.jp/ja/campus/tuition/scholar/kyufu/new_r2

3. 申請方法等について

入学前に「予約採用」で採用候補者となった場合や、入学後に新規で申請したい場合の必要手続きや期限の詳細は、3月下旬頃に本学ウェブサイトに掲載します。

貸与奨学金、給付奨学金でそれぞれ手続きが異なります。記載した URL から該当する募集情報を確認して、所定の方法により期限までに手続きを行ってください。

【問合せ先】

豊中学生センター奨学金担当（豊中キャンパス学生交流棟 2 階）

※お問い合わせは大阪大学ウェブサイトの問合せフォームをご利用ください。

https://www.osaka-u.ac.jp/ja/campus/tuition/scholar/jasso/form_recruit

II 地方公共団体及び民間奨学団体奨学金（外国人留学生を除く）について

地方公共団体及び民間奨学団体奨学会による奨学金（以下、「各種奨学金」という。）は、学業、人物ともに優れ、かつ、経済的理由により学資の支弁が困難と認められる方に給与もしくは貸与される奨学金です。

学生センターで取り扱っている各種奨学金は、「候補者を選考し大学から推薦する奨学金」と「希望者が直接出願する奨学金」があります。

「候補者を選考し大学から推薦する奨学金」については、推薦人数に限りがあり、またそれぞれの奨学会での推薦基準があるため、必ずしも申請者全員が推薦候補者になるとは限りません。

また、民間奨学団体等奨学会の奨学生に採用されると、在学中のみならず卒業後も民間奨学団体等との関係は続きます。大阪大学から推薦されたという自覚を持ち、向学心をさらに高め、交流会、面談、研修会への出席や、生活状況調書、成績表、奨学金受領書の提出など、奨学生としての義務を果たさなければなりません。これらの義務を怠った場合、辞退や採用取り消しとなる場合もありますので、十分に考慮の上、申請してください。

1. 対象者

奨学金の種類により異なります。

2. 申請方法

◆候補者を選考し大学から推薦する奨学金

大学からの奨学生候補者は、登録者から選考します。登録要項をダウンロードのうえ、要項で指定している受付期間内に申請してください。詳細は、当該期の「民間団体等奨学生推薦候補者登録要項」（以下、「登録要項」）を参照してください。「登録要項」は、12月下旬から、大阪大学ホームページよりダウンロードできます。

下記 URL または QR コードから Web ページにアクセスしてください。

<地方公共団体及び民間奨学団体の奨学金>

https://www.osaka-u.ac.jp/ja/campus/tuition/scholar/gov_n_private



推薦までの流れ

- 1 2月下旬～ 「登録要項」ホームページ掲載
- 2月下旬～3月 登録受付期間（登録要項にて指定された期間に申請してください。）
- 4月～6月 候補者選考、推薦期間（候補者にのみ、吹田学生センターから連絡します。）

◆希望者が直接出願する奨学金

大学に募集案内があった場合、その都度KOAN掲示板にてお知らせします。

地方公共団体奨学金については、本学に募集案内が来ない場合があるので、直接、出身地等の教育委員会等へ照会してください。

【問合せ先】

吹田学生センター民間団体等奨学金担当（開館時間 平日 8:30～17:00）

TEL: 06-6879-7084 E-mail: gakusei-sien-en1@office.osaka-u.ac.jp

14. 学寮について

就学上の便宜を図ることを目的とした刀根山寮・清明寮・新稲寮、グローバルな生活環境の提供を目的としたグローバルビレッジがあります。

居室はすべて洋式の個室で一定のプライバシーが確保され、机・いす・ベッド・ロッカー（または押入）なども完備しています。

	刀根山寮 (男子)	清明寮 (男子)	新稲寮 (女子)	グローバルビレッジ	
				津雲台寮 (男女)	箕面船場寮 (女子)
収容人数	142名 (日本人:82名) (留学生:60名)	152名 (日本人:76名) (留学生:76名)	40名	詳細はホームページを確認	

各学寮の詳細については、大阪大学ホームページを参照してください。

【問合せ先】 ハウジング運営係 学寮担当 TEL 06-6105-5887

E-mail: gakuryo@ml.office.osaka-u.ac.jp

【ホームページ】 <https://www.osaka-u.ac.jp/ja/guide/student/general/dormitory.html>

15. 学生教育研究災害傷害保険について

「学生教育研究災害傷害保険(学研災^{がっけんさい})」は、国内外における教育研究活動中に学生が被った「けが」に対して補償を提供するために設立された保険制度です。

大阪大学では、全ての対象者がこの保険に加入することとしています。加入がまだの方は、すぐに加入の手続きをとってください。

1. 対象

学部生、大学院生、研究生、聴講生及び科目等履修生（留学生を含む。）

2. 保険金の内容

保険金が支払われる事故の範囲	死亡保険金	後遺障害保険金	医療保険金	入院加算金
正課中(授業、実験実習、演習等) 学校行事中	2,000 万円	程度に応じて 120 万円 ～3,000 万円	治療日数 1 日以上 が 対象 3,000 円～30 万円	1 日につき 4,000 円
通学中 学校施設等相互間の移動中 大学施設内（課外活動を除く）	1,000 万円	程度に応じて 60 万円 ～1,500 万円	治療日数 4 日以上 が 対象 6,000 円～30 万円	1 日につき 4,000 円
公認団体が大学に届け出た学 内外の課外活動中	1,000 万円	程度に応じて 60 万円 ～1,500 万円	治療日数 14 日以上 が対象 3 万円～30 万円	1 日につき 4,000 円

(平成 30 年 4 月以降)

3. 加入方法及び請求方法

《加入方法》

入学手続きの際に「学生教育研究災害傷害保険加入者のしおり」とゆうちょ銀行の払込取扱票等を配布しますので、必ず郵便局またはゆうちょ銀行の窓口で通学中等傷害危険担保特約保険料を含む下記の金額を払い込んでください。接触感染予防保険金支払特約には対応していません。

※ 誤った金額を振り込まれた場合、加入手続きが取れず、この保険の対象となる「けが」であっても保険金の支払いができません。必ず、学年に対応した金額を払い込んでください。

法学部所属学生

学年	金額
1	3,300 円
2	2,600 円
3	1,750 円
4	1,000 円

《事故の通知》

保険事故が発生したときは、ただちに事故の日時・場所・状況・傷害の程度を事故通知ハガキにより保険会社へ通知する必要があります。事故の日から 30 日以内に通知のない場合は、保険金が支払われないことがあります。

事故通知ハガキは、大学生協の保険窓口に取りに来てください。記入したハガキは、大学生協の保険窓口から保険会社へ送付します。

《保険金の請求》

請求に必要な書類は大学生協の保険窓口で渡します。記入・作成のうえ、大学生協の保険窓口へ提出してください。

※学生教育研究賠償責任保険（学研賠）について

正課・学校行事中やインターンシップ（大学が承認したものに限り）・介護体験活動・教育実習・保育実習及びその往復中に、他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊したりしたことに

よる法律上支払わなければならない損害賠償金を補償する保険です。

学研賠へは、「学研災」へ先に加入していなければ、加入することができません。加入希望者は必ず「学研災」に加入していることを確認のうえ、大学生協の保険窓口で必要書類を受け取り、郵便局で保険料を払い込んでください。

4. 窓口

豊中生協事務所（豊中キャンパス豊中福利会館4階）

吹田工学部生協事務所（吹田キャンパスセンテラス2階）

箕面生協事務所（箕面キャンパス外国学研究講義棟3階シャンティショップ内）

5. 問合せ先

大阪大学 生活協同組合 総務部（豊中福利会館4階） 06-6841-3326

6. ホームページ

<https://www.osaka-u.ac.jp/ja/campus/life/insurance.html>

16. 海外留学について

法学部は、学生のみなさんが積極的に海外の大学で学んで新しい知識を獲得し、視野を広げることができるよう、海外留学を推進しています。ぜひ、各種制度を活用して留学し、その経験を将来に活かしてください。ここでは、主に交換留学について説明します。

1) 大学間交流協定に基づく留学（交換留学：大学間派遣）

大阪大学が大学間学生交流協定を結んでいる大学に留学を希望する場合には、学内の審査を経て、大阪大学より留学先への推薦を受けることができます。大阪大学からの推薦及び留学先大学の承認を経て交換留学が認められた場合は、授業料等相互不徴収の取り決めが適用されるため、留学先での授業料は不要です。大阪大学の授業料は納める必要があります。また、交換留学の場合、本学に在学した形での留学となり、留学期間を修業年限に算入することができます。

大学間派遣の場合、法学部・法学研究科教務係への応募書類提出期限は、5月中旬～下旬頃（翌年1月～3月に留学開始分）と9月上旬～中旬頃（翌年度中に留学開始分）です。具体的な応募期限はKOAN掲示板でお知らせします。応募に際しては、申請書のほか、エッセイ（留学を希望する理由など）、語学能力証明や推薦状等が必要となります。語学能力については、大阪大学の語学能力基準のほか、留学を希望する大学によってはTOEFL等の基準点が設定されており、留学のためにはこれをクリアする必要があります。留学を希望する人は、応募に向け、情報収集を早めに進めるとともに、語学力の向上に励んでください。

交換留学を含め海外留学に関する詳しい説明が載っている「阪大生のための海外留学ガイドブック」等が、大阪大学ホームページ（「国際交流・留学」→「大阪大学から海外留学したい方」→「海外留学制度」）に掲載されています。また、この冊子は、教務係や国際交流・留学生相談室（法経研究棟2階）や国際教育交流センター豊中分室（学生会館2階）にもあります。

大学間協定校については、次のURLを参照してください。

<https://www.osaka-u.ac.jp/ja/international/action/exchange>

2) 部局間交流協定に基づく留学（交換留学：部局間派遣）

大阪大学法学部が部局間学生交流協定を結んでいる大学についても、学部内の審査を経て、推薦を受けることができます。大学間派遣と同様、留学先での授業料は不要です。申請方法など詳細はKOAN掲示板でお知らせします。

部局間協定校については、次のURLを参照してください。

<http://www.law.osaka-u.ac.jp/undergraduate/about/abord.html>

3) 交換留学先で修得した単位の取扱い

交換留学先で修得した単位は、留学後、本人からの申請に基づき、教授会で審議し認められた場合には、法学部規程で認められた範囲で、卒業要件単位に算入されることがあります。申請の際には、申請書のほか留学先大学発行の成績証明書及びシラバス等の提出が必要です。

なお、単位認定を行う科目（認定科目）の単位数については、留学先大学で修得した単位数のものではなく、留学先大学においてその科目の単位を修得するために授業に出席しなければならない時間数と本学部で定めている認定科目の単位数を修得するために必要な時間数とを比較したうえで、決定しますので注意してください。また、語学や一般教養の修得を主たる目的とする科目や、ボランティア等もっぱら実地体験を内容とする科目については認定されませんので注意してください。

4) 奨学金

日本学生支援機構、大阪大学、その他民間財団によるものなど、海外留学を対象とした奨学金に関する情報は、大阪大学ホームページ（「国際交流・留学」→「大阪大学から海外留学したい方」→「留学助成制度」）を参照してください。なお、大学を通じて応募するものについては、KOAN掲示板で募集します。

5) その他

国際交流・留学生相談室（法経研究棟2階）では、交換留学を希望する人だけでなく、海外の大学、ロースタールの修士課程（LL.M.プログラム）や他の専門領域の大学院プログラムへの留学（進学）などを考えている人に対しても、様々な情報提供やアドバイスを行っています。

また、大阪大学法学会の会員である学生が、大学間あるいは部局間交流協定に基づく交換留学を認められた場合には、同会の海外留学資金助成制度に応募することができます。詳細は大阪大学法学会事務局まで問い合わせてください。

17. 国際交流・留学生相談室について

留学生のみなさんへ

留学生のみなさんのための相談窓口として国際交流・留学生相談室があります。大阪大学での学習や生活について助言やサポートをおこなっています。学修の事柄については、教務係や学生相談室等との緊密な連携のもと相談に応じます。困ったことがあったらいつでも相談してください。

日本人学生のみなさんへ

国際交流・留学生相談室では海外留学を希望する皆さんの相談にも応じています。大阪大学国際教育交流センター等と連携し、情報提供やアドバイスを行います。また、留学生と交流を持ちたい日本人学生は気軽にご連絡ください。

国際交流・留学生相談室

法経研究棟2階201

Telephone: 06-6850-5181

E-mail Address: f-student.law@ml.office.osaka-u.ac.jp

Website: <http://www.law.osaka-u.ac.jp/foreign/>

18. 学生支援室について

学生支援室は、法学部・法学研究科・高等司法研究科に在籍する学生の修学環境を調整し、キャリア形成を支援することを目的として設置された組織です。

主な業務は、次の通りです。

- ① 学生生活に関する相談（※全学の他の相談窓口への紹介・取次ぎを含みます。）
- ② 卒業後の進路に関する情報の提供（※公務員、民間企業等からの案内チラシの設置。）
- ③ 公務員セミナー、各種の説明会・講演会の開催支援
- ④ キャリアデザイン・データベース（※法学部生の就職、進路等の活動体験記を取りまとめたCLEの「キャリアデザインデータベース」というコース上に掲載しています）
- ⑤ 法学部生のキャリア形成支援のための講演会の開催（青雲会と共催）

上記のことについて、相談したいことがあれば、遠慮なく職員にお尋ねください。

【 場 所 】 豊中総合学館1階

【 開 室 時 間 】 午前9時から午後5時（11:30-12:30は除く）

【 休 室 日 】 土日、祝日及び年末年始

その他、入学試験の実施期間等は閉室します。

【 問 合 せ 先 】 法学部・法学研究科・高等司法研究科「学生支援室」

e-mail : student-support.law@ml.office.osaka-u.ac.jp

詳細はホームページをご確認ください。（<http://www.law.osaka-u.ac.jp/support/>）

19. 全学の相談窓口

先に説明した法学部の相談窓口のほか、次のような全学部の学生を対象とした相談窓口もあります。詳細はホームページより確認してください。

相談内容	大学の相談窓口
留学生の相談、海外留学について	国際教育交流センター
障害について相談があるとき、支援がほしいとき	キャンパスライフ健康支援・相談センター アクセシビリティ支援室(学生交流棟3階)
健康上の心配があるとき	キャンパスライフ健康支援・相談センター (内科・精神科・整形外科各専門医)
ハラスメントに関する相談があるとき	ハラスメント相談室
学生生活上のアドバイスがほしいとき	キャンパスライフ健康支援・相談センター ピア相談室 (学生交流棟3階)
学生生活上の悩みを相談したいとき	キャンパスライフ健康支援・相談センター 学生相談室 (学生交流棟3階)
進学・就職について相談したいとき	キャリアセンター

【ホームページ】

国際交流センター

<https://ciee.osaka-u.ac.jp/>

キャンパスライフ健康支援・相談センター

<https://hacc.osaka-u.ac.jp/ja/>

ハラスメント相談室

https://www.osaka-u.ac.jp/ja/campus/life/prevention_sh

キャリアセンター

<http://career.osaka-u.ac.jp/>

大阪大学法学会の役割と入会のお願い

法学部の一員となられた皆様に、大阪大学法学会についてご案内申し上げます。

■大阪大学法学会とは

構成員は、法学部、法学研究科、高等司法研究科の教員と学生です。

大阪大学で法学や政治学を学び、研究する人たちが、相互に協力し合い、知的研鑽をはかることを目的とし、1951年に創設されました。

■法学会による教育研究活動へのサポート

〔学生の研究学修活動等への支援事業〕

学生会員の留学を促進するための費用支援、成績優秀者表彰、キャリアデザインや就職、法学部での学び方入門に関するワークショップの開催、自主的な研究学修活動への費用支援を行っています。

年1回発行される学生向け雑誌『まちかね法政ジャーナル』には、学生の研究成果発表の場として、青雲会（大阪大学法学部同窓会）懸賞論文入賞論文、留学報告、自主研究成果報告が掲載され、また学修教材として、法学部定期試験の過去問題が掲載されます。

〔教育基盤整備支援事業〕

毎年、図書館における学生用図書を充実させるための図書寄贈事業を実施しています（年間約100万円）。また、法学部における外国語による授業科目を充実させることを目的に、法学会記念講義を開講しています（2単位科目を2科目、年間約40万円）。

〔研究成果の発表促進事業〕

会員（教員と学生）の研究成果を発表する媒体として、法学部の顔ともいえるべき学術雑誌『阪大法学』を刊行するとともに、国内外から招いた研究者による講演会を開催するなど、法学・政治学に関する最新の知識・情報を会員に提供しています。

■法学会入会のお願い

法学部の教育基盤整備とそのサポートに関わるこれらの法学会事業は、会員の納める会費により支えられており、法学部の教員と学生の皆様が会員となっていただくことによってはじめて成り立ちます。そして、法学会が行ってきたこれらの教育・研究活動基盤の整備は、これまで法学部を卒業された先輩諸氏によって築き上げられてきたものです。

これらをさらに充実したものとし、将来の後輩たちに継承できるように、法学会へのご入会を強くお願い申し上げます。

■法学会ウェブサイト

活動の詳細については、以下のウェブサイトもご覧ください。

<http://www.law.osaka-u.ac.jp/hougakukai/>

※「大阪大学法学会」で検索してください。



【お問い合わせ先】

大阪大学大学院法学研究科内

大阪大学法学会

TEL : 06-6850-5178

E-mail : hogakkai.law@office.osaka-u.ac.jp

大阪大学国際公共政策学会について

大阪大学国際公共政策学会は、大阪大学大学院国際公共政策研究科の教員および大学院生が中心となり自主的に運営している団体です。本会は、国際公共政策に関する学術研究交流を促進するとともに研究教育を支援することによって、国際公共政策研究の進展に寄与することを目的として1994年国際公共政策研究科の設立とともに作られた学会です。

専門雑誌である「国際公共政策研究」の発行、講演会または研究会の開催、さらに大阪大学大学院国際公共政策研究科の行う教育研究活動に対する援助等を行っています。

「国際公共政策研究」は国際公共政策研究科の教員、大学院生、および修了生だけでなく、学内外の優れた研究者にも広く発表の場を提供するため、原則としてすべて査読を受けた論文を掲載しています。国際公共政策研究分野の最近の研究動向だけでなく、教員の研究分野を把握し講義の理解を深めるためにも有益な情報を提供しています。

問い合わせ先 大阪大学大学院国際公共政策学科内

大阪大学国際公共政策学会

TEL 06-6850-5650

FAX 06-6850-5650

ippsedit@osipp.osaka-u.ac.jp

大阪大学法学部同窓会「青雲会」について

大阪大学法学部同窓会は「青雲会」と称し、1954（昭和29）年3月に発足しました。

「正会員」である法学部卒業生・大学院法学研究科修士生および高等司法研究科修士生の入会希望者を中心に、「準会員」として法学部在学学生・大学院法学研究科在学学生、「名誉会員」として教員を加え、総勢1万3千人を超える会員で構成される同窓会です。

会員は、経済界、法曹界、官公・大学等、各方面で活躍しています。これら会員相互の連携を密にし、親睦を図ることが本会の活動の中心であり、このことを通じて、大阪大学法学部の発展に寄与したいと考えています。日常的な活動を通じて、各会員相互のつながりが強く、暖かい家庭的雰囲気に含まれているのが本会の大きな特徴です。

【青雲会の主な事業】

1. 会報（年1回）および会員名簿の管理

2. 年1回の総会の開催

恩師を囲む機会、ゼミ同窓の集まりの機会として利用されています。在学学生も出席できます。

3. 在学学生への支援活動

① 懸賞論文の募集

毎年秋に募集して、上位入賞者を表彰しています。積極的な投稿を待っています。

② 高度教養教育科目「ロイヤリング（紛争処理）」への支援

③ キャリア形成支援講演会の開催

4. 青雲会発足後10年ごとの記念事業

① 記念樹、記念石「青雲」、モニュメント「翔」の寄贈

② 図書館および法学部資料室に対する記念文庫の寄贈

③ 大学院高等司法研究科に後援基金を設置するとともに、法経研究棟に絵画「黎明」を寄贈

④ 最近の記念事業

2014（平成26）年度・創立60周年記念事業として、青雲キャリア支援基金を設置するとともに、法経講義棟に絵画「ライムストーンの家」を寄贈しました。

※ 以上活動内容の詳細については下記本会ホームページもご参照下さい。

記

【青雲会ホームページ】 <https://www.seiunkai.net/>

お問い合わせ先

大阪大学大学院法学研究科内
大阪大学法学部同窓会「青雲会」

TEL 06-6850-5198 E-mail ishibashi@seiunkai.net

青雲会ホームページは
こちらから→



大阪大学法学部規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、大阪大学学部学則(以下「学則」という。)に基づいて大阪大学法学部(以下「本学部」という。)に関する必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第1条の2 本学部は、法学、政治学および経済学などの学問の基礎を身につけ、歴史と現実および理念の探求を通じて人々の生き方や国際社会を含む社会のあり方を複眼的な視点から理解しようとする姿勢と、論理的な思考力や豊かな対話能力・外国語能力をもち、それらを駆使して人類や社会の公益に貢献できる学識ある人材を養成することを目的とする。

第2章 学生

第1節 学科の変更、転部、編入学、再入学及び復籍

(学科の変更及び転部)

第2条 本学部学生が学科の変更を願い出たとき又は本学の他の学部の学生が本学部へ転部を願い出たときは、本学部の教授会(以下「教授会」という。)の議を経て、選考するものとする。

(編入学)

第3条 学則第14条の2の規定により、本学部の第3年次に入学を志願する者については、教授会の議を経て選考するものとする。

(編入学生の修業年限、在学年限及び休学期間)

第4条 前条の規定により入学した学生(以下「編入学生」という。)の修業年限は、2年とする。

2 編入学生の在学年限は、4年とする。

3 編入学生の休学期間は、2年を超えることができない。

(再入学及び復籍)

第5条 本学部を退学した者から、再入学の願い出があったときは、学部長が、教授会の議を経て、再入学を認めることができる。

第6条 学則第32条の規定により除籍された者から、所定の期間内に未納の授業料を添えて復籍の願い出があったときは、学部長が、教授会の議を経て、復籍を認めることができる。

(再入学生等の在学期間)

第7条 前2条の規定により入学又は復籍した学生(以下「再入学生等」という。)の在学期間には、退学又は除籍前の在学期間を通算する。

(編入学及び再入学の時期)

第8条 編入学及び再入学の時期は、学年の始めとする。

第2節 教育課程

(教育課程の編成)

第9条 本学部の教育課程は、教養教育系科目、専門教育系科目及び国際性涵養教育系科目をもって編成する。

(教養教育系科目の授業科目、単位数、履修方法等)

第10条 教養教育系科目の科目区分、授業科目及び単位数は、別表1、大阪大学全学共通教育規程等の定めるところによるものとし、本学部における履修方法については、同表のとおりとする。

(専門教育系科目の授業科目、単位数及び履修方法)

第11条 専門教育系科目の科目区分、授業科目及び単位数並びに履修方法については、法学科にあっては別表2-1、国際公共政策学科にあっては別表2-2のとおりとする。

(国際性涵養教育系科目の授業科目、単位数及び履修方法)

第12条 国際性涵養教育系科目の科目区分、授業科目及び単位数は、大阪大学全学共通教育規程等の定めるところによるものとし、本学部における履修方法については、別表3のとおりとする。

(専門教育系科目等の授業の方法及び単位の計算)

第12条の2 教養教育系科目及び専門教育系科目のうち本学部で開設する授業科目（以下単に「授業科目」という。）は、講義又は演習により行い、その単位は15時間をもって1単位とする。

(授業科目の配当年次及び授業時間)

第13条 授業科目の配当年次及び授業時間は、年度ごとに定める。

(履修科目の登録の上限)

第13条の2 卒業の要件として学生が修得すべき単位数（以下「卒業単位」という。）について、2年次及び3年次の学生が、春学期及び夏学期又は秋学期及び冬学期に履修科目として登録することができる単位数は24単位を上限とする。ただし、他の学部から本学部へ転部した学生、編入学した学生、学則第20条の2の規定により留学した学生及び教授会で特に認めた学生については、この限りでない。

(他の学科、他の学部、他の大学等の授業科目の履修)

第14条 学生は、本学部の他の学科が開講する授業科目であって、学科に共通して開講されないものを履修することができる。

2 学生は、あらかじめ学部長を経て、他の学部の長の許可を得たときは、当該学部の授業科目を履修することができる。

3 学生は、教授会の議を経て学部長が承認したときは、本学部が他の大学、専門職大学若しくは短期大学（専門職短期大学を含む。以下同じ。）又は外国の大学（専門職大学に相当する外国の大学を含む。以下同じ。）若しくは短期大学と協議する授業科目を履修することができる。

4 第1項又は第2項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、合算して4単位を限度として別表2-1又は別表2-2の履修方法に定める選択科目の単位として算入することができる。

5 第3項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、前項の規定により算入した単位数と合算して、40単位を限度として別表2-1又は別表2-2の履修方法に定める選択科目の単位として算入することができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第 15 条 教授会の議を経て、学部長が教育上有益と認めるときは、本学部に入学者が本学部入学前に大学、専門職大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学において修得した授業科目の単位（大学設置基準（昭和 31 年文部省令第 28 号）第 31 条第 1 項に規定する科目等履修生及び同条第 2 項に規定する特別の課程履修生として修得した単位を含む。）を、本学部において修得したものと認定することができる。

2 前項の規定により修得したものと認定することができる単位数は、大阪大学において修得した単位以外のものについては、前条第 5 項により修得した単位と合わせて 40 単位を限度とする。

(転部学生の履修方法の特例)

第 16 条 第 2 条の規定により本学部へ転部した学生が転部前の所属学部にて履修した授業科目は、4 単位以内に限り、第 14 条第 2 項の規定により修得したものとみなす。

(編入学生の履修方法の特例)

第 17 条 編入学生が入学前に修得した本学部の授業科目の単位は、別表 2-1 又は別表 2-2 の履修方法に定める単位数に算入することができる。

(再入学生等の履修方法の特例)

第 18 条 再入学生等の退学又は除籍前の本学部における修得単位数は、卒業単位数に算入する。

2 再入学生等が退学又は除籍前に第 14 条第 2 項及び第 3 項の規定により履修した授業科目について修得した単位数は、第 14 条第 4 項及び第 5 項に定めるところにより、別表 2-1 又は別表 2-2 の履修方法に定める単位数に算入することができる。

(履修授業科目の届出)

第 19 条 学生は、指定する期日までに、当該学期又は学年において履修しようとする授業科目を学部長に届け出なければならない。

第 3 節 試験及び単位の授与

(試験)

第 20 条 定期試験は、授業科目が開講されている期間に行うものとする。

2 前項の試験のほか、教授会の議を経て学部長が必要と認めるときは、追試験を行うことがある。

(受験科目)

第 21 条 学生は、履修した授業科目についてのみ、試験を受けることができる。ただし、既に単位を修得した授業科目については、試験を受けることができない。

(試験の判定)

第 22 条 試験の成績は、100 点を満点とし、60 点以上を合格とする。

2 試験の成績は、次の評語をもって表す。

S (90 点以上)

A (80 点以上 90 点未満)

B (70 点以上 80 点未満)

C (60 点以上 70 点未満)

F (60 点未満)

(単位の授与)

第 23 条 前条の規定により、試験に合格した授業科目については、所定の単位を授与する。

第 4 節 卒業

(卒業資格)

第 24 条 卒業の認定を受けることができる者は、所定の期間在学し、卒業単位を修得した者とする。ただし、第 3 項に定める場合を除き、特別の必要があり、かつ、教育上支障がないと学部長が認めるときは、学則第 8 条に規定する期間在学しない場合でも、教授会の議を経て、卒業を認定することができる。

- 2 卒業単位は、別表 1、別表 2-1、別表 2-2 及び別表 3 に定める履修方法により、全学共通教育科目から 32 単位以上、高度教養教育科目から 2 単位以上、高度国際性涵養教育科目から 2 単位以上、専門教育系科目から 80 単位以上を含め、132 単位以上を修得しなければならない。ただし、編入学生にあつては、全学共通教育科目の 32 単位は、既に修得したものとみなす。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、3 年以上在学し、卒業の要件として本学部が定める単位を優秀な成績をもって修得した等の要件を満たしたと認められる学生について、学部長は、教授会の議を経て、卒業を認定することができる。
- 4 前項における卒業認定の基準は、別に定める。

第 5 節 連携法曹基礎課程

(連携法曹基礎課程)

第 24 条の 2 法学部に連携法曹基礎課程を設ける。

- 2 連携法曹基礎課程は、履修プログラムとし、修了の要件を満たしたと認められる学生について、学部長は、教授会の議を経て、当該課程の修了を認定することができる。
- 3 前項における修了認定の基準は、別に定める。

第 3 章 特別聴講学生、科目等履修生、聴講生及び研究生

(特別聴講学生、科目等履修生、聴講生及び研究生の入学)

第 25 条 特別聴講学生、科目等履修生、聴講生又は研究生として入学を志願する者については、学部長は、教授会の議を経て選考の上、入学を許可することがある。

(特別聴講学生、科目等履修生、聴講生及び研究生の入学出願)

第 26 条 特別聴講学生、科目等履修生、聴講生又は研究生として入学を志願する者は、願書に履歴書その他必要な書類を添え、学部長に提出するものとする。

(特別聴講学生の入学資格)

第 27 条 特別聴講学生として入学することができる者は、本学部との協議が成立している他の大学又は外国の大学に在学中の者とする。

(特別聴講学生の入学時期及び在学期間)

第 28 条 特別聴講学生の入学の時期は、履修しようとする授業科目が配置された学期の始めとし、そ

の在学期間は、履修する授業科目が配置された期間とする。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

(特別聴講学生に対する試験及び単位の授与)

第 29 条 特別聴講学生に対する試験及び単位の授与については、第 2 章第 3 節の規定を準用する。

(科目等履修生の入学資格)

第 30 条 科目等履修生として入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 短期大学を卒業した者
- (3) 前 2 号と同等以上の学力があると認められる者
- (4) 教授会の議を経て学部長が適当と認めた者

(科目等履修生の入学時期及び在学期間)

第 31 条 科目等履修生の入学の時期及び在学期間については、第 28 条の規定を準用する。

(科目等履修生の履修科目数)

第 32 条 科目等履修生が履修できる授業科目数は、3 科目以内とする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、この限りでない。

- (1) 教育職員免許状取得に必要な教職に関する科目として履修する場合
 - (2) その他教授会の議を経て学部長が必要と認めた場合
- 2 前項の規定にかかわらず、授業科目のうち、「法政導入演習」、「法政情報処理」、「法政基礎演習 a」、「法政基礎演習 b」、「演習 1 a」、「演習 1 b」、「演習 2 a」、「演習 2 b」、「法情報学 1」、「法情報学 2」、「セミナーⅡ a」、「セミナーⅡ b」、「セミナーⅢ a」、「セミナーⅢ b」、「セミナーⅣ a」、「セミナーⅣ b」、「Project Seminar in English」及び「インターンシップ」は履修することができない。

(科目等履修生に対する試験及び単位の授与)

第 33 条 科目等履修生に対する試験及び単位の授与については、第 2 章第 3 節の規定を準用する。

(聴講生の入学資格)

第 34 条 聴講生として入学することができる者については、第 30 条の規定を準用する。

(聴講生の入学時期及び在学期間)

第 35 条 聴講生の入学の時期及び在学期間については、第 28 条の規定を準用する。この場合において、「履修」とあるのは、「聴講」と読み替えるものとする。

(聴講生の聴講科目数)

第 36 条 聴講生が聴講できる授業科目数は、5 科目以内とする。ただし、教授会の議を経て学部長が別に定めた場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、授業科目のうち、「法政導入演習」、「法政情報処理」、「法政基礎演習 a」、「法政基礎演習 b」、「演習 1 a」、「演習 1 b」、「演習 2 a」、「演習 2 b」、「法情報学 1」、「法情報学 2」、「セミナーⅡ a」、「セミナーⅡ b」、「セミナーⅢ a」、「セミナーⅢ b」、「セミナーⅣ a」、「セミナーⅣ b」、「Project Seminar in English」及び「インターンシップ」は聴講することができない。

(聴講生に対する試験及び単位の授与)

第 37 条 聴講生に対しては、試験及び単位の授与は行わない。

(研究生の入学資格)

第 38 条 研究生として入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 教授会の議を経て学部長が適当と認めた者

(研究生の在学期間)

第 39 条 研究生の在学期間は、1 年以内とし、当該年度を超えないものとする。ただし、研究上必要と認めるときは、在学期間を延長することができる。

2 前項ただし書の規定により、在学期間の延長を希望するときは、年度ごとに学部長に願い出て、許可を受けなければならない。

(研究生の指導)

第 40 条 研究生の指導教員は、教授会の議を経て学部長が定める。

2 研究生は、指導教員を経て、他の教員の許可を得たときは、当該教員の指導を受けることができる。

(特別聴講学生、科目等履修生、聴講生及び研究生の退学及び除籍)

第 41 条 特別聴講学生、科目等履修生、聴講生及び研究生が退学しようとするときは、学部長に願い出なければならない。

2 特別聴講学生、科目等履修生、聴講生及び研究生として不適当と認められる者については、学部長は、教授会の議を経て、これを除籍することができる。

第 4 章 補則

(規格外事項の処理)

第 42 条 この規程に定めるもののほか、本学部に関する必要な事項は、教授会の議を経て学部長が別に定める。

附 則

1 この規程は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

(略)

附 則

1 この改正は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 27 年 3 月 31 日現在法学部に在学する者(以下この項において「在学者」という。)及び平成 27 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に編入学、再入学、転部又は学科を変更する者については、改正後の別表 2 及び別表 3 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 前項の場合における改正前の別表 2 の適用については、公法の項に

環境法	※	2	
犯罪者処遇法		2	

」 を、私法の項に、

手形法・小切手法		2	
民事訴訟法 1		2	
民事訴訟法 2		2	
裁判学		2	

」 を、基礎法学の項に、

「

中国法	4	
-----	---	--

」を、総合・展開の項に、

「

演習 1 a	2	
演習 1 b	2	
演習 2 a	2	
演習 2 b	2	

」を、隣接の項に、

「

マスコミと国際公共政策	2	
現代紛争論	2	
ディシジョンセオリー	2	

」を、それぞれ加えるものとする。

4 第 2 項の場合における改正前の別表 3 の適用については、応用展開系の項に

「

マスコミと国際公共政策	2	
-------------	---	--

」を、法学系の項に、

「

環境法 ※	2	
民事訴訟法 1	2	
民事訴訟法 2	2	
中国法	4	

」を、政治学系の項に、

「

市民社会論	2	
現代紛争論	2	

」を、経済政策系の項に、

「

環境と開発	2	
地域統合論	2	

」を、それぞれ加えるものとする。

5 前 2 項の場合において、次表の左欄に掲げる授業科目の単位を既に修得した者は、対応右欄の授業科目を履修できないものとする。

左 欄	右 欄
民事訴訟法	民事訴訟法 1
	民事訴訟法 2
演習 1	演習 1 a
	演習 1 b
演習 2	演習 2 a
	演習 2 b
特別講義（環境法）	環境法
特別講義（犯罪者処遇法）	犯罪者処遇法
特別講義（手形法・小切手法）	手形法・小切手法
特別講義（裁判学）	裁判学
アジア法論	中国法
特別講義（シティズンシップ論）	市民社会論
特別講義（マスコミと国際公共政策）	マスコミと国際公共政策
特別講義（現代紛争論）	現代紛争論
特別講義（環境と開発）	環境と開発
特別講義（地域統合）	地域統合論

附 則

この改正は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

- この改正は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 平成 30 年 3 月 31 日現在法学部に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び平成 30 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に編入学、再入学、転部又は転科する者については、改正後の別表 2 及び別表 3 の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 前項の場合における改正前の別表 2 の適用については、総合・展開の項に
「

自治体インターンシップ演習基礎	1	
自治体インターンシップ演習応用	1	

」を、加えるものとする。
- 第 2 項の場合における改正前の別表 3 の適用については、応用展開系の項に
「

自治体インターンシップ演習基礎	1	
自治体インターンシップ演習応用	1	

」を、加えるものとする。
- 前 2 項の場合において、次表の左欄に掲げる授業科目の単位を既に修得した者は、対応右欄の授業科目を履修できないものとする。

左欄	右欄
特別講義（行政法インターンシップ演習基礎）	自治体インターンシップ演習基礎
特別講義（行政法インターンシップ演習応用）	自治体インターンシップ演習応用

附 則

- この改正は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 平成 31 年 3 月 31 日現在法学部に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び平成 31 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に編入学、再入学、転部又は転科する者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 前項の場合における改正前の第 13 条の 2 の適用については、同条第 1 項中「又はグローバルコラボレーション科目」とあるのは「、グローバルコラボレーション科目又はグローバルイニシアティブ科目」と、同条第 2 項中「及びグローバルコラボレーション科目」とあるのは「、グローバルコラボレーション科目及びグローバルイニシアティブ科目」と、改正前の第 14 条の適用については、同条第 3 項中「他の大学若しくは短期大学又は外国の大学」とあるのは「他の大学、専門職大学若しくは短期大学（専門職短期大学を含む。以下同じ。）又は外国の大学（専門職大学に相当する外国の大学を含む。以下同じ。）」と、それぞれ読み替えるものとする。
- 第 2 項の場合における改正前の別表 2 の適用については、私法の項に
「

商法 4	※	2	
民事訴訟法		4	

」を、基礎法学の項に、

「

EU法概論		2	
-------	--	---	--

」を、総合・展開の項に、

「

法政基礎演習 a		2	
法政基礎演習 b		2	

」を、隣接の項に、

「

社会科学のための数学		2	
------------	--	---	--

」

計量経済学 I	2	
Data Management	2	

」を、それぞれ加えるものとする。

- 5 第 2 項の場合における改正前の別表 3 の適用については、法学系の項に

「 商法 4 ※	2	
民事訴訟法	4	
E U 法概論	2	
特別講義	4	
特別講義	2	
特別講義	1	

」を、政治学系の項に、

「 特別講義	4	
特別講義	2	
特別講義	1	

」を、経済政策系の項に、

「 社会科学のための数学	2	
計量経済学 I	2	
計量経済学 II	2	
国際経済学 II	2	
Data Management	2	
特別講義	4	
特別講義	2	
特別講義	1	

」を、それぞれ加えるもの

とする。

- 6 前 2 項の場合において、次表の左欄に掲げる授業科目の単位を既に修得した者は、対応右欄の授業科目を履修できないものとする。

左 欄	右 欄
特別講義（金融商品取引法）	商法 4
特別講義（E U 法概論）	E U 法概論
ディシジョンセオリー	社会科学のための数学
政策データ分析	計量経済学 I
中級計量経済学	計量経済学 II
特別講義（国際マクロ経済学）	国際経済学 II

附 則

- この改正は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 令和 2 年 3 月 31 日現在法学部 2 年次以上に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び令和 2 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に編入学、再入学、転部又は転科する者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 前項の場合における改正前の別表 2-1 の適用については、私法の項に

「 商法 1（会社法）	4	
商法 2（総則・商行為）	2	

」を、加えるものとする。

- 第 2 項の場合における改正前の別表 2-2 の適用については、法学系の項に

「 商法 1（会社法）	4	
商法 2（総則・商行為）	2	

」を、経済政策系の項に、

国際経済学 I	※	2	国際
経済思想		2	

」を、それぞれ加えるものとする。

- 5 前2項の場合において、次表の左欄に掲げる授業科目の単位を既に修得した者は、対応右欄の授業科目を履修できないものとする。

左 欄	右 欄
商法 1	商法 2 (総則・商行為)
商法 2	商法 1 (会社法)
国際貿易と投資	国際経済学 I

附 則

- この改正は、令和3年4月1日から施行する。
- 令和3年3月31日現在法学部3年次以上に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び令和3年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学、再入学、転部又は転科する者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 前項の場合における改正前の別表2-2の適用については、経済政策系の項に

計量経済	4	
日本経済史 1	2	
日本経済史 2	2	
経済学史	※	4

」を、加えるものとする。

- 4 前項の場合において、次表の左欄に掲げる授業科目の単位を既に修得した者は、対応右欄の授業科目を履修できないものとする。

左 欄	右 欄
エコノメトリックス	計量経済
日本経済史	日本経済史 1
	日本経済史 2
経済学説史	経済学史

附 則

- この改正は、令和4年4月1日から施行する。
- 令和4年3月31日現在法学部4年次に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び令和4年4月1日以降において在学者の属する年次に編入学、再入学、転部又は転科する者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 前項の場合における改正前の別表3の適用については、高度国際性涵養教育科目の項目「他学部」とあるのは「他学部等」と読み替えるものとする。

附 則

この改正は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

- この改正は、令和6年4月1日から施行する。
- 令和6年3月31日現在法学部に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び令和6年4月1日以後において在学者の属する年次に再入学、転部又は転科する者については、改正後の別表2-2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表 1 教養教育系科目の履修方法

教養教育系科目について、次に示すとおりに授業科目を履修し、18単位以上を修得しなければならない。

全学共通教育科目	学問への扉	学問への扉の授業科目のうちから2単位を修得すること。
	基盤教養教育科目	人文科学系科目、社会科学系科目、自然科学系科目及び総合型科目のうち本学部が指定する授業科目の中から選択履修し、10単位以上を修得すること。
	情報教育科目	「情報社会基礎」(2単位)を修得すること。
	健康・スポーツ教育科目	「スポーツ実習A」(1単位)の他に、「スポーツ科学」(1単位)、「健康科学実習A」(1単位)又は「健康科学」(1単位)の中から1科目を選択履修し、計2単位を修得すること。
	アドヴァンスト・セミナー	修得した単位は、卒業単位として算入することができる。
高度教養教育科目	次の授業科目のうちから、2年次秋学期以降に選択履修し、2単位以上を修得すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・本学部が開設する次の高度教養教育科目 「ロイヤリング(紛争処理)」(2単位)及び「マスコミと国際公共政策」(2単位) ・他学部等が高度教養教育科目として提供する科目で本学部が別に指定する科目 ・3年次以降に履修する第14条第1項に規定する科目で本学部が別に指定する科目 ・全学教育推進機構が開講する高度教養教育科目 ・コミュニケーションデザイン科目で本学部が認める科目 	

別表 2-1 専門教育系科目の授業科目(法学科)

分類	科目名	単位数	種別
基礎	法学の基礎	2	
	政治学の基礎	2	
	国際関係論入門	2	
	法政導入演習	2	
	法政情報処理	2	
公法	憲法1	4	
	憲法2	4	
	行政法1	2	
	行政法2	2	
	行政法3	2	
	行政法4	2	
	地方自治法	2	
	環境法	※ 2	
	税法1	2	
	税法2	2	
	刑法1	4	
	刑法2	4	
	刑事訴訟法	4	
	犯罪者処遇法	2	
	国際法1	2	
国際法2	2		
国際法3	2		
私法	民法1	4	
	民法2	4	
	民法3	4	

分 類	科 目 名	単位数	種 別
私法	民法 4	2	
	商法 1 (会社法)	4	
	商法 2 (総則・商行為)	2	
	商法 3 ※	2	
	商法 4 ※	2	
	経済法	2	
	知的財産法 1	2	
	知的財産法 2	2	
	知的財産法 3	2	
	民事訴訟法	4	
	民事回収法 1	2	
	民事回収法 2	2	
	裁判学	2	
	労働法	4	
	社会保障法	2	
	国際私法	2	国際
	国際経済法	2	国際
	国際取引法	2	国際
基礎法学	日本近代法史	4	
	西洋法制史	4	
	ローマ法 ※	4	
	法理学 ※	4	
	法思想史 ※	4	
	法社会学	4	
	中国法	4	
	E U法概論	2	国際
政治学	政治学原論	4	
	政治過程論	4	
	西洋政治思想史	4	
	西洋政治史	4	
	日本政治史	4	
	国際政治学 ※	4	
	外交史 ※	4	
	行政学	4	
	地方行政論	2	
	比較政治	4	
	アジア政治史	4	
	総合・展開	法政基礎演習 a	2
法政基礎演習 b	2		
演習 1 a	2	◎	
演習 1 b	2	◎	
演習 2 a	2		
演習 2 b	2		
外国語文献研究 1	2	国際	
外国語文献研究 2	2	国際	
特別講義	4		
特別講義	2		
特別講義	1		
日本の法制度	2		
法医学	2		

分 類	科 目 名	単位数	種 別
総合・展開	法情報学 1	2	
	法情報学 2	2	
	自治体インターンシップ演習基礎	1	
	自治体インターンシップ演習応用	1	
隣接	ミクロ経済入門	2	
	マクロ経済入門	2	
	現代紛争論	2	国際
	社会科学のための数学	2	
	ミクロ経済学	2	
	マクロ経済学	2	
	公共経済学	2	国際
	財政 ※	4	
	経済史	4	
	計量経済学 I	2	
	Data Management	2	

履修方法

- 1 種別欄の◎印は必修科目、無印は選択科目を示す。なお、「国際」とあるのは、高度国際性涵養教育科目を兼ねる科目を示す。また、科目名の※印は隔年開講の科目を示す。
- 2 別表 2-1 の中から必修科目 4 単位、選択科目 7 6 単位以上、計 8 0 単位以上を修得しなければならない。
- 3 別表 2-2 に規定する授業科目（別表 2-1 に規定するものを除く。） について修得した単位は、第 1 4 条第 1 項及び第 4 項に基づき、前項に規定する選択科目の単位数に算入することができる。ただし、本学部が高度教養教育科目に指定した科目については除く。
- 4 「法政基礎演習 a」及び「法政基礎演習 b」は 2 年次を対象に、「演習 1 a」、「演習 1 b」、「演習 2 a」及び「演習 2 b」は、3、4 年次を対象に開講する。「演習」の a、b は、それぞれ 1、2 の順に履修しなければならない。
- 5 原則として、「演習」の a は春学期から夏学期まで、「演習」の b は秋学期から冬学期まで開講する。
- 6 同一年度においては、同一教員の「演習」の a、b を履修する。ただし、当該年度に休学又は留学した場合には、この限りでない。
- 7 「外国語文献研究 1」は、最初に履修する外国語文献研究を示し、「外国語文献研究 2」は、その後に履修する外国語文献研究を示す。
- 8 特別講義については、年度当初に当該年度において開講する授業科目を定める。
- 9 「法学の基礎」、「政治学の基礎」、「国際関係論入門」、「法政導入演習」及び「法政情報処理」は、1 年次配当科目のため、原則として、他の年次の者は履修できない。
- 10 「日本の法制度」は履修対象者を留学生に限定して開講する。

別表 2-2 専門教育系科目の授業科目（国際公共政策学科）

分 類	科 目 名	単位数	種 別
入門概説系	法学の基礎	2	◎
	政治学の基礎	2	◎
	国際関係論入門	2	◇
	ミクロ経済入門	2	◎
	マクロ経済入門	2	◇
	国際公共政策	2	◎
セミナー系	セミナー II a	2	◎

分類	科目名	単位数	種別
セミナー系	セミナーⅡb	2	◎
	セミナーⅢa	2	◎
	セミナーⅢb	2	◎
	セミナーⅣa	2	
	セミナーⅣb	2	
	Project Seminar in English	2	◇
応用展開系	インターンシップ	2	
	ネゴシエーション	2	
	人間の安全保障	2	国際
	自治体インターンシップ演習基礎	1	
	自治体インターンシップ演習応用	1	
	特別講義	4	
	特別講義	2	
	特別講義	1	
法学系	憲法1	4	◇
	憲法2	4	
	行政法1	2	◇
	行政法2	2	◇
	行政法3	2	
	行政法4	2	
	環境法 ※	2	
	税法1	2	
	税法2	2	
	刑法1	4	
	刑法2	4	
	刑事訴訟法	4	
	民法1	4	◇
	民法2	4	
	民法3	4	
	民法4	2	
	商法1（会社法）	4	
	商法2（総則・商行為）	2	
	商法3 ※	2	
	商法4 ※	2	
	知的財産法1	2	
	知的財産法2	2	
	知的財産法3	2	
	民事訴訟法	4	
	民事回収法1	2	
	民事回収法2	2	
	経済法	2	
	労働法	4	
	社会保障法	2	
	国際法1	2	◇
	国際法2	2	◇
	国際法3	2	◇
	国際私法	2	国際
	国際経済法	2	国際
	国際取引法	2	国際
	国際環境法	2	国際
国際人権法	2	国際	

分類	科目名	単位数	種別
法学系	中国法	4	
	日本の法制度	2	
	EU 法概論	2	国際
	特別講義	4	
	特別講義	2	
	特別講義	1	
政治学系	政治学原論	4	◇
	政治過程論	4	
	西洋政治思想史	4	◇
	アジア政治史	4	
	西洋政治史	4	
	日本政治史	4	◇
	国際政治学 ※	4	
	外交史 ※	4	
	行政学	4	
政治学系	地方行政論	2	
	市民社会論	2	国際
	比較政治	4	
	外交政策論	2	国際
	現代紛争論	2	国際
	平和学	2	国際
	現代ヨーロッパ政治	2	国際
	国際行動論	2	国際
	国際機構論	2	国際
	特別講義	4	
	特別講義	2	
	特別講義	1	
	経済政策系	ミクロ経済学	2
マクロ経済学		2	
ゲーム理論		2	
経済発展		2	国際
環境と開発		2	国際
公共経済学		2	国際
ヒューマン・キャピタル		2	国際
財政 ※		4	
金融 ※		4	
計量経済		4	
経済史		4	
日本経済史 1		2	
日本経済史 2		2	
社会科学のための数学		2	◇
経済学史 ※		4	
計量経済学 I		2	◇
計量経済学 II		2	
国際経済学 I ※		2	国際
国際経済学 II ※		2	
Data Management		2	◇
特別講義		4	
特別講義		2	
特別講義		1	

履修方法

- 1 種別欄の◎印は必修科目、◇印は選択必修科目、無印は選択科目を示す。なお、「国際」とあるのは、高度国際性涵養教育科目を兼ねる科目を示す。また、科目名欄の※印は隔年開講の科目を示す。
- 2 別表2-2の中から必修科目16単位、選択必修科目8単位以上、選択科目56単位以上、計80単位以上を修得しなければならない。
- 3 前項に規定する選択必修科目のうち8単位を超えて修得した単位は、同項に規定する選択科目の単位数に算入することができる。
- 4 別表2-1に規定する授業科目（別表2-2に規定するものを除く。）について修得した単位は、第14条第1項及び第4項に基づき、前項に規定する選択科目の単位数に算入することができる。ただし、本学部が高度教養教育科目に指定した科目については除く。
- 5 「セミナーⅡa」、「セミナーⅡb」、「セミナーⅢa」、「セミナーⅢb」、「セミナーⅣa」又は「セミナーⅣb」を、春学期から夏学期まで又は秋学期から冬学期までに重ねて履修することはできない。
- 6 原則として、「セミナー」のaは春学期から夏学期までに、「セミナー」のbは秋学期から冬学期までに開講する。
- 7 同一年度においては、同一教員の「セミナー」のa、bを履修する。ただし、春学期から夏学期までに休学又は留学した場合は、この限りでない。
- 8 特別講義については、年度当初に当該年度において開講する授業科目を定める。
- 9 「日本の法制度」は履修対象者を留学生に限定して開講する。

別表3 国際性涵養教育系科目の履修方法

国際性涵養教育系科目について、次に示すとおり授業科目を履修し、18単位以上を修得しなければならない。

全学 共通 教育 科目	マルチ リンガ ル教育 科目	(1) 第1外国語として、総合英語のうち本学部が指定する授業科目の中から選択履修し6単位、実践英語のうち本学部が指定する授業科目の中から選択履修し2単位を修得すること。ただし、英語を母語とする外国人留学生については、第2外国語として設定されているドイツ語、フランス語、ロシア語、中国語及び日本語のうちから1外国語を選択し、第1外国語として履修することができる。
		(2) 第2外国語として、ドイツ語、フランス語、ロシア語及び中国語のうちから1外国語を選択履修し、本学部が指定する授業科目の中から4単位を修得すること。ただし、外国人留学生については、日本語を選択し、履修することができる。この場合、第1外国語として、日本語を履修している外国人留学生については、第2外国語として日本語を選択できない。
		(3) グローバル理解の授業科目のうち本学部が指定する授業科目の中から選択履修し、4単位を修得すること。ただし、外国人留学生で第2外国語の日本語を選択履修した場合は、「多文化コミュニケーション（日本語）」の科目4単位を修得すること。
高度国際性 涵養教育科 目		次の授業科目のうちから、2年次秋学期以降に選択履修し、2単位を修得すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・別表2-1及び別表2-2に定める高度国際性涵養教育科目 ・他学部等が高度国際性涵養教育科目として提供する科目で本学部が別に指定する科目

大阪大学法学部早期卒業制度運用規則

第1条（趣旨）

本規則は、大阪大学学部学則第28条第2項および大阪大学法学部規程第24条第3項に基づき、大阪大学法学部に3年間在学した者に卒業の認定を行うこと（以下「早期卒業の認定」という。）に関して、必要な事項を定める。

第2条（早期卒業候補者）

- 1項 早期卒業を希望する者は、1年次の別に定める期日までに、希望進学先を明記した早期卒業願書を提出しなければならない。
- 2項 早期卒業願書を提出した者のうち、次に掲げるすべての要件を満たすものを、2年次から早期卒業候補者とする。
 - ① 1年次終了時において、標準修得単位数として法学部が定める単位を修得していること。
 - ② 1年次終了時までに履修した科目のうち、卒業の要件として法学部が定める科目について、GPAが2.80以上であること。
- 3項 早期卒業候補者が、次に掲げるいずれかの要件に該当する場合、早期卒業候補者としての登録を取り消す。
 - ① 2年次終了時において、標準修得単位数として法学部が定める単位を修得していないこと。
 - ② 2年次終了時までに履修した科目のうち、卒業の要件として法学部が定める科目について、GPAが2.80に満たないこと。
- 4項 早期卒業候補者は、別途定めるアドバイザー教員に対して学修状況を随時報告し、指導を受けなければならない。
- 5項 早期卒業候補者は、アドバイザー教員の指導を受けて作成した履修計画を春学期及び秋学期当初に提出しなければならない。
- 6項 早期卒業候補者が希望進学先を変更するときには、法学部教務委員会に届け出なければならない。

第3条（早期卒業の認定）

早期卒業候補者が、次に掲げるすべての要件を満たす場合、早期卒業の認定を行う。

- ① 3年次終了時において、卒業の要件として法学部が定める単位をすべて修得していること。
- ② 3年次終了時までに履修した科目のうち、専門教育科目または高度教養教育科目であって、法学部が提供するものについて、GPAが2.80以上であること。
- ③ 前条第4項で定めるアドバイザー教員による学修指導を受け、かつ同条第5項に定める履修計画を提出したこと。
- ④ 大阪大学大学院高等司法研究科、法学研究科、または国際公共政策研究科の入学試験を受験し、合格したこと。ただし、1月末日時点で合格が決まっている場合に限る。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和元年12月19日から施行する。ただし、第3条第4号ただし書の規定は、令和元年度に3年次の早期卒業候補者については、適用しない。

附 則

この改正は、令和2年4月1日から施行する。

大阪大学法学部連携法曹基礎課程（法曹コース）運用規則

第1条（目的）

本規則は、大阪大学法学部規程第24条の2に基づく、連携法曹基礎課程（以下「法曹コース」という。）に関して、必要な事項を定める。

第2条（必修科目）

法曹コースの必修科目は、以下のとおりとする。

「憲法1」、「憲法2」、「民法1」、「民法2」、「民法3」、「民法4」、「刑法1」、「刑法2」、「商法1（会社法）」、「行政法1」、「行政法2」、「民事訴訟法」、「刑事訴訟法」、「演習1a／セミナーⅢa」、「演習1b／セミナーⅢb」。ただし、「演習1a／セミナーⅢa」、「演習1b／セミナーⅢb」については、年度当初に当該年度において定める法曹コース指定ゼミ（以下「指定ゼミ」という。）の中から選択することとし、3年次において指定ゼミを履修しなかった場合、4年次春・夏学期に「演習2a／セミナーⅣa」、4年次秋・冬学期に「演習2b／セミナーⅣb」で指定ゼミを履修することとする。

第3条（登録）

所定の期日までに、法曹コースへの登録を希望した者のうち、前年度までに修得した、卒業の要件として法学部が定める単位（以下「卒業要件単位」という。）について、標準修得単位数として法学部が定める単位を修得しているものとし、各学年の進級時において、以下の該当する要件をすべて満たす場合に法曹コースへの登録を行う。

〔2年次進級時〕

- ・「憲法1」、「民法1」の一方もしくは両方の単位を修得していること。
- ・卒業要件単位について33単位以上修得していること。

〔3年次進級時〕

- ・「憲法1」、「憲法2」、「民法1」、「民法2」、「民法3」、「刑法1」、「刑法2」、「行政法1」、「行政法2」及び「商法1（会社法）」のうち、8科目以上の単位を修得し、かつ6科目以上の成績評価がB以上であること。
- ・卒業要件単位について66単位以上修得していること。

〔4年次進級時〕

- ・必修科目について12科目以上の単位を修得し、かつ10科目以上の成績評価がB以上であること。
- ・卒業要件単位について99単位以上修得していること。

法曹コースの登録者の定員については、2年次学生においては30名程度、3年次学生においては20名程度、4年次学生においては、早期卒業者の人数等に鑑み教授会にて定めた人数とする。いずれの学年においても定員を超えて希望者があった場合は、各々前記の基準を満たしたもののなかから、卒業要件単位についてGPAの上位のものを選抜する。

なお、原則として標準修業年限を超えた者は登録を抹消するものとする。

第4条（修了の認定）

3年次以上の登録者のうち、次に掲げるすべての要件を満たす場合、卒業判定時に法曹コース修了の認定を行う。

- ① 卒業要件単位をすべて修得していること。
- ② 3年次学年終了時においては36月、4年次学年終了時においては48月在学していること。
- ③ 必修科目のすべての単位を修得し、かつ10科目以上の成績評価がB以上であること。

第5条（早期卒業）

早期卒業は、『早期卒業制度運用規則』の基準を満たした者について適用する。

第6条（その他）

この規則に定めるもののほか、法曹コース運用に関し必要な事項は、その都度法学部教務委員会が定める。

大阪大学学部学則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この学則は、大阪大学（以下「本学」という。）の学部の修業年限、教育課程その他の学生の修学上必要な事項について、定めるものとする。

(教育研究上の目的の公表等)

第1条の2 本学は、学部又は学科ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定め、公表するものとする。

(学部及び学科)

第2条 本学に、次の学部及び学科を置く。

文学部 人文学科

人間科学部 人間科学科

外国語学部 外国語学科

法学部 法学科、国際公共政策学科

経済学部 経済・経営学科

理学部 数学科、物理学科、化学科、生物科学科

医学部 医学科、保健学科

歯学部 歯学科

薬学部 薬学科

工学部 応用自然科学科、応用理工学科、電子情報工学科、環境・エネルギー工学科、地球総合工学科

基礎工学部 電子物理科学科、化学応用科学科、システム科学科、情報科学科

(収容定員)

第3条 前条に定める学部及び学科の収容定員は、別表1のとおりとする。

(学年)

第4条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第5条 学年を分けて、次の4学期とする。

春学期

夏学期

秋学期

冬学期

2 春学期及び秋学期の開始日は、それぞれ4月1日及び10月1日とし、夏学期及び冬学期の開始日は、総長がその都度定める。

3 夏学期及び冬学期の終了日は、それぞれ9月30日及び3月31日とし、春学期及び秋学期の終了日は、総長がその都度定める。

(休業日)

第6条 休業日は、次のとおりとする。

日曜日及び土曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

大阪大学記念日 5月1日

春季休業 4月1日から4月10日まで

夏季休業 8月5日から9月30日まで

冬季休業 12月25日から翌年1月7日まで

2 春季休業、夏季休業及び冬季休業については、学部の事情により学部長が総長の承認を得て、その都度変更することができる。

3 臨時の休業日については、総長がその都度定める。

第7条 削除

第2章 学生

(修業年限)

第8条 修業年限は、4年とする。ただし、医学部医学科、歯学部及び薬学部については、6年とする。

2 第10条の5の規定に基づき、長期にわたる教育課程の履修を認められた者（以下「長期履修学生」という。）は、当該許可された年限を修業年限とする。

(在学年限)

- 第9条 在学年限(長期履修学生の在学年限にあっても同様とする。)は、8年とする。ただし、医学部医学科、歯学部及び薬学部については、12年とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、第14条から第15条までの規定により、入学を許可された者の在学年限については、学部規程で別に定める。
- 3 学生が前2項に規定する在学年限に達したときは、当該学生はその身分を失う。
(教育課程及びその履修方法等)
- 第10条 教育課程は、本学、学部及び学科の教育上の目的を達成するために、学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針に基づき必要な授業科目を開設し、教養教育、専門教育及び国際性涵養教育を基に体系的に編成するものとする。
- 2 授業科目の区分は、次のとおりとする。
- 教養教育系科目
学問への扉、基盤教養教育科目、高度教養教育科目、情報教育科目、健康・スポーツ教育科目、アドヴァンスト・セミナー、コミュニケーションデザイン科目
- 専門教育系科目
専門基礎教育科目、専門教育科目
- 国際性涵養教育系科目
マルチリンガル教育科目、高度国際性涵養教育科目、国際交流科目
- 3 前項に定める区分の各授業科目、履修方法等については、学部規程で別に定める。ただし、全学の協力のもとに実施する科目については、全学共通教育科目として別に定める。
- 4 前項の規定にかかわらず、コミュニケーションデザイン科目及び国際交流科目の開設及び履修方法等については、別に定める。
- 5 第2項に定めるもののほか、教職教育科目を開設し、その授業科目、履修方法等については、別に定める。
(大学院等高度副プログラム)
- 第10条の2 前条の教育課程のほか、幅広い分野の素養等を培う教育を行うため、大学院等高度副プログラムを開設する。
- 2 大学院等高度副プログラムに関し必要な事項は、別に定める。
(授業の方法)
- 第10条の2の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。
- 2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 第1項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。
- 4 第1項の授業の一部は、文部科学大臣が別に定めるところにより、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。
(単位の計算方法)
- 第10条の2の3 各授業科目の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。
- (1) 講義及び演習については、15時間から45時間までの範囲で学部規程又は全学共通教育規程で定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で学部規程又は全学共通教育規程で定める時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 1の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して学部規程又は全学共通教育規程で定める時間の授業をもって1単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修を考慮して、単位数を定めることができる。
(学修証明書等)
- 第10条の2の4 第10条に規定する教育課程の一部をもって体系的に開設する授業科目の

単位を修得した学生に対し、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第163条の2に規定する学修証明書を交付することができる。

2 前項に規定する体系的に開設する授業科目は、学修証明プログラムと称する。

3 前項に定めるもののほか、学修証明プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

（他の大学等における授業科目の履修）

第10条の3 学部長（学部長から委任を受けた者を含む。以下同じ。）が教授会の議を経て教育上有益と認めるときは、他の大学、専門職大学若しくは短期大学（専門職短期大学を含む。以下同じ。）又は外国の大学（専門職大学に相当する外国の大学を含む。以下同じ。）若しくは短期大学との協議に基づき、学生に当該大学の授業科目を履修させることができる。ただし、やむを得ない事情により、外国の大学又は短期大学との協議を行うことが困難な場合は、これを欠くことができる。

2 前項の規定により、学生が他の大学、専門職大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学において修得した単位は、60単位を限度として、卒業に要する単位に算入することができる。

（大学以外の教育施設等における学修）

第10条の3の2 学部長が教授会の議を経て教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、学部の定めるところにより単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えることのできる単位は、前条第2項により修得した単位と合わせて60単位を限度とする。

（入学前の既修得単位の認定）

第10条の4 学部長が教授会の議を経て教育上有益と認めるときは、本学に入学した者が本学入学前に大学、専門職大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学において修得した授業科目の単位（大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第31条第1項に規定する科目等履修生及び同条第2項に規定する特別の課程履修生として修得した単位を含む。）を、本学において修得したものとして認定することができる。

2 学部長が教授会の議を経て教育上有益と認めるときは、本学に入学した者が本学入学前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、学部の定めるところにより単位を与えることができる。

3 前2項の規定により修得したものとして認定し、又は与えることのできる単位数は、第14条から第15条までの規定により入学又は転学を許可された場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第10条の3第2項及び前条第2項の規定により修得した単位と合わせて60単位を限度とする。

4 第1項に定めるもののうち、学生が本学の科目等履修生として修得した単位を本学に入学した後に修得したものとみなすときは、その単位数、修得に要した期間その他当該学部が必要と認める事項を勘案して当該学部が認める期間を、第8条に規定する修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、当該修業年限の2分の1を超えることができない。

（長期にわたる教育課程の履修）

第10条の5 学部長は、別に定めるところにより、学生が、職業を有している等の事情により、第8条第1項に規定する修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

（教育職員の免許状授与の所要資格の取得）

第10条の6 本学における教育職員の免許状授与の所要資格の取得方法は、別に定める。

（試験及び評価）

第10条の7 履修した各授業科目の可否は、当該授業担当教員が実施する筆記試験によって決定する。ただし、試験に代わる方法によることもできる。

2 各授業科目の試験の成績は、100点を満点として次の評価をもって表し、S、A、B及びCを合格、Fを不合格とする。

S（90点以上）

A（80点以上90点未満）

B（70点以上80点未満）

C（60点以上70点未満）

F（60点未満）

（成績評価基準等の明示等）

第10条の8 本学においては、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計

画をあらかじめ明示するものとする。

- 2 本学においては、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行うものとする。

(組織的な研修等)

- 第10条の9 本学においては、教育の充実を図るため、授業の内容及び方法を改善するための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(入学)

- 第11条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、特別の必要があり、かつ、教育上支障がないと学部長が認めたときは、夏学期、秋学期及び冬学期の始めに入学させることができる。

- 第12条 入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程により、12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの

- 第13条 入学を志願する者に対して、入学者受入れの方針に基づき選抜試験を行い、総長は、教授会の議を経て、入学を許可すべき者を決定する。

- 2 選抜試験については、別に定める。

- 第14条 次の各号のいずれかに該当する者については、総長は、学部規程の定めるところにより、教授会の議を経て、入学を許可することができる。

- (1) 一の学部を卒業し、更に他の学部又は同一学部の他の学科(文学部、人間科学部及び外国語学部の場合にあっては、同一学科の他の専攻分野)に入学を志願する者
- (2) 学部を退学した後、更にその学部に入學を志願する者
- (3) 他の大学又は専門職大学の学部を卒業し、更に本学の学部に入學を志願する者

- 2 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部の専攻科の課程(修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)を修了した者(学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。)で、本学の学部に入學を志願するものについては、総長は、当該学部規程の定めるところにより、教授会の議を経て、編入學を許可することができる。

- 3 高等専門学校を卒業した者で、工学部又は基礎工学部に編入學を志願するものについては、総長は、当該学部規程の定めるところにより、教授会の議を経て、編入學を許可することができる。

- 第14条の2 次の各号のいずれかに該当する者で、法学部第3年次に入学を志願するものについては、総長は、法学部規程の定めるところにより、教授会の議を経て、入学を許可することができる。

- (1) 大学若しくは専門職大学を卒業した者又は学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
- (2) 大学又は専門職大学において2年以上在学し、法学部が別に定める所定の単位を修得した者
- (3) 外国において学校教育における14年以上の課程(日本における通常の課程による学校教育の期間を含む。)を修了した者(外国において最終の学年を含め2年以上継続して学校教育を受けていた者に限る。)

- (4) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者
- 第14条の3 次の各号のいずれかに該当する者で、人間科学部の第3年次に入学を志願するものについては、総長は、人間科学部規程の定めるところにより、教授会の議を経て、入学を許可することがある。
- (1) 大学若しくは専門職大学を卒業した者又は学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
- (2) 大学又は専門職大学において2年以上在学し、人間科学部が別に定める所定の単位を修得した者
- (3) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者
- (4) 外国において、前3号に相当する学校教育における課程を修了した者
- 第14条の4 外国語学部又は経済学部の第3年次、医学部の第2年次若しくは第3年次又は歯学部の第3年次に入学を志願する者については、総長は、当該学部規程の定めるところにより、教授会の議を経て、入学を許可することがある。
- 第15条 他の大学又は専門職大学の学部の学生で本学に転学を志願する者については、総長は、学部規程の定めるところにより、教授会の議を経て、転学を許可することがある。
- 2 前項の規定により、転学を願い出た者は、その際現に在学する大学又は専門職大学の長の許可書を願書に添えなければならない。
- 第16条 第14条から前条までの規定により、入学を許可された者であって、既に1学年以上本学の授業科目を学修したものと同等以上の学力があると認定されたものの修業年数の計算については、既に1学年以上本学において修業したものとみなすことができる。
- 2 前項の認定に当たり必要があるときは、学部規程の定めるところにより、試験を行う。
- 第17条 入学を志願する者は、所定の期日までに、入学願書に別に定める書類を添えて、提出しなければならない。
- 第18条 入学の許可は、別に定める書類の提出、入学料の納付等所定の手続を経た者に対して行う。
- 第19条 前2条に定める手続その他に虚偽又は不正があった場合は、入学の許可を取り消すことがある。
- 第19条の2 次の各号のいずれかに該当する者が、その者に係る納付すべき入学料を所定の期日までに納付しないときは、当該学生はその身分を失う。
- (1) 第45条の2第1項又は第2項の規定により入学料の免除を願い出た者で、免除が不許可となったもの又は一部の免除が許可となったもの
- (2) 第45条の3第1項又は第2項の規定による入学料の徴収猶予の可否を決定された者
(転部等)
- 第19条の3 転部又は学科の変更を志願する学生については、志願先の学部長が、学部規程の定めるところにより、転部又は学科の変更を許可することがある。
- 2 前項の規定により、転部を願い出た者は、その際現に在学する学部の長の許可書を願書に添えなければならない。
- 3 第1項の場合において、既に修得した授業科目の単位及び在学期間の認定は、教授会の議を経て学部長が行う。
(転学)
- 第20条 他の大学又は専門職大学に転学を志願する学生は、学部長に願い出て、その許可を受けなければならない。
(留学)
- 第20条の2 第10条の3第1項の規定に基づき、外国の大学又は短期大学に留学を志願する学生は、学部長に願い出て、その許可を受けなければならない。
- 2 前項により留学した期間は、第8条に規定する修業年限に算入するものとする。
(休学)
- 第21条 学生が、疾病その他やむを得ない事由により3月以上修学できない場合は、学部長の許可を得て、その学年の終わりまで、休学することができる。
- 第22条 疾病のため、修学が不相当と認められる学生に対しては、学部長は、休学を命ずることができる。
- 第23条 休学した期間は、在学年数には算入しない。
- 第24条 休学期間は、4年を超えることができない。ただし、医学部医学科、歯学部及び薬学部については、その休学期間は、6年を超えることができないものとする。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、薬学部については、薬学部長が特別の事情があると認めるときは、休学期間を延長することができる。

第25条 休学期間中に、その事由が消滅したときは、学部長の許可を得て、復学することができる。

(退学)

第26条 学生が退学しようとするときは、事由を詳記した退学願書を、学部長に提出し、その許可を受けなければならない。

第27条 削除

(卒業)

第28条 第8条に規定する期間在学し、所定の授業科目を履修してその単位数を修得し、かつ、学部規程に定める試験に合格した者に対し、学部長は、教授会の議を経て、卒業を認定する。ただし、次項に定める場合を除き、特別の必要があり、かつ、教育上支障がないと学部長が認めるときは、第8条に規定する期間在学しない場合でも、教授会の議を経て、卒業を認定することができる。

2 前項の規定にかかわらず、医学部、歯学部及び薬学部を除き本学に3年以上在学した者で、卒業の要件として当該学部の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものに対し、学部長は、当該学部規程の定めるところにより、教授会の議を経て、卒業を認定することができる。

3 学部長は、前2項により卒業を認定したときは、文書で総長に報告しなければならない。

4 第1項の規定による卒業に必要な単位のうち、第10条の2の2第2項に規定する授業の方法により修得する単位数は、60単位を超えないものとする。

(学士の学位)

第29条 総長は、前条により卒業の認定を受けた者に対し、卒業を決定し、学士の学位を授与する。

2 前項の学位には、学部又は学科の区分に従い、次のとおり専攻分野の名称を付記するものとする。

文学部 文学

人間科学部 人間科学

外国語学部 言語・文化

法学部 法学

経済学部 経済学

理学部 理学

医学部 医学科 医学

保健学科／看護学／保健衛生学

歯学部 歯学

薬学部 薬学

工学部 工学

基礎工学部 工学

3 本学において学士の学位を授与された者が、その学位の名称を用いるときは、大阪大学と付記するものとする。

4 学士の学位記の様式は、別表2のとおりとする。

(除籍)

第30条 削除

第31条 学生が故なく授業を受けないことが長きにわたるとき、又は成業の見込みがないときは、教授会の議を経て、総長は、除籍することができる。

第32条 学生が授業料の納付を怠り、督促を受けてなお納付しないときは、学部長は、除籍することができる。

(復籍)

第32条の2 前条の規定により除籍となった者から復籍の願い出があったときは、学部長は、復籍を認めることができる。

(懲戒)

第33条 学生に、本学の規則に違反し又はその本分に反する行為があるときは、教授会の議を経て、総長が懲戒する。

2 懲戒は、戒告、停学及び放学とする。

3 停学の期間は、第9条に規定する在学年限に算入し、第8条に規定する修業年限に算入

しない。ただし、停学の期間が1月未満の場合には、修業年限に算入することができる。

4 懲戒に関する手続は、別に定める。

第3章 特別聴講学生、科目等履修生、聴講生及び研究生

(特別聴講学生、科目等履修生、聴講生及び研究生)

第34条 他の大学、専門職大学、短期大学若しくは高等専門学校又は外国の大学若しくは短期大学との協議に基づき、学部長（大阪大学全学交換留学プログラムに係る場合にあっては、学部長又は当該プログラムの受入部局長。第37条、第38条の2及び第40条において同じ。）は、当該大学等に在学中の者を特別聴講学生として入学を許可し、授業科目を履修させることができる。

第34条の2 授業科目中1科目又は複数科目を選んで履修し、単位を修得しようとする者があるときは、学部長は、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

第35条 授業科目中1科目又は複数科目を選んで聴講しようとする者があるときは、学部長は、選考の上、聴講生として入学を許可することができる。

第36条 学部において特定事項について攻究しようとする者があるときは、学部長は、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生の入学の時期は、学年の始めとする。ただし、特別の事情があるときはこの限りでない。

3 在学期間は原則として1年とする。ただし、研究上必要と認めるときは在学期間を延長することができる。

第37条 特別聴講学生、科目等履修生、聴講生又は研究生として入学を志願する者は、願書に別に定める書類を添えて、学部長に提出しなければならない。

第38条 実習及び攻究に要する特別の費用は、科目等履修生及び研究生の負担とする。

第38条の2 特別聴講学生、科目等履修生、聴講生及び研究生が次の各号のいずれかに該当するときは、学部長は、除籍することができる。

(1) 成業の見込みがないと認められるとき。

(2) 授業料の納付を怠り、督促を受けてなお納付しないとき。

第39条 特別聴講学生、科目等履修生、聴講生及び研究生については、この学則に定めるもののほか、学部規程（大阪大学全学交換留学プログラムに係るものにおいては、大阪大学全学交換留学プログラムに関する規程）で定める。

第4章 特別の課程

(履修証明プログラム)

第39条の2 本学の学生以外の者を対象とした学校教育法第105条に規定する特別の課程として、履修証明プログラムを編成することができる。

2 前項に定めるもののほか、履修証明プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

第5章 外国人留学生

(外国人留学生)

第40条 外国人で留学のため、本学に学生、特別聴講学生、科目等履修生、聴講生又は研究生として入学を志願する者があるときは、選考の上、総長又は学部長は、入学を許可することができる。

2 前項の許可を受け入学する者を外国人留学生という。

第41条 削除

第42条 削除

第43条 削除

第6章 検定料、入学料及び授業料

(検定料の納付)

第44条 入学を志願する者は、願書提出と同時に、検定料を納付しなければならない。

(検定料の免除)

第44条の2 総長が相当の事由があると認めて別に定めた場合は、検定料を免除することができる。

(入学料の納付)

第45条 入学に当たっては、所定の期日までに、入学料を納付しなければならない。

(入学料の免除等)

第45条の2 入学する者（科目等履修生、聴講生又は研究生として入学する者を除く。以下この項及び次項並びに次条第1項及び第2項において同じ。）であって、次の各号のいずれかに該当する特別な事情により入学料の納付が著しく困難であると認められるものには、別に

定めるところにより、入学料の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 入学前1年以内において、入学する者の学資を主として負担している者（以下この号において「学資負担者」という。）が死亡した場合、又は入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合
 - (2) 前号に準ずる場合であって、総長が相当と認める事由がある場合
- 2 前項に定めるもののほか、入学する者であって、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号。以下「修学支援法」という。）に基づく入学料免除の支援対象者の要件を満たすと認めるときは、別に定めるところにより、入学料の全部又は一部を免除することができる。
 - 3 第19条の2の規定により学生の身分を失った場合は、別に定めるところにより、当該学生に係る入学料を免除することができる。
 - 4 本学学部合格し、一方の学部に対する入学（編入学、転入学及び聴講生、研究生としての入学を除く。）を行った後に、その入学を辞退し、他方の学部に対する入学手続を行う者については、入学料を免除することができる。
 - 5 前各項に定めるもののほか、総長が相当の事由があると認めて別に定めた場合は、入学料を免除することができる。
 - 6 第1項又は第2項の規定により入学料の免除を受けている者が別に定める事由に該当すると認められる場合は、その入学料の免除を取り消すものとする。

第45条の3 入学する者が次の各号のいずれかに該当する場合には、別に定めるところにより、入学料の徴収を猶予することができる。

- (1) 経済的理由によって納付期限までに入学料の納付が困難であると認められる場合
 - (2) 前条第1項第1号に掲げる場合で、納付期限までに入学料の納付が困難であると認められる場合
 - (3) その他やむを得ない事情があると総長が認めた場合
- 2 前項に定めるもののほか、修学支援法に基づく入学料免除の申請を入学する者から受理した場合は、別に定めるところにより、入学料の徴収を猶予することができる。
 - 3 前2項の徴収猶予の期間は、当該入学に係る年度を超えないものとする。
 - 4 第1項の規定により入学料の徴収猶予を受けている者が別に定める事由に該当すると認められる場合は、その入学料の徴収猶予を取り消すものとする。

第45条の4 第45条の2第1項若しくは第2項又は前条第1項若しくは第2項の規定により、入学料の免除又は徴収猶予を受けようとする者は、所定の期日までに必要書類を添えて、総長に願い出るものとする。

2 前項の規定により入学料の免除又は徴収猶予を願い出た者に係る入学料の納付については、免除又は徴収猶予の可否が決定するまでの間、猶予することができる。

（授業料の納付）

第46条 学生は、授業料を毎年前期（4月から9月まで）及び後期（10月から翌年3月まで）の2期に分けて、所定の期日までに、年額の2分の1ずつ納付しなければならない。ただし、特別の事情がある場合は、月割分納を許可することができる。

- 2 第1項本文の規定にかかわらず、学生は、前期に係る授業料を納付するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて納付することができる。
- 3 特別聴講学生、科目等履修生、聴講生及び研究生は、各期に受講する単位数分又は月数分の授業料を第1項（ただし書を除く。）に準じて納付しなければならない。
- 4 第1項ただし書の月割分納を許可された者は、授業料年額の12分の1に相当する額を毎月納付しなければならない。ただし、夏季及び冬季休業中の授業料については、その開始前に納付させるものとする。

第47条 学生が退学し、除籍又は放學された場合の授業料については、別に定める場合を除くほか、その納期に属する分は徴収する。

2 停学中の学生の授業料については、その期間中も徴収する。

（授業料の免除等）

第48条 学生が休学した場合の授業料は、休学月の翌月（休学する日が月の初日からのときは、その月）から復学当月の前月まで月割をもって免除する。ただし、休学する日が前期にあつては5月以後、後期にあつては11月以後であつて、授業料の徴収猶予又は月額分納を許可されていない者で、かつ、前期にあつては4月末日までに、後期にあつては10月末日までに休学を許可されていないものの当該期の授業料については、この限りでない。

2 第19条の2の規定により学生の身分を失った場合、第32条若しくは第38条の

- 2 の規定により学生を除籍した場合、又は死亡若しくは行方不明のため、学籍を除いた場合は、当該学生に係る未納の授業料の全額を免除することができる。
- 3 第 49 条の規定により授業料の徴収猶予を許可されている学生が退学した場合は、月割計算により、退学の翌月以降に納付すべき授業料の全額を免除することができる。
- 第 49 条 本学の学生（科目等履修生、聴講生及び研究生を除く。次項において同じ。）であつて、経済的理由によって授業料の納付が困難であると認めるとき、その他やむを得ない事情があると認めるときは、別に定めるところにより、授業料の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することができる。
- 2 前項に定めるもののほか、本学の学生であつて、修学支援法に基づく授業料免除の支援対象者の要件を満たすと認めるときは、別に定めるところにより、授業料の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することができる。
- 3 前 2 項の徴収猶予の期間は、当該年度を超えないものとする。
- 第 49 条の 2 前 2 条に定めるもののほか、総長が相当の事由があると認めて別に定めた場合は、授業料を免除することができる。
- 第 50 条 第 49 条の規定により授業料の免除又は徴収猶予（月割分納の場合を含む。以下同じ。）を受けようとする者は、その事由を具して所定の期日までに総長に願い出るものとする。
- 2 前項の規定により授業料の免除又は徴収猶予を願い出た者に係る授業料の納付については、免除若しくは徴収猶予の可否が決定するまでの間、猶予することができる。
- 第 51 条 授業料の免除又は徴収猶予を受ける学生は、納期ごとに総長が定める。
- 第 52 条 第 49 条第 1 項の規定により授業料の免除を受けている者がその事由を失ったときは、その当月から当該期末までの授業料を月割をもって納付しなければならない。
- 2 第 49 条第 1 項又は第 2 項の規定により授業料の免除を受けている者が別に定める事由に該当すると認められる場合は、その授業料の免除を取り消すものとする。
- 3 前項の規定により授業料の免除を取り消されたときは、当該免除に係る授業料を所定の期日までに納付しなければならない。
- 4 第 49 条第 1 項又は第 2 項の規定により授業料の徴収猶予を受けている者が別に定める事由に該当すると認められる場合は、その授業料の徴収猶予を取り消すものとする。
- 5 第 49 条第 1 項若しくは第 2 項の規定により授業料の徴収猶予を受けている者がその事由を失ったとき又は前項の規定により授業料の徴収猶予が取り消されたときは、直ちに授業料を納付しなければならない。
- （授業料等の不徴収等）
- 第 52 条の 2 第 44 条及び第 45 条の規定にかかわらず、特別聴講学生に係る検定料及び入学料は徴収しない。
- 2 第 46 条第 3 項の規定にかかわらず、特別聴講学生が次のいずれかに該当する場合は、授業料を徴収しない。
- （1） 国立の大学又は専門職大学の学生
- （2） 本学と相互に授業料の不徴収を定めた相互単位互換協定（部局間協定を含む。）に基づき授業科目を履修する公立若しくは私立の大学、専門職大学若しくは短期大学又は国立、公立若しくは私立の高等専門学校の学生
- 3 第 44 条、第 45 条及び第 46 条の規定にかかわらず、国費外国人留学生制度実施要項（昭和 29 年 3 月 31 日文部大臣裁定）に基づき入学する者及び本学と外国の大学等との間において相互に検定料、入学料及び授業料の不徴収を定めた大学間交流協定（部局間交流協定を含む。）に基づき入学する者については、検定料、入学料及び授業料を徴収しない。
- （検定料、入学料及び授業料の額）
- 第 53 条 第 44 条の検定料、第 45 条の入学料及び第 46 条の授業料の額は、大阪大学学生納付金規程（以下「納付金規程」という。）の定めるところによる。
- （納付済の検定料、入学料及び授業料）
- 第 54 条 納付済の検定料、入学料及び授業料は返付しない。
- 2 第 13 条に規定する選抜試験における次の各号のいずれかに該当する者に対しては、前項の規定にかかわらず、その者の申出により、前項の検定料のうち当該各号に掲げる額を返付する。
- （1） 出願書類等による選抜（以下「第 1 段階目の選抜」という。）を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜（以下「第 2 段階目の選抜」という。）を行う場合において、第 1 段階目の選抜に合格しなかった者 納付金規程第 2 条第 4 項に定める第 2 段階目の選抜に係る検定料相当額（以下「第 2 段階目選抜検定料相当額」という。）

- (2) 出願を受け付けた後において、大学入学共通テストの受験科目の不足により出願資格のないことが判明した者 第2段階目選抜検定料相当額
- 3 第46条第2項の規定により前期分の授業料納付の際、後期分授業料を併せて納付した者が、前期末までに休学又は退学した場合は、納付した者の申出により後期分授業料相当額を返付する。
- 4 第45条の2第2項又は第49条第2項の規定により入学料又は授業料の免除が認定された場合で、免除対象の入学料又は授業料を納付済のときは、それぞれ免除された額の相当額を返付する。

第7章 学寮等
(学寮等)

第55条 本学に、学寮及び外国人留学生を寄宿させる施設（以下「学寮等」という。）を設ける。

2 学寮等は、総長の監督に属する。

第56条 学寮等について必要な事項は、別に定める。

(略)

附 則

1 この改正は、令和6年4月1日から施行する。

2 (略)

別表1

収容定員表

学部名	学科名	入学定員及び編入学定員		収容定員
法学部	法学科	170		700
		3年次編入学定員	10	
	国際公共政策学科	80		320
	計			1,020

教育職員免許状の取得について

法学部では、高等学校教諭一種免許状「公民」の免許を取得することができます。

教育職員の資格を得ようとする者は、「特に文部科学省令で定める科目」、「教育の基礎的理解に関する科目等」、「教科及び教科の指導法に関する科目」ならびに「大学が独自に設定する科目」について、所定の単位数を修得し、法学部を卒業する必要があります。

詳細については、入学年度の大阪大学教育課程委員会・教育実習専門部会発行の「【教職課程ブックレット】①教職課程への招待 教育職員免許状取得ガイド」をしっかりと確認してください。

なお、法学部の「教科に関する専門的事項」については、以下の「教職課程の教科に関する科目として指定している授業科目表」により履修してください。

免許状の取得を希望する者は、4月に実施される教職課程ガイダンスを必ず受講してください。

また、不明な点がある場合は、法学部教務係または教育・学生支援部教育企画課学務係 06-6879-7947 or 4827、gakute-stu@m1.office.osaka-u.ac.jp へ尋ねてください。

教職課程の教科に関する科目として指定している授業科目表(令和6(2024)年度入学者から適用)

◆高校一種・公民(法学部法学科)

免許法施行規則に定める教科に関する科目	免許取得に必要な単位数	指 定 科 目	開講部局
「法律学(国際法を含む。)、政治学(国際政治を含む。)」	32単位以上	◎政治学の基礎、国際関係論入門、憲法1、憲法2、行政法1、行政法2、行政法3、行政法4、税法1、税法2、刑法1、刑法2、刑事訴訟法、国際法1、国際法2、国際法3、民法1、民法2、民法3、民法4、商法1(会社法)、商法2(総則・商行為)、経済法、知的財産法1、民事訴訟法、労働法、社会保障法、国際私法、国際経済法、日本近代法史、ローマ法、法理学、法思想史、法社会学、◎政治学原論、政治過程論、日本政治史、国際政治学、外交史、行政学、地方行政論、比較政治	法学部
「社会学、経済学(国際経済を含む。)」		◎ミクロ経済入門、◎マクロ経済入門、マクロ経済学、公共経済学	法学部
「哲学、倫理学、宗教学、心理学」		◎哲学の基礎A、◎哲学の基礎B	全学教育推進機構

注. ◎は、教育職員免許状取得上の必修科目を示す。

◆高校一種・公民(法学部国際公共政策学科)

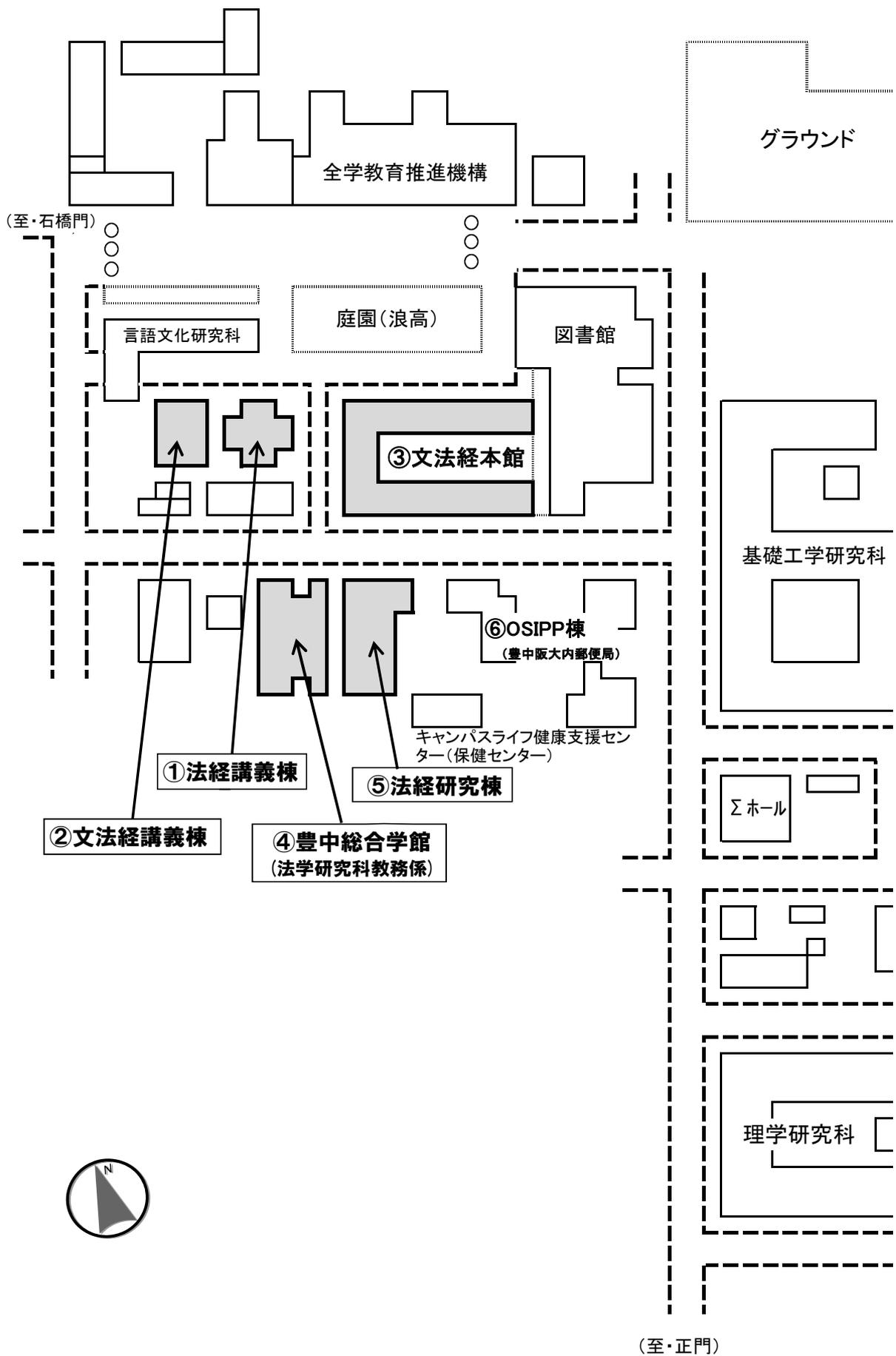
免許法施行規則に定める教科に関する科目	免許取得に必要な単位数	指 定 科 目	開講部局
「法律学(国際法を含む。)、政治学(国際政治を含む。)」	32単位以上	◎政治学の基礎、国際関係論入門、憲法1、憲法2、行政法1、行政法2、行政法3、行政法4、民法1、民法2、商法1(会社法)、商法2(総則・商行為)、経済法、労働法、社会保障法、国際法1、国際法2、国際法3、国際私法、国際経済法、国際環境法、国際人権法、◎政治学原論、政治過程論、国際政治学、行政学、地方行政論、比較政治、外交政策論、平和学、現代ヨーロッパ政治、国際行動論、国際機構論	法学部
「社会学、経済学(国際経済を含む。)」		◎ミクロ経済入門、◎マクロ経済入門、マクロ経済学、※国際経済学I、経済発展、公共経済学、ヒューマン・キャピタル、ゲーム理論 (※は、令和4年度以降の入学者のみ)	法学部
「哲学、倫理学、宗教学、心理学」		◎哲学の基礎A、◎哲学の基礎B	全学教育推進機構

注. ◎は、教育職員免許状取得上の必修科目を示す。

下線は、一般的包括的な内容を含む科目を示す。

Web 上では掲載を省略させていただきます。
(75~78 ページ)

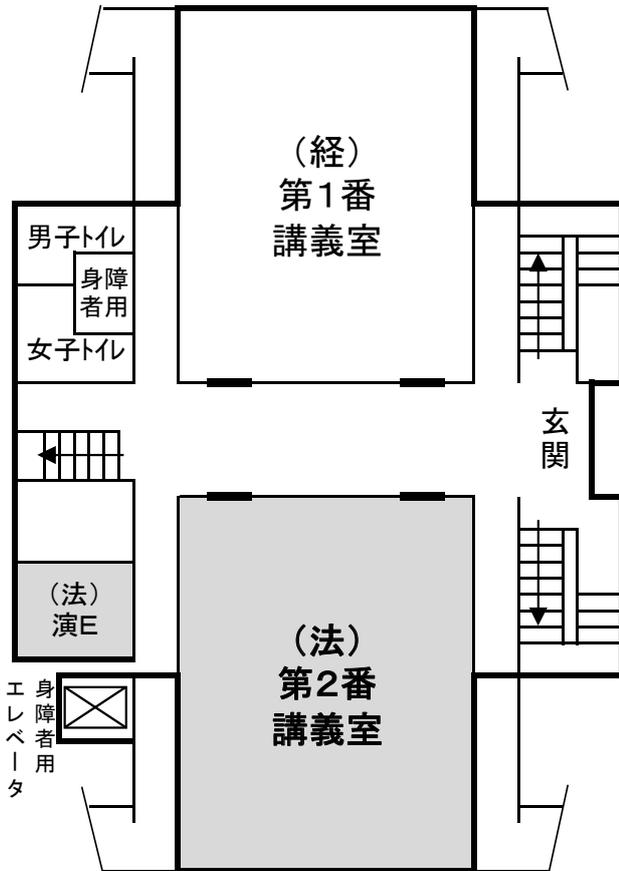
周辺図



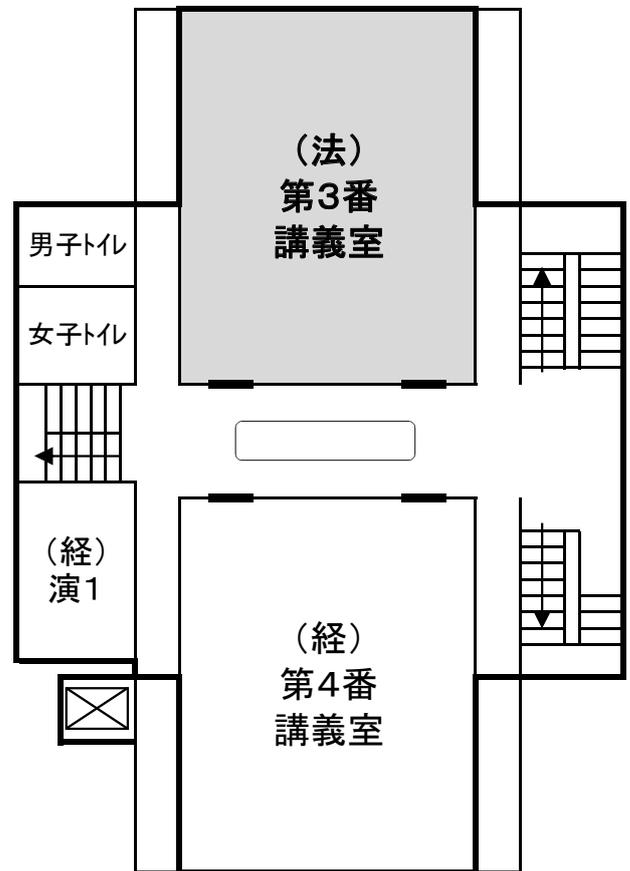
①法・経講義棟



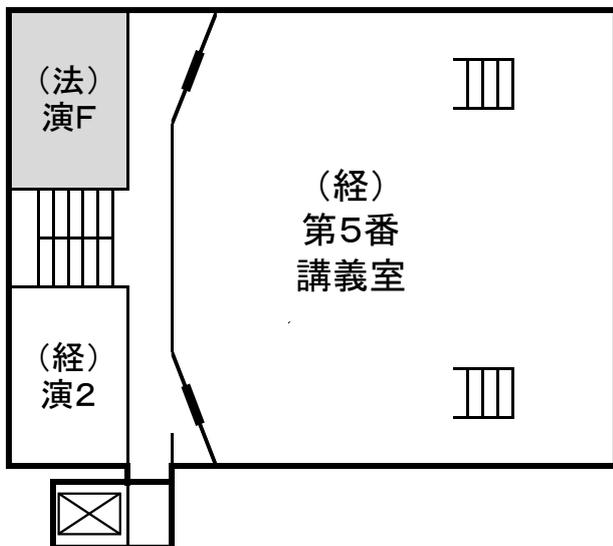
1 階



2 階



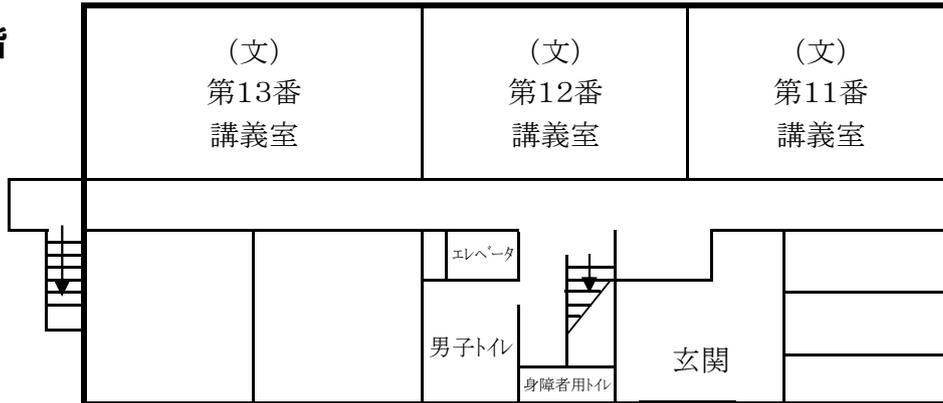
3階



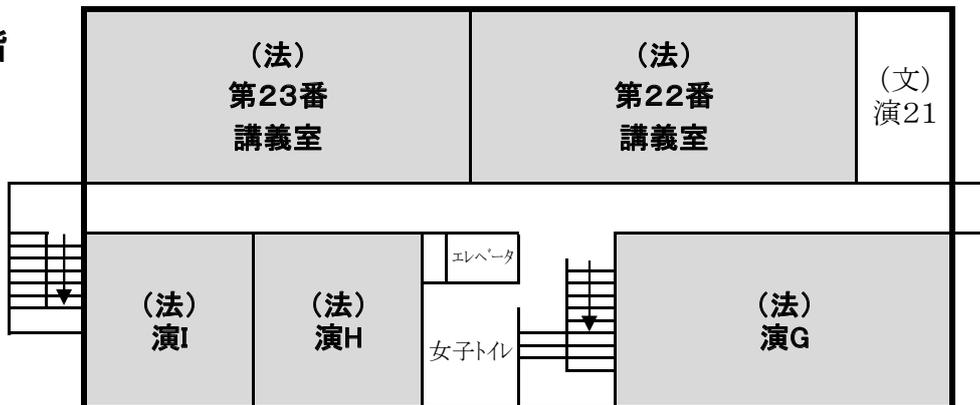
②文・法・経講義棟



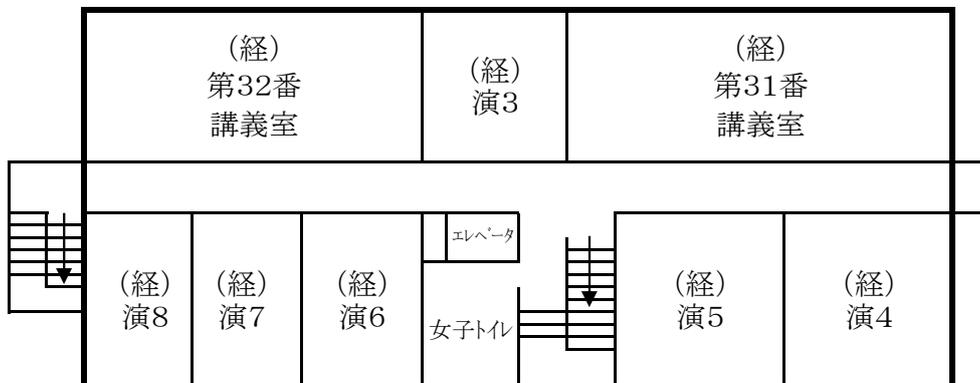
1 階



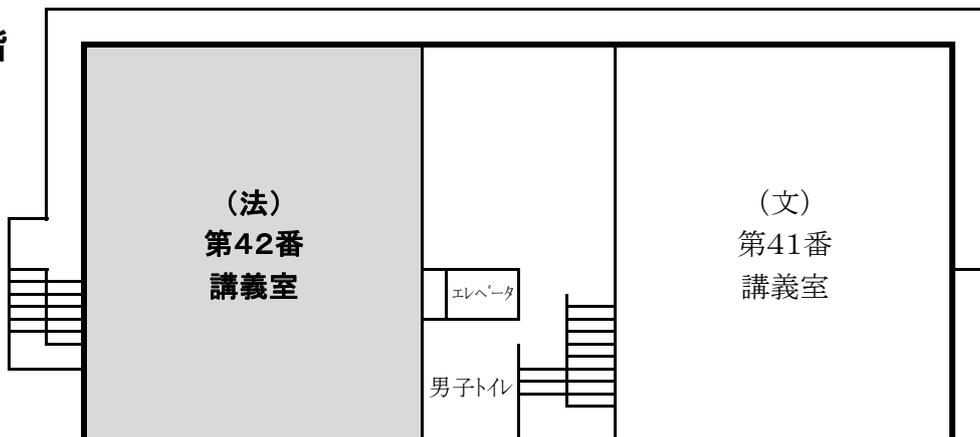
2 階



3 階

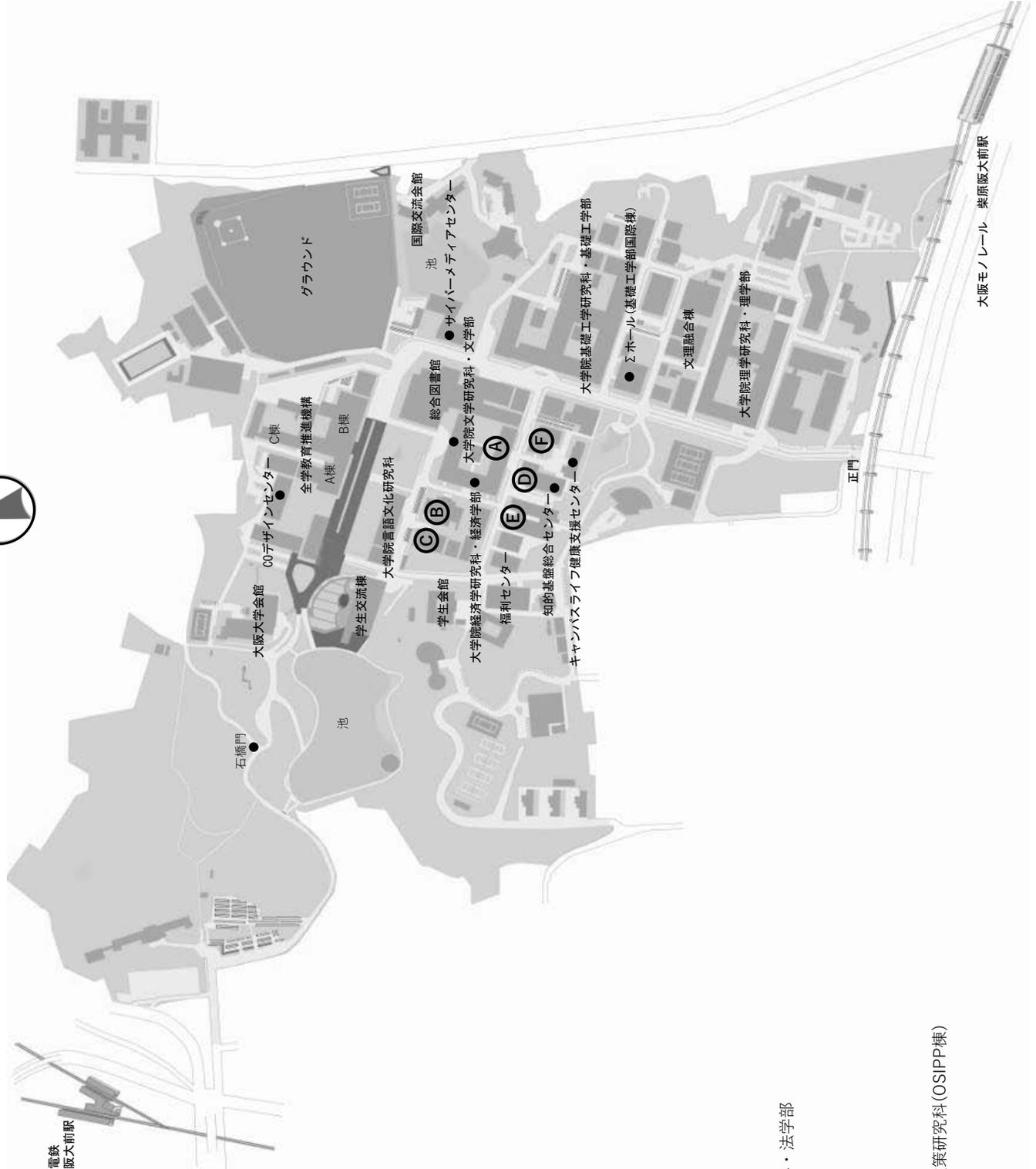


4 階



Web 上では掲載を省略させていただきます。
(82~86 ページ)

【豊中地区】



- A** 大学院法学研究科・法学部
- B** 法経講義棟
- C** 文法経講義棟
- D** 法経研究棟
- E** 豊中総合学館
- F** 大学院国際公共政策研究科 (OSIPP棟)

授 業 時 間

第 1 時 限	8 : 50 ~ 10 : 20
第 2 時 限	10 : 30 ~ 12 : 00
第 3 時 限	13 : 30 ~ 15 : 00
第 4 時 限	15 : 10 ~ 16 : 40
第 5 時 限	16 : 50 ~ 18 : 20
第 6 時 限	18 : 30 ~ 20 : 00

令和6年度

学生ハンドブック

大阪大学法学部

〒560-0043 豊中市待兼山町 1-6

(TEL) 06-6850-6111 (代表)

